

平成 2 0 年度

大気汚染の常時監視測定結果

平成 2 1 年 7 月

福 島 県

この測定結果は、大気汚染防止法第22条の規定に基づき県内の大気汚染の状況を常時監視した結果について、同法第24条の規定に基づき公表するものです。

1 測定方法の概要

(1) 測定期間

平成20年4月～平成21年3月

(2) 実施機関

福島県、郡山市、いわき市及び福島市

(3) 測定局及び測定項目

県内17市町村に配置してある一般環境大気測定局40局と自動車排出ガス測定局3局において測定しました。

なお、一般環境大気測定局とは、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を監視するため設置した測定局であり、自動車排出ガス測定局とは、道路近傍の大気汚染の状況を監視するため設置した測定局です。

測定項目は、大気の汚染に係る環境基準が定められている二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質の5項目、他に炭化水素、風向、風速、気温等の関連項目です(表-1)。

※「福島県大気汚染常時監視測定局配置計画」(平成19年度策定)により、平成20年度は一般環境大気測定局が40局となりました。

2 測定結果の概要

測定結果の評価は、有効測定局(※1)について、「大気の汚染に係る環境基準」により行いました(表-2)。

環境基準の達成状況は、二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については、長期的評価(※2)及び短期的評価(※3)により評価しました(表-3)。

※1 有効測定局：年間測定時間が6,000時間以上の測定局(光化学オキシダントを除く)。

※2 長期的評価：1年間にわたる測定結果を長期的に評価するもので、年間の1日平均値のうち高い方から2%の範囲を除外して評価する(ただし、1日平均値が2日連続して環境基準を超えない場合)。

※3 短期的評価：短時間(日又は時間)の測定結果を短期的に評価するもので、測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値、又は各1時間値を環境基準と比較し評価する。

(1) 一般環境大気測定局(40局)の状況

ア 二酸化硫黄

有効測定局31局において、すべてで環境基準の長期的評価を達成しました。

また、短期的評価は28局で達成し、達成率は90.3%でした。短期的評価を達成しなかったのは、下川局、滝尻局及び中原局であり、工場・事業場による影響

が考えられます。

全測定局の年平均値は 0.002 ppm であり、この経年変化は全国平均値以下で推移する傾向にあります。また、測定局別に年平均値を前年度と比べると、すべての測定局で「横ばい」(※4)でした。

イ 二酸化窒素

有効測定局 29 局において、すべてで環境基準を達成しました。

全測定局の年平均値は 0.008 ppm であり、この経年変化は全国平均値を下回って推移する傾向にあります。また、測定局別に年平均値を前年度と比べると、すべての測定局で「横ばい」(※4)でした。

ウ 光化学オキシダント

(ア) 測定結果

有効測定局 33 局において、すべてで環境基準を達成しませんでした。

昼間測定時間(5時～20時)の全測定局の年平均値は 0.032 ppm であり、この経年変化は全国平均値を下回って推移する傾向にあります。

(イ) 光化学スモッグ注意報

平成20年度は光化学スモッグ注意報(*1)の発令はありませんでした。しかし、光化学スモッグ予報(*2)は6地域に計6回発令しました。

*1 光化学スモッグ注意報：1時間値が 0.12 ppm 以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときに発令します。

*2 光化学スモッグ予報：1時間値が 0.1 ppm 以上になり、かつ、上昇傾向にあるときに発令します。

エ 浮遊粒子状物質

有効測定局 23 局において、すべてで環境基準の長期的評価を達成しました。

また、短期的評価は 20 局で達成し、達成率は 87.0% でした。

全測定局の年平均値は 0.018 mg/m³ であり、この経年変化は全国平均値を下回って推移する傾向にあります。また、測定局別に年平均値を前年度と比べると、すべての測定局で「横ばい」(※4)でした。

オ 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素は、光化学オキシダントの生成防止の観点から指針値(午前6時から9時までの3時間平均値が 0.20 ppmC から 0.31 ppmC の範囲以下)が定められており、指針値を達成した測定局はありませんでした。

全測定局の年平均値は 0.14 ppmC でした。また、全測定局の3時間平均値の年平均値は 0.15 ppmC であり、この経年変化は全国平均値を下回って推移する傾向にあります。

(2) 自動車排出ガス測定局（3局）の状況

ア 二酸化硫黄

3測定局のうち測定を実施している天神局では、環境基準の長期的評価と短期的評価を達成しました。

年平均値を前年度と比べると、「横ばい」（※4）でした。

イ 二酸化窒素

3測定局すべてで環境基準を達成しました。

全測定局の年平均値は0.013 ppmであり、測定局別に年平均値を前年度と比べると、すべての測定局で「横ばい」（※4）でした。

ウ 一酸化炭素

2測定局すべてで環境基準の長期的評価と短期的評価を達成しました。

全測定局の年平均値は0.4 ppmであり、測定局別に年平均値を前年度と比べると、すべての測定局で「横ばい」（※4）でした。

エ 光化学オキシダント

3測定局のうち測定を実施している天神局では、一般環境大気測定局と同様に環境基準を達成しませんでした。

オ 浮遊粒子状物質

3測定局すべてで環境基準の長期的評価と短期的評価を達成しました。

全測定局の年平均値は0.016 mg/m³で、測定局別に年平均値を前年度と比べるとすべての測定局で「横ばい」（※4）でした。

カ 非メタン炭化水素

2測定局すべてで光化学オキシダント生成防止のための指針値の範囲を超えていました。

全測定局の年平均値は0.18 ppmCでした。また、全測定局の3時間平均値の年平均値は0.19 ppmCで、この経年変化は全国平均を下回って推移する傾向にあります。

※4 測定局別の年平均値と前年度との比較で「横ばい」の意味

二酸化硫黄、二酸化窒素	: -0.005 ppm < (平均値の差) < 0.005 ppm
浮遊粒子状物質	: -0.010 mg/m ³ < (平均値の差) < 0.010 mg/m ³
一酸化炭素	: -0.5 ppm < (平均値の差) < 0.5 ppm

表－1 大気汚染物質（常時監視測定項目）について

物質名	各物質の説明
二酸化硫黄	石油、石炭等に含有される硫黄が燃焼により酸化されて発生する。高濃度になると呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると考えられている。
一酸化炭素	炭素化合物の不完全燃焼等により発生し、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害するなどの影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られている。
浮遊粒子状物質	浮遊粉じんのうち、粒子径が10 μm以下の物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留する。高濃度になると肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。
光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となる。高濃度になると、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物へも影響を与える。
二酸化窒素	窒素酸化物は、物の燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素と二酸化窒素の形で大気中に存在する。光化学スモッグの原因物質の一つであり、発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様である。これらの発生源からは、大部分が一酸化窒素として排出されるが、大気中で酸化されて二酸化窒素になる。また、二酸化窒素は、高濃度になると呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると考えられている。
非メタン炭化水素	炭化水素は、炭素と水素が結合した有機物の総称である。大気中の炭化水素濃度の評価には、光化学反応に関与しないメタンを除いた非メタン炭化水素が用いられる。 (指針値) 光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下にある。

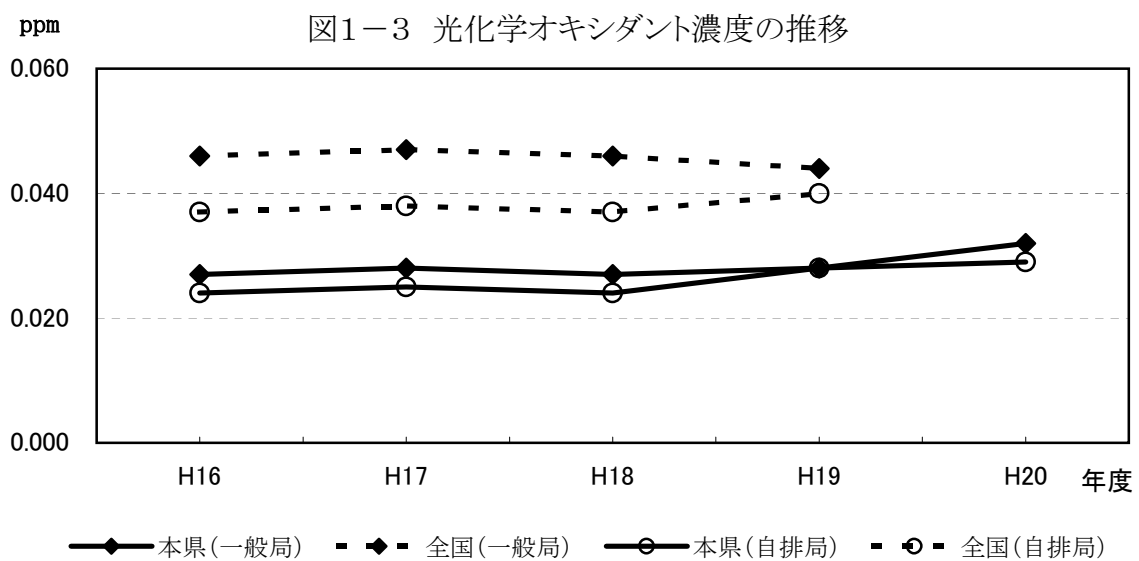
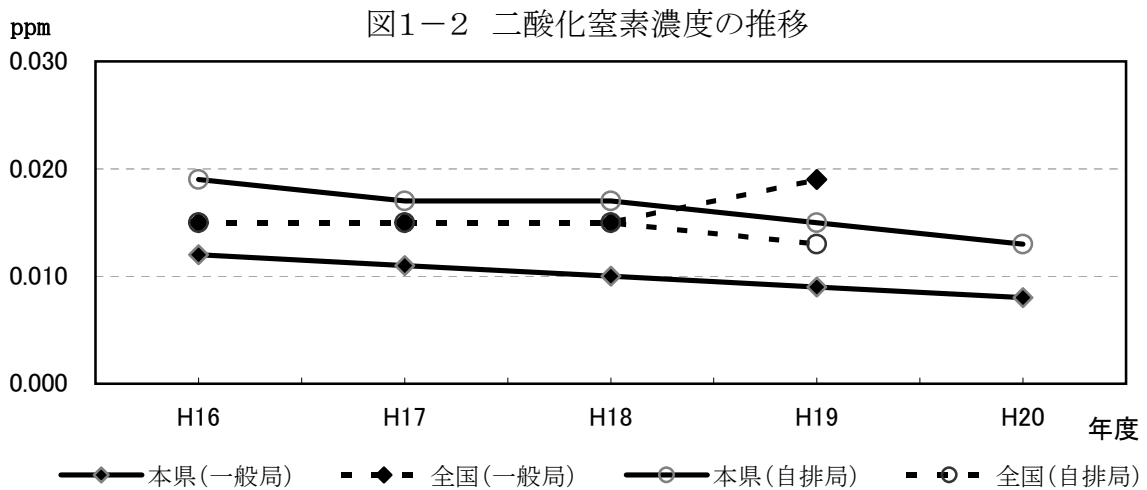
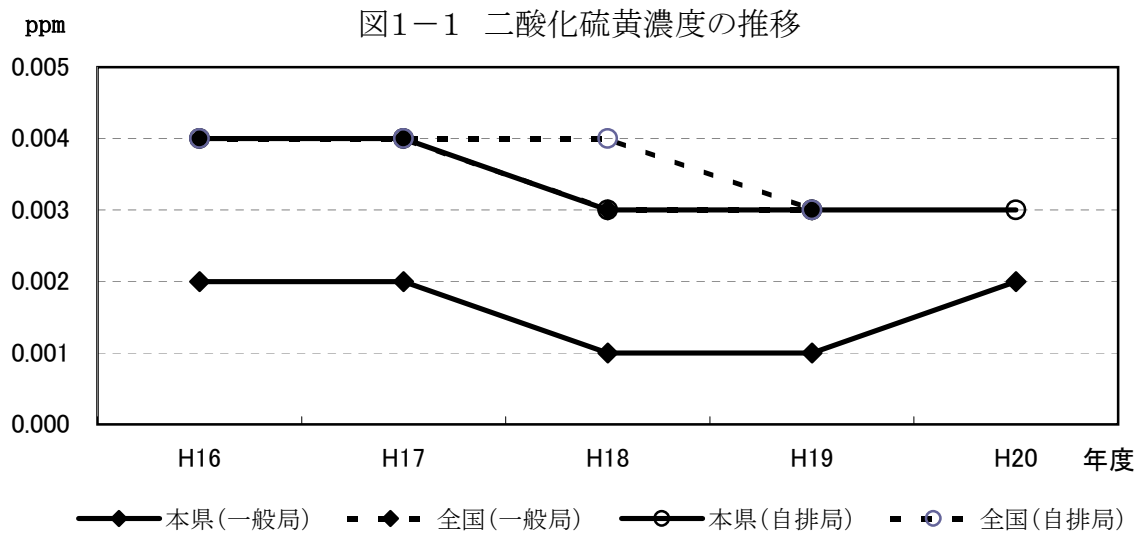
表－2 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	環境上の条件に同じ。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	長期的評価	1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	環境上の条件に同じ。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	環境上の条件に同じ。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。	

表－3 全測定局の環境基準達成状況の推移
 (一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局)

項目			年度					
			H16	H17	H18	H19	H20	
一般環境大気測定局	二酸化硫黄	有効測定局数	45	45	45	45	31	
		達成率 (%)	長期的評価	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
			短期的評価	93.3	95.6	95.6	95.6	90.3
	二酸化窒素	有効測定局数	30	30	31	31	29	
		達成率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	光化学オキシダント	有効測定局数	33	33	33	33	33	
		達成率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	浮遊粒子状物	有効測定局数	28	28	28	28	23	
		達成率 (%)	長期的評価	100.0	92.9	100.0	100.0	100.0
			短期的評価	89.3	67.9	100.0	71.4	87.0
自動車排出ガス測定局	二酸化硫黄	有効測定局数	1	1	1	1	1	
		達成率 (%)	長期的評価	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
			短期的評価	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	二酸化窒素	有効測定局数	3	3	3	3	3	
		達成率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	光化学オキシダント	有効測定局数	1	1	1	1	1	
		達成率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	一酸化炭素	有効測定局数	3	3	3	3	2	
		達成率 (%)	長期的評価	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
			短期的評価	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	浮遊粒子状物	有効測定局数	3	3	3	3	3	
		達成率 (%)	長期的評価	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
			短期的評価	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

図1 本県及び全国の大気汚染物質濃度(年平均値)の推移



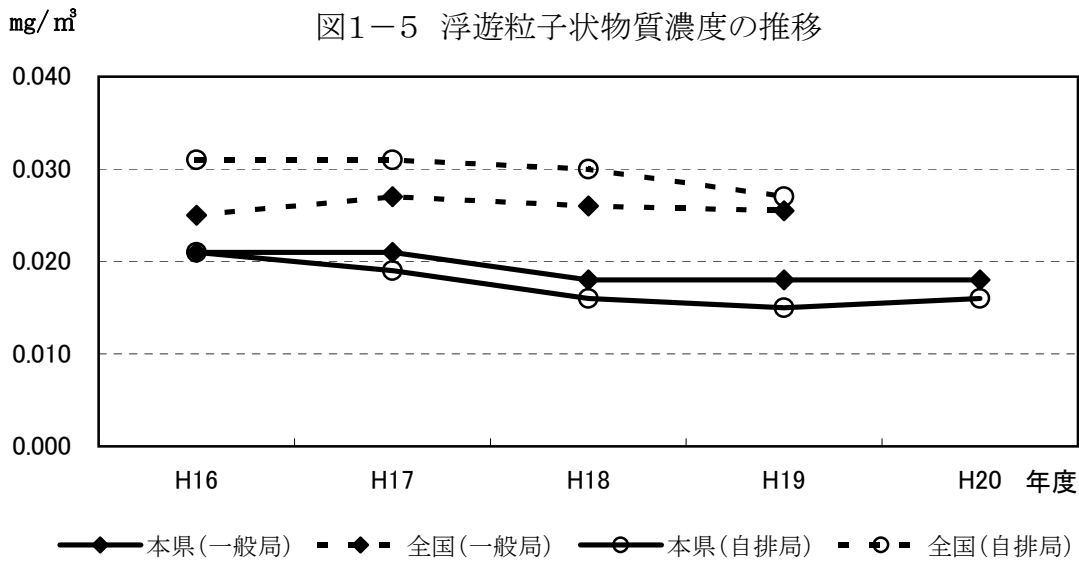
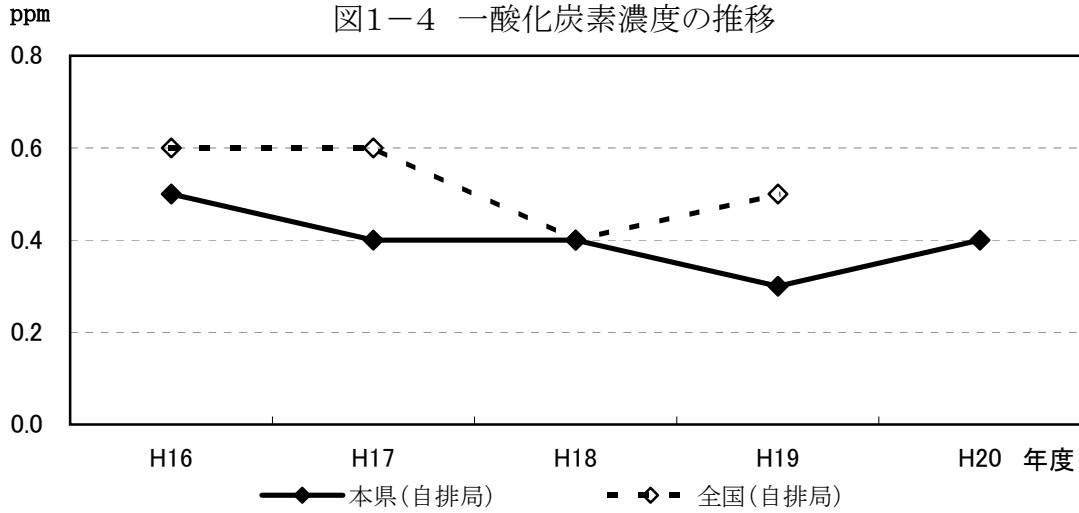


表-4 大気汚染物質濃度の推移 (全測定局の年平均値)

年度 \ 項		二酸化硫黄 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	光化学オキシダント (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)
一般局	H16	0.002	0.011	0.027	—	0.021
	H17	0.002	0.009	0.028	—	0.021
	H18	0.001	0.009	0.027	—	0.018
	H19	0.001	0.008	0.028	—	0.018
	H20	0.002	0.008	0.032	—	0.018
自排局	H16	0.004	0.019	0.024	0.4	0.021
	H17	0.004	0.017	0.025	0.3	0.019
	H18	0.003	0.017	0.024	0.3	0.016
	H19	0.003	0.015	0.028	0.3	0.015
	H20	0.003	0.013	0.029	0.4	0.016

(注) 光化学オキシダント濃度は昼間 (5~20時) の日最高1時間値の年平均値です。

表－５ 環境基準の達成状況等

種別	市町村名	測定局	用途地域	環境基準項目								指針値設定項目	
				二酸化硫黄		二酸化窒素	光化学オキシダント	一酸化炭素		浮遊粒子状物質			非メタン炭化水素
				長期的評価	短期的評価			長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価		
一般環境大気測定局	福島市	南町住	〇	〇	〇	×	—	—	〇	〇	—		
		森合	〇	〇	〇	×	—	—	〇	〇	×		
		古川	—	—	〇	×	—	—	〇	〇	—		
	二本松市	二本松	—	—	—	×	—	—	—	—	—		
		郡山市	芳賀	〇	〇	〇	×	—	—	—	—	—	
	朝日		〇	〇	〇	×	—	—	〇	〇	×		
	堤下		〇	〇	〇	×	—	—	—	—	—		
	日和田		〇	〇	〇	×	—	—	—	—	—		
	富久山		〇	〇	〇	×	—	—	—	—	—		
	安積		〇	〇	〇	×	—	—	—	—	—		
	須賀川市	須賀川	〇	〇	〇	×	—	—	〇	〇	×		
	白河市	白河	〇	〇	〇	×	—	—	〇	〇	×		
	矢吹町	矢吹	—	—	—	×	—	—	—	—	—		
	会津若松市	会津若松	住	〇	〇	〇	×	—	—	〇	〇	×	
	新地町	新地	未	〇	〇	〇	×	—	—	〇	〇	—	
	相馬市	相馬	住	〇	〇	〇	×	—	—	〇	〇	—	
	南相馬市	原町	住	〇	〇	〇	×	—	—	〇	〇	×	
		小高	住	—	—	〇	×	—	—	〇	〇	—	
	飯舘村	飯舘	未	—	—	〇	×	—	—	〇	×	—	
	双葉町	双葉	〇	—	—	—	×	—	—	〇	〇	—	
	富岡町	富岡	住	—	—	—	×	—	—	〇	〇	—	
	楡葉町	楡葉	未	〇	〇	〇	×	—	—	〇	×	×	
	広野町	広野	〇	〇	〇	×	—	—	〇	〇	—		
	川内村	川内	〇	—	—	〇	×	—	—	〇	〇	×	
	いわき市	大高	〇	〇	—	—	—	—	—	—	—	—	
		上中田	準工	〇	〇	〇	×	—	—	—	—	—	
		花ノ井	住	〇	〇	—	—	—	—	〇	〇	—	
		金山	未	〇	〇	—	—	—	—	—	—	—	
		田部	〇	〇	—	—	—	—	—	—	—	—	
		下川	準工	〇	×	—	—	—	—	—	—	—	
		滝尻	住	〇	×	〇	×	—	—	〇	×	—	
		愛宕下	〇	〇	〇	×	—	—	〇	〇	—		
大原		〇	〇	〇	×	—	—	〇	〇	—			
南富岡		工専	(〇)	(〇)	—	—	—	—	—	—	—		
鹿島		住	〇	〇	〇	×	—	—	—	—	—		
中原		工	〇	×	—	—	—	—	—	—	—		
西郷		住	〇	〇	〇	×	—	—	〇	〇	—		
揚土		〇	〇	〇	×	—	—	〇	〇	—			
高坂		〇	〇	〇	×	—	—	—	—	—			
下神谷	未	〇	〇	〇	×	—	—	—	—	—			
達成局数			31	28	29	0	—	—	23	20	0		
達成率(%)			100.0	90.3	100.0	0.0	—	—	100.0	87.0	0.0		
有効局数			31	31	29	33	0	0	23	23	8		
自動車排出ガス測定局	福島市	天神	商	〇	〇	〇	×	—	—	〇	〇	—	
	郡山市	台新	住	—	—	〇	—	〇	〇	〇	〇	×	
	いわき市	平	商	—	—	〇	—	〇	〇	〇	〇	×	
	達成局数			1	1	3	0	2	2	3	3	0	
	達成率(%)			100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	
有効局数			1	1	3	1	2	2	3	3	2		
合計	達成局数			32	29	32	0	2	2	26	23	0	
	達成率(%)			100.0	90.6	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	88.5	0.0	
	有効局数			32	32	32	34	2	2	26	26	10	

(注) 1 〇は環境基準を達成した局、×は環境基準を達成しなかった局です。
 2 非メタン炭化水素は、環境基準ではなく光化学オキシダント生成防止のための指針値の範囲未達の局を〇、範囲を超えた局を×としました。
 3 いわき市の南富岡局は、都市計画法に定める工業専用地域にあるため環境基準の評価対象外であり（ ）書きとしました。
 4 天神局の一酸化炭素及び非メタン炭化水素は測定時間6000時間未満のため環境基準の評価対象から外しました。

表－6 大気汚染物質等の年平均値

種別	市町村名	測定局	用途地域	環境基準項目					指針値設定項目
				二酸化硫黄 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	光化学 オキシダント (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状 物質 (mg/m ³)	非メタン 炭化水素 (ppmC)
一般環境大気測定局	福島市	南町	住	0.003	0.013	0.029	—	0.018	—
		森合	住	0.001	0.011	0.027	—	0.025	0.13
		古川	住	—	0.009	0.029	—	0.015	—
	二本松市	二本松	住	—	—	0.030	—	—	—
	郡山市	芳賀	住	0.002	0.010	0.029	—	—	—
		朝日	住	0.001	0.012	0.028	—	0.016	0.24
		堤下	住	0.001	0.011	0.031	—	—	—
		日和田	住	0.001	0.008	0.034	—	—	—
		富久山	住	0.001	0.010	0.031	—	—	—
		安積	住	0.001	0.010	0.031	—	—	—
		須賀川市	須賀川	住	0.003	0.009	0.029	—	0.015
	白河市	白河	住	0.001	0.008	0.035	—	0.017	0.10
	矢吹町	矢吹	住	—	—	0.030	—	—	—
	会津若松市	会津若松	住	0.003	0.008	0.034	—	0.027	0.10
	新地町	新地	未	0.000	0.004	0.036	—	0.015	—
	相馬市	相馬	住	0.001	0.006	0.036	—	0.017	—
	南相馬市	原町	住	0.001	0.006	0.035	—	0.018	0.19
		小高	住	—	0.006	0.034	—	0.018	—
	飯舘村	飯舘	未	—	0.003	0.037	—	0.021	—
	双葉町	双葉	住	—	—	0.034	—	0.014	—
	富岡町	富岡	住	—	—	0.038	—	0.015	—
	檜葉町	檜葉	未	0.001	0.008	0.035	—	0.026	0.11
	広野町	広野	住	0.002	0.004	0.038	—	0.022	—
	川内村	川内	住	—	0.002	0.036	—	0.011	0.08
	いわき市	大高	住	0.003	—	—	—	—	—
		上中田	準工	0.003	0.010	0.027	—	—	—
		花ノ井	住	0.003	—	—	—	0.015	—
		金山	未	0.003	—	—	—	—	—
		田部	住	0.002	—	—	—	—	—
		下川	準工	0.002	—	—	—	—	—
滝尻		住	0.002	0.010	0.025	—	0.019	—	
愛宕下		住	0.001	0.011	0.031	—	0.016	—	
大原		住	0.004	0.010	0.030	—	0.022	—	
南富岡		工専	0.002	—	—	—	—	—	
鹿島		住	0.001	0.009	0.032	—	—	—	
中原		工	0.004	—	—	—	—	—	
西郷		住	0.003	0.009	0.030	—	0.016	—	
揚土		住	0.001	0.007	0.034	—	0.017	—	
高坂	住	0.001	0.008	0.031	—	—	—		
下神谷	未	0.001	0.005	0.033	—	—	—		
一般局平均				0.002	0.008	0.032	—	0.018	0.14
自動車排出局	福島市	天神	商	0.003	0.012	0.029	(0.3)	0.016	(0.15)
	郡山市	台新	住	—	0.016	—	0.3	0.018	0.19
	いわき市	平	商	—	0.012	—	0.4	0.015	0.16
	自排局平均				0.003	0.013	0.029	0.4	0.016
全測定局の平均				0.002	0.009	0.032	0.4	0.018	0.15

(注) 1 光化学オキシダントは、昼間測定時間（5～20時）の年平均値です。
 2 天神局の一酸化炭素及び非メタン炭化水素は、測定時間が6000時間未満であるため参考値です。

平成20年度
有害大気汚染物質モニタリング調査結果

平成21年 7月
福 島 県

この測定結果は、大気汚染防止法第22条第1項の規定に基づき、県内の有害大気汚染物質による大気の汚染状況のモニタリング調査を行い、同法第24条の規定に基づいてその結果を公表するものです。

1 有害大気汚染物質モニタリング調査の概要

(1) 測定期間

平成20年4月～平成21年3月

(2) 実施機関

福島県、郡山市及びいわき市

(3) 測定地点

県内5市村において、一般環境4地点、発生源周辺6地点及び道路沿道2地点の計12地点で行いました（表-1）。

表-1 測定地点一覧

地域分類 (地点数)	市町村	測定地点	用途地域	測定機関
一般環境 (4)	福島市	信夫ヶ丘運動場	第一種住居地域	福島県
	郡山市	開成山公園	第一種低層住居専用地域	郡山市
	いわき市	大気測定局（揚土局）	第二種住居地域	いわき市
	会津若松市	大気測定局（会津若松局）	第二種住居地域	福島県
発生源周辺 (6)	郡山市	芳賀公民館	第一種住居地域	郡山市
	いわき市	常磐西郷町銭田	工業専用地域	いわき市
		大気測定局（上中田局）	準工業地域	
		大気測定局（西郷局）	第二種住居地域	
	中島村	中島村滑津	指定なし	福島県
沿道（2）	福島市	県庁東分庁舎	第二種住居地域	福島県
	いわき市	大気測定局（平局）	商業地域	いわき市

(4) 測定項目

「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日付け環境省環境管理局长通知）」に定める物質のうち、17物質（福島県：16物質、郡山市：10物質、いわき市：15物質）について測定しました。

(5) 測定方法等

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（環境省）に基づき、各地点毎に月1回連続24時間のサンプリングを行い測定しました。

なお、有害大気汚染物質の大気中の濃度は、地域の社会・経済活動に密接に関係し、季節変動、週変動及び日変動が認められるため、そのモニタリング結果の評価に当たっては、これらの変動が平均化されるよう「年平均値」を用いました。

2 有害大気汚染物質モニタリング調査の結果

環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質は、すべての測定地点で環境基準を達成しました（表-2）。

また、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（以下、「指針値」という。）が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの7物質は、すべての地点で指針値を下回りました。

その他の6物質については、測定したすべての地点で、平成19年度における全国状況と同程度の濃度でした。

また、新たに、平成18年度にクロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの3物質に指針値が設けられ、さらに、順次、環境目標値の検討が進められているところであり、今後も環境大気中における有害大気汚染物質の状況を把握するため計画的に調査を行うこととしています。

(1) 環境基準設定項目

① ベンゼン

各測定地点の年平均値は0.82～2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての測定地点で環境基準（3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を達成しました。

② トリクロロエチレン

各測定地点の年平均値は0.14～0.67 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての測定地点で環境基準（200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を達成しました。

③ テトラクロロエチレン

各測定地点の年平均値は0.029～0.56 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての測定地点で環境基準（200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を達成しました。

④ ジクロロメタン

各測定地点の年平均値は0.58～110 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての測定地点で環境基準（150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を達成しました。

(2) 指針値設定項目

① アクリロニトリル

各測定地点の年平均値は0.013～0.62 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての測定地点で指針値

(2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) を下回りました。

② 塩化ビニルモノマー

各測定地点の年平均値は 0.0043 ~ 0.64 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての測定地点で指針値 (10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) を下回りました。

③ 水銀及びその化合物

各測定地点の年平均値は 1.7 ~ 2.4 ng/m^3 であり、すべての測定地点で指針値 (40 ng/m^3 以下) を下回りました。

④ ニッケル化合物

各測定地点の年平均値は 1.4 ~ 2.1 ng/m^3 であり、すべての測定地点で指針値 (25 ng/m^3 以下) を下回りました。

⑤ クロロホルム

各測定地点の年平均値は 0.13 ~ 0.97 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての測定地点で指針値 (18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) を下回りました。

⑥ 1,2-ジクロロエタン

各測定地点の年平均値は 0.070 ~ 0.12 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての測定地点で指針値 (1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) を下回りました。

⑦ 1,3-ブタジエン

各測定地点の年平均値は 0.081 ~ 1.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての測定地点で指針値 (2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) を下回りました。

(3) その他の項目

アセトアルデヒド、酸化エチレン、ヒ素及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド、マンガン及びその化合物の6物質については、すべての測定地点で平成19年度における全国の状況と同程度の濃度でした。

表－２ 平成２０年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果の概要

(単位^{*1}： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 又は ng/m^3)

物質名	地域分類	測定値(年平均値)					全国の状況 ^{*2}		環境基準・指針値 ^{*3}	
		地点数				平均	測定値の範囲	年平均値		測定値の最大
		福島県	郡山市	いわき市	計					
ベンゼン	一般環境	2	1	1	4	0.98	0.82～1.1	1.3	2.6	3
	発生源周辺		1	4	5	1.4	0.88～2.5	1.5	3.1	
	沿道	1		1	2	1.5	1.3～1.6	1.8	3.9	
トリクロロエチレン	一般環境	2	1	1	4	0.36	0.14～0.67	0.70	4.4	200
	発生源周辺		1	2	3	0.34	0.22～0.55	1.0	17	
テトラクロロエチレン	一般環境	2	1	1	4	0.19	0.029～0.56	0.25	1.9	200
	発生源周辺		1		1	0.28	-	0.26	2.7	
ジクロロメタン	一般環境	2	1	1	4	1.0	0.58～1.4	1.9	10	150
	発生源周辺	1	1		2	55	0.76～110	3.7	130	
アクリロニトリル	一般環境	2		1	3	0.025	0.013～0.047	0.079	1.5	2
	発生源周辺			4	4	0.21	0.075～0.62	0.17	1.2	
塩化ビニルモノマー	一般環境	2	1	1	4	0.027	0.0043～0.061	0.039	1.3	10
	発生源周辺		1	2	3	0.39	<0.042～0.64	0.24	9.9	
水銀及びその化合物(ng/m^3)	一般環境	2		1	3	2.0	1.7～2.4	2.1	4.2	40
ニッケル化合物(ng/m^3)	一般環境	2		1	3	1.7	1.4～2.1	4.0	19	25
クロロホルム	一般環境	2		1	3	0.45	0.13～0.97	0.19	1.3	18
1,2-ジクロロエタン	一般環境	2	1	1	4	0.10	0.070～0.12	0.12	1.7	1.6
	発生源周辺		1		1	0.074	-	0.28	7.1	

物質名	地域分類	測定値(年平均値)					国の状況 ^{**2}		環境基準・指針値 ^{**3}	
		地点数			平均	測定値の範囲	年平均値	測定値の最大		
		福島県	郡山市	いわき市						
1,3-ブタジエン	一般環境	2		1	3	0.10	0.087~0.11	0.14	0.48	2.5
	発生源周辺			2	2	0.74	0.081~1.4	0.23	1.7	
	沿道	1		1	2	0.20	0.18~0.22	0.27	0.89	
アセトアルデヒド	一般環境	2			2	3.1	2.9 ~3.3	2.5	7.5	-
	沿道	1		1	2	2.6	2.3 ~2.9			
酸化エチレン	一般環境		1		1	0.070	-	0.090	0.59	-
	発生源周辺		1		1	0.080	-			
ヒ素及びその化合物 (ng/m ³)	一般環境	2	1	1	4	2.1	0.80~4.7	1.9	31	-
	発生源周辺		1		1	0.93	-			
	沿道			1	1	9.6	-			
ベンゾ[a]ピレン (ng/m ³)	一般環境		1		1	0.27	-	0.26	1.8	-
	発生源周辺		1		1	0.31	-			
	沿道	1		1	2	0.19	0.19			
ホルムアルデヒド	一般環境	2			2	2.7	2.4~2.9	2.7	9.0	-
	沿道	1		1	2	2.9	2.5~3.2			
マンガン及びその化合物 (ng/m ³)	一般環境	2	1		3	12	9.0~14	31	390	-
	発生源周辺		1		1	10.1	-			

※1：水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン、マンガン及びその化合物の単位は、ng/m³である。

※2：出典：平成19年度地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果（環境省）

※3：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては環境基準
 アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンについては指針値

平成 2 0 年度

酸性雨モニタリング調査結果

平成 2 1 年 7 月

福 島 県

この調査結果は、平成20年度における県内の酸性雨の状況を調査した結果を取りまとめたものです。

1 調査の目的

地球的規模の環境問題の一つである降水の酸性化（酸性雨）については、全国的にpH4台の降水が確認されており、これは欧米とほぼ同程度であり生態系への影響が懸念されています。

このため、県内の酸性雨の実態の把握のため、継続的にモニタリング調査を実施しました。

2 調査地点及び捕集方法等

調査地点	調査地点の場所	調査実施機関	捕集方法
会津若松	会津若松市追手町7-40 (福島県会津保健福祉事務所)	会津地方振興局	ろ過式雨水採取器により捕集
郡山	郡山市朝日3-5-7 (郡山市環境保全センター)	郡山市環境保全センター	〃
いわき	いわき市小名浜大原字六反田22 (いわき市環境監視センター)	いわき市環境監視センター	〃
羽鳥	岩瀬郡天栄村大字田良尾字芝草 (羽鳥湖付近)	環境センター	〃

3 調査項目等

調査項目	調査頻度
pH、導電率、硫酸イオン(SO ₄ ²⁻)、硝酸イオン(NO ₃ ⁻)、塩化物イオン(Cl ⁻)、アンモニウムイオン(NH ₄ ⁺)、カルシウムイオン(Ca ²⁺)、マグネシウムイオン(Mg ²⁺)、カリウムイオン(K ⁺)、ナトリウムイオン(Na ⁺)	通年 (原則として2週間ごとに捕集ただし羽鳥は1ヶ月ごとに捕集)

4 調査結果

各調査地点のpHの全降水の年間平均値は、4.73～4.97の範囲にありました。

また、主なイオン成分の年間沈着量は、非海塩性硫酸イオン(nss-SO₄²⁻)37.8～57.8 meq/m²/年、硝酸イオン(NO₃⁻)19.2～27.1 meq/m²/年、非海塩性カルシウムイオン(nss-Ca²⁺)11.1～15.6 meq/m²/年、アンモニウムイオン(NH₄⁺)17.5～59.6 meq/m²/年の範囲にあり、総イオン沈着量は159.2～319.7 meq/m²/年の範囲にありました。(表-1、図-1)

pHの全降水の年間平均値の推移については、前年度に比べ4地点すべてにおいて上昇傾向を示しました(図-2)。

表-1 ろ過式酸性雨採取による調査結果

調査地点	年間降水量 (mm)	pHの 年間 平均値	年間沈着量 (単位: meq/m ² /年)											Total-ion	nss- SO ₄ ²⁻	nss- Ca ²⁺
			H ⁺	SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	Na ⁺	K ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	NH ₄ ⁺					
会津若松	1121.1	4.82	17.7	42.2	21.0	42.4	36.4	2.3	17.0	9.8	24.8	213.5	37.8	15.4		
郡山	1072.4	4.97	11.4	40.5	27.1	34.4	22.2	3.2	12.1	7.0	58.0	216.0	37.9	11.1		
いわき	1382.6	4.83	20.3	64.4	25.1	59.6	55.2	2.4	18.0	15.1	59.6	319.7	57.8	15.6		
羽鳥	1283.7	4.73	23.9	40.5	19.2	19.6	17.2	2.2	12.7	6.4	17.5	159.2	38.4	12.0		

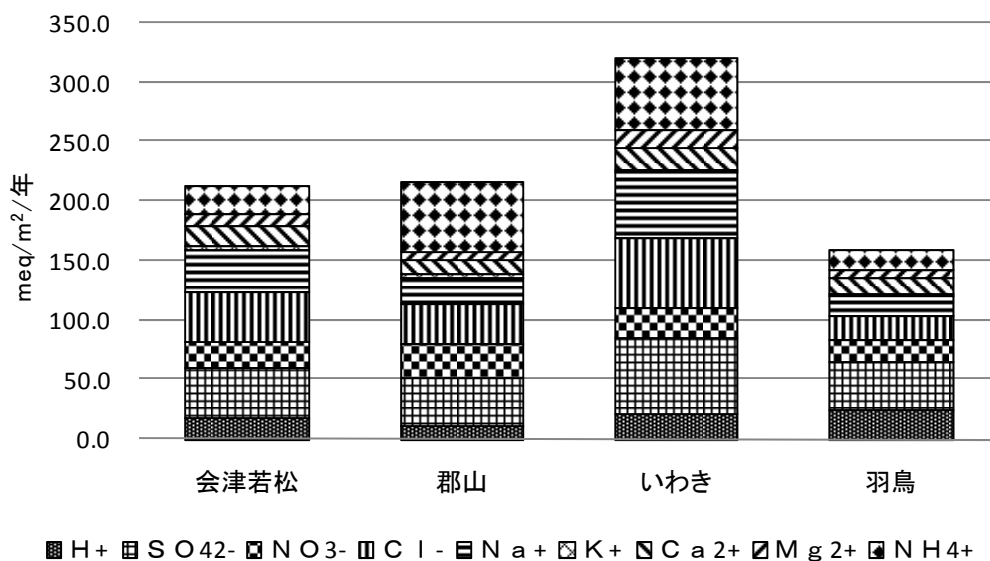


図-1 ろ過式酸性雨採取による調査結果 (地点別イオン成分沈着量)

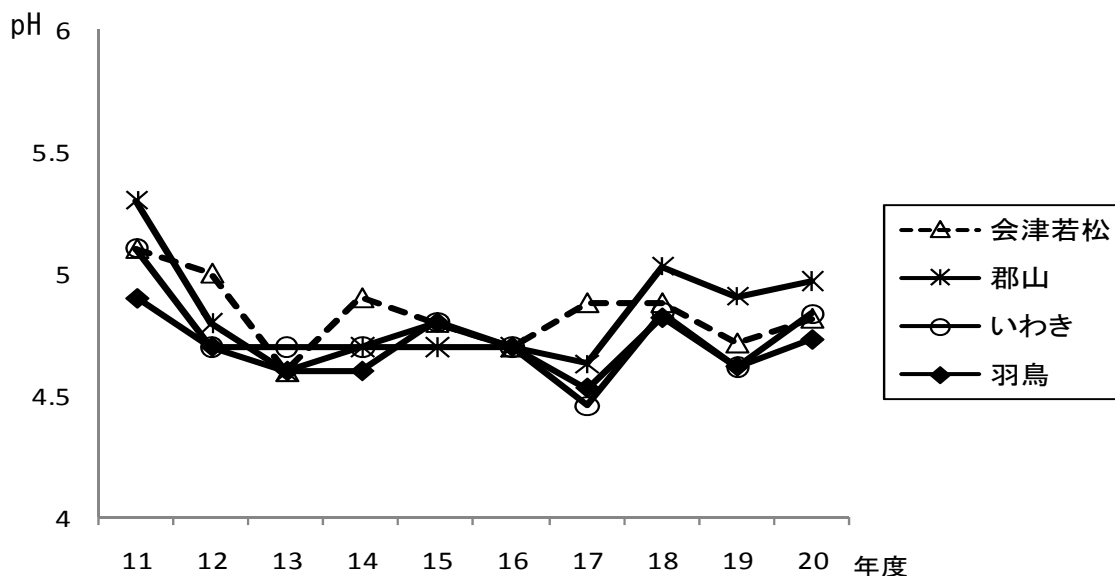


図-2 ろ過式酸性雨採取による各調査地点の pH の平均値の推移

5 まとめ

平成20年度における県内の降水のpHは前年度より高くなっており、これは酸性化の主な原因であるイオン成分の沈着量がほとんどの成分で前年度より減少したことと一致します。pH、イオン成分沈着量ともに増減はありますが、その変化量は小さく横ばい傾向にあります。

表-2 ろ過式酸性雨採取による調査結果の比較(年平均値)

	年間降水量 (mm)	pH	年間沈着量 (単位: meq/m ² /年)											
			H ⁺	SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	Na ⁺	K ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	NH ₄ ⁺	Total-ion	nss-SO ₄ ²⁻	nss-Ca ²⁺
福島県(H20年度)	1215.0	4.83	18.3	46.9	23.1	39.0	32.7	2.5	15.0	9.6	40.0	227.1	43.0	13.5
福島県(H19年度)	1200.2	4.69	24.7	53.9	28.8	52.1	43.0	3.8	19.5	10.6	40.0	276.4	48.8	17.6
全国(19年度)	1634.2	4.67	37.1	32.6	27.6	134	116	4.14	8.65	14.0	29.2	403.3	25.6	6.15

※イオン成分沈着量の単位「meq」について

「m(ミリ)」は千分の一、「eq」は中和反応等の化学反応性に基づいて定められた元素や化合物の一定量である「化学当量(chemical equivalent)」を表しています。

平成20年度

アスベストモニタリング調査結果

平成21年 7月

福 島 県

この調査結果は、平成20年度における県内の一般環境大気中アスベスト濃度を調査した結果をとりまとめたものです。

1 調査の目的

アスベストは耐熱性及び耐摩耗性など多くの優れた特性を有していることから、建材などの工業原材料として広く使用されてきました。しかし、いったん大気中に放出されると分解・変質せずに環境中に蓄積され、大量に吸い込むと肺がんや中皮腫などを引き起こすことなどが問題となっています。

このため、県内の一般環境大気中のアスベスト濃度レベルの把握を目的として本調査を実施しました。

2 調査の概要

(1) 調査地点、調査時期及び実施機関

県内6市1町において、いずれも主に住宅の用に供する地域で年4回(各季節毎)に調査を実施しました(表-1)。

表-1 調査地点、調査時期及び実施機関一覧

市町村名	調査地点(住所)	調査時期	実施機関
福島市	大気測定局(森合局) (福島市森合字中谷地2-3)	年4回 (春期、夏期、秋期、冬期)	福島県
白河市	大気測定局(白河局) (白河市日影2)		
会津若松市	会津保健福祉事務所 (会津若松市追手町7番40号)		
南会津町	南会津合同庁舎(南会津郡南会津町 田島字根小屋甲4277番1)		
南相馬市	南相馬合同庁舎 (南相馬市原町区錦町1丁目30)		
郡山市	郡山市環境保全センター (郡山市朝日3丁目5-7)	年4回 (春期、夏期、秋期、冬期)	郡山市
いわき市	いわき市環境監視センター (いわき市小名浜大原字六反田22)	年4回 (春期、夏期、秋期、冬期)	いわき市

(2) 測定方法

「アスベストモニタリングマニュアル(第3版)」(平成19年5月、環境省水・大気環境局大気環境課)に基づき実施しました。

3 調査結果

県内の一般環境中アスベスト濃度は、0.22～0.42本/Lとなり、平成19年度調査結果と比較すると大きな変化は見られませんでした（表－2）。

また、大気汚染防止法第18条の5に規定する特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準10本/Lと比較すると低い値でした。

表－２ 一般環境アスベスト濃度調査結果^{※1}

市町村	調査地点	調査時期	調査年月日	アスベスト濃度 (本/L ^{※2})	幾何平均 (本/L ^{※2})
福島市	大気測定局 (森合局)	春期	平成20年 5月26、27、28日	0.54	0.35
		夏期	平成20年 9月 1、2、3日	0.17	
		秋期	平成20年10月29、30、31日	0.40	
		冬期	平成21年 2月 2、3、4日	0.42	
白河市	大気測定局 (白河局)	春期	平成20年 5月19、21、22日	0.75	0.37
		夏期	平成20年 8月27、28日、9月2日	0.27	
		秋期	平成20年10月21、22、23日	0.20	
		冬期	平成21年 2月 2、3、4日	0.49	
会津若松市	会津 保健福祉 事務所	春期	平成20年 4月30日、5月1、2日	0.97	0.33
		夏期	平成20年 7月30、31日、8月1日	0.17	
		秋期	平成20年11月 4、5、6日	0.22	
		冬期	平成21年 1月28、29日、2月4日	0.34	
南会津町	南会津 合同庁舎	春期	平成20年 5月23、26、27日	1.1	0.35
		夏期	平成20年 8月11、12、13日	0.29	
		秋期	平成20年10月20、21、22日	0.16	
		冬期	平成21年 2月16、17、18日	0.32	
南相馬市	南相馬 合同庁舎	春期	平成20年 5月 7、8、9日	0.76	0.42
		夏期	平成20年 7月 1、2、3日	0.40	
		秋期	平成20年10月 7、9、10日	0.20	
		冬期	平成21年 1月 5、6、8日	0.53	
郡山市	郡山市 環境保全 センター	春期	平成20年 5月12、15、16日	0.41	0.42
		夏期	平成20年 8月20、21、22日	0.60	
		秋期	平成20年11月11、12、13日	0.97	
		冬期	平成21年 2月17、18、19日	0.14	
いわき市	いわき市 環境監視 センター	春期	平成20年 5月 7、8、9日	0.32	0.22
		夏期	平成20年 8月12、13、14日	0.17	
		秋期	平成20年10月21、22、23日	0.25	
		冬期	平成21年 1月27、28、29日	0.19	
大気汚染防止法の敷地境界基準（準用）					10

※1 大気試料は、1季節につき3日、それぞれ4時間連続で2,400L採取し、粉じんをろ紙に捕集した。捕集後、光学顕微鏡を用いてろ紙上のアスベスト繊維を計数した。アスベスト濃度はろ紙毎に得られた3つの値を幾何平均し、アスベスト繊維数が0（不検出）のときには「計数した視野（50視野または100視野）で1本の繊維が計数された」と仮定して計算に用いた。

※2 アスベスト濃度の単位は、大気1リットルあたりのアスベスト繊維数である。

平成 2 0 年度
公共用水域の水質測定結果

平成 2 1 年 7 月
福 島 県

この測定結果は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定により策定された平成20年度公共用水域水質測定計画に基づき、県内の公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視した結果を取りまとめたもので、同法第17条の規定により公表するものです。

1 測定内容

(1) 測定期間

平成20年4月 ～ 平成21年3月

(2) 測定機関

福島県、福島市、郡山市、いわき市及び国土交通省（東北地方整備局及び北陸地方整備局）

(3) 測定地点及び測定項目

ア 測定地点数（表-1）

表-1 測定水域数及び測定地点数

水域区分	環境基準の類型指定状況	測定地点数等								
		河川数等	水域数	地点数	左記の測定機関別内訳					
					福島県	福島市	郡山市	いわき市	東北地方整備局	北陸地方整備局
河川	指定有	43(40)	60(46)	92(56)	52	1	6	15	13	5
	指定無	51(11)	51(11)	53(11)	32	4	6	10	1	0
	小計	94(51)	111(57)	145(67)	84	5	12	25	14	5
湖沼	指定有	15(3)	15(3)	29(7)	25	0	3	0	0	1
	指定無	1(0)	1(0)	1(0)	1	0	0	0	0	0
	小計	16(3)	16(3)	30(7)	26	0	3	0	0	1
海域	指定有	13(5)	13(5)	34(8)	14	0	0	20	0	0
合計		123(59)	140(65)	209(82)	124	5	15	45	14	6

(注) 1 指定の有無は、生活環境の保全に関する環境基準の類型のあてはめの有無を示しています。

2 () 内は、健康項目の測定地点数等の内数です。

イ 測定項目

測定項目は、測定地点の状況等により選定して測定しました（表－２）。

表－２ 測定項目

区分	項目名
健康項目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素
生活環境項目	pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全磷、全亜鉛
その他の項目	トリハロメタン生成能 トリハロメタン生成能 (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、プロモホルム)
	要監視項目 クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、フェノール、ホルムアルデヒド、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、1,4-ジオキサン、全マンガン、ウラン

2 測定結果の概要

(1) 環境基準の達成状況

ア 健康項目

カドミウム等の健康項目は、河川、湖沼及び海域の82地点で測定した結果、全ての地点で環境基準を達成しました。

また、過去5年間における測定結果でも環境基準の超過はありませんでした。

イ 生活環境項目

(ア) BOD又はCOD

水質汚濁の代表的指標であるBOD（河川）又はCOD（湖沼及び海域）の環境基準達成率は、河川98.3%、湖沼73.3%、海域100%でした。全水域の達成率は94.3%で、前年度に比べ3.4ポイント上昇しました（表－３）。

なお、環境基準を達成しなかった水域は、5水域でした（表－４）。

(イ) 全窒素・全磷

湖沼や海域の富栄養化の代表的指標である全窒素・全磷の環境基準達成率は、湖沼71.4%、海域100%（ともに前年度と同じ。）でした（表－５）。

なお、環境基準を達成しなかった水域は、2水域でした（表－６）。

(ウ) 全亜鉛

水生生物及びその生息又は生育環境の保全の指標である全亜鉛については、平成18年度から順次、県内の各水域に環境基準の当てはめが行われており、当年度の環境基準達成率は100%でした（表-7）。

表-3 年度別BOD又はCODの環境基準の達成状況

水域	環境基準 類型	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
		達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成水域数/ 指定水域数
河川	A	94.6	94.6	97.3	97.3	100	42/42
	B	94.7	94.7	100	94.7	93.3	14/15
	C	100	100	100	100	100	3/3
	D	100	100	—	—	—	—
	小計	95.0	95.0	98.3	96.7	98.3	59/60
湖沼	A	66.7	66.7	66.7	60.0	73.3	11/15
海域	A	100	100	100	100	100	7/7
	B	100	100	100	100	100	6/6
	小計	100	100	100	100	100	13/13
合計		90.9	90.9	93.2	90.9	94.3	83/88

表-4 年度別BOD又はCODの環境基準を達成しなかった水域の測定結果

(単位 ; mg/L)

	水系名	水域名	環境基準点名 (市町村名)	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	基準値 (mg/L 以下)
河川	阿武隈川	逢瀬川(中流)	幕ノ内橋上流 (郡山市)	2.8	2.6	2.5	2.9	<u>3.6</u>	3
湖沼	阿賀野川	尾瀬沼	湖心 (檜枝岐村)	<u>4.7</u>	<u>3.8</u>	<u>4.2</u>	<u>5.3</u>	<u>4.7</u>	3
		雄国沼	湖心 (北塩原村)	<u>4.4</u>	<u>4.7</u>	<u>5.0</u>	<u>5.4</u>	<u>5.0</u>	3
		東山ダム貯水池	ダムサイト (会津若松市)	<u>3.5</u>	<u>3.5</u>	<u>3.4</u>	<u>4.0</u>	<u>3.8</u>	3
	阿武隈川	千五沢ダム貯水池	ダムサイト (石川町)	<u>5.4</u>	<u>5.2</u>	<u>5.5</u>	<u>5.2</u>	<u>6.3</u>	3

- (注) 1 「河川」はBODの75%水質値、「湖沼」及び「海域」はCODの75%水質値。
 2 水域内全ての環境基準点で環境基準を満足している場合に達成水域とする。
 3 下線付 は環境基準を達成しなかったことを示す。
 4 千五沢ダム貯水池には平成22年度までの暫定目標値、COD5.0mg/Lが設定。
 5 尾瀬沼は、福島県で測定した結果のみを記載している。

表－５ 年度別全窒素・全燐の環境基準の達成状況

水域	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成水域数 ／指定水域数
湖沼	71.4	71.4	71.4	71.4	71.4	5/ 7
海域	0	50.0	50.0	100	100	2/ 2

表－６ 年度別 全窒素・全燐の環境基準を達成しなかった水域の測定結果 (単位；mg/L)

水域	水域名	環境基準点名 (市町村名)	項目	平成	平成	平成	平成	平成	基準値 (mg/L 以下)
				16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	
湖沼	東山ダム 貯水池	東山ダムサイト (会津若松市)	全燐	<u>0.013</u>	<u>0.011</u>	<u>0.013</u>	<u>0.018</u>	<u>0.016</u>	0.01
	千五沢ダム 貯水池	千五沢ダムサイト (石川町)	全窒素	<u>1.0</u>	<u>1.1</u>	<u>1.2</u>	<u>0.93</u>	<u>1.0</u>	0.4
			全燐	<u>0.073</u>	<u>0.047</u>	<u>0.063</u>	<u>0.049</u>	<u>0.069</u>	0.03

- (注) 1 各基準点における表層の年間平均値を水域内全ての基準点について平均した値により評価します。
 2 全窒素・全燐ともに環境基準を満足している場合に、達成水域とします。
 3 下線付 は環境基準を達成しなかったことを示しています。
 4 東山ダム貯水池には平成22年度までの暫定目標値、全燐0.014mg/Lが設定されています。
 5 千五沢ダム貯水池には平成22年度までの暫定目標値、全窒素1.0mg/L、全燐0.052mg/Lが設定されています。

表－７ 全亜鉛の環境基準の達成状況

水域	平成19年度	平成20年度	
	達成率(%)	達成率(%)	達成水域数 ／指定水域数
河川	100	100	26/ 26
湖沼	—	100	1/ 1

- (注) 環境基準の当てはめについては、平成18年度から行われているため、その年度以前の達成率等のデータはありません。

(2) その他の項目の測定結果

ア 要監視項目の測定結果

要監視項目については、11河川の14地点で測定した結果、全マンガンが1地点において指針値を超過しましたが、その他の地点では超過はありませんでした。

※ 要監視項目：クロロホルム等の人の健康の保護に関連する物質で、公共用水域等における検出状況からみて、環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質とされている29項目

イ トリハロメタン生成能の測定結果

1 1 河川、2 湖沼の 1 5 地点で測定した結果、トリハロメタン生成能の値は、0.009～0.080mg/Lの範囲でした。

※トリハロメタンは、水中のフミン質などの有機物が浄水処理過程の塩素処理により分解、塩素化されて生成するものであり、ある水が一定の条件下でもつトリハロメタンの潜在的な生成量のことをトリハロメタン生成能といいます。

3 汚濁原因と対策

(1) 河川

阿武隈川水系の逢瀬川（幕ノ内橋上流）については、BODに係る環境基準を達成しませんでした。主な汚濁原因は生活排水であると考えられます。この流域は「生活排水対策重点地域」に指定されており、引き続き流域自治体と連携して、下水道の接続の推進、合併浄化槽の整備等の対策を実施していきます。

(2) 湖沼

ア 尾瀬沼、雄国沼については、CODに係る環境基準を達成しませんでした。主な汚濁原因は自然由来（植物などの有機物）であると考えられます。

イ 東山ダム貯水池については、COD、全燐に係る環境基準を達成しませんでした。主な汚濁原因は自然由来であると考えられます。（なお、全燐については平成22年度までの暫定目標値も達成しませんでした。）

ウ 千五沢ダム貯水池については、COD、全窒素及び全燐に係る環境基準を達成しませんでした（COD、全燐については、平成22年度までの暫定目標値も達成しませんでした。全窒素については、暫定目標値を達成しました。）。主な汚濁原因は生活排水のほか、畜産系の排水や自然由来の影響が複合的に関連していると考えられます。この水域は、「生活排水対策重点地域」に指定されており、流域自治体と連携して農業集落排水処理施設や合併処理浄化槽の整備等の対策を推進するとともに、家畜排せつ物の処理対策等の指導を実施しています。

水質測定結果（BOD又はCOD）

1 河川の各調査地点におけるBOD75%水質値の経年変化 (単位：mg/L) No. 1

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
阿賀野川	阿賀野川(1)	A,イ (2 mg/L以下)	S 48.3.31	○ 1	田島橋	0.8	0.8	1.2	0.7	0.6
				2	大川橋上流	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1
	阿賀野川(2)	A,イ (2 mg/L以下)	H 14.7.15	3	馬越橋	0.5	0.6	<0.5	0.7	0.9
				○ 4	宮古橋	0.7	0.8	0.7	0.8	0.8
	阿賀野川(3)	A,ハ (2 mg/L以下)	S 48.3.31	5	山科地先	1.0	1.3	0.5	1.1	0.8
				○ 6	新郷ダム	0.8	1.0	0.9	0.8	0.9
	只見川	A,イ (2 mg/L以下)	S 49.3.26	○ 7	西谷橋	0.8	0.9	0.8	1.0	0.9
				○ 8	藤橋	0.8	0.9	0.8	0.8	1.0
	伊南川	A,イ (2 mg/L以下)	S 49.3.26	○ 9	青柳橋	0.7	0.9	0.8	0.7	0.8
				○ 10	黒沢橋	0.7	1.1	0.8	0.6	0.7
	田付川	A,ロ (2 mg/L以下)	S 57.6.22	○ 11	大橋	0.8	0.8	0.8	0.7	1.1
		B,ハ (3 mg/L以下)		○ 12	下川原橋	1.6	1.6	1.4	1.4	1.7
	宮川	A,イ (2 mg/L以下)	S 57.6.22	○ 13	細工名橋	1.7	1.2	1.2	1.5	1.5
	旧宮川	B,イ (3 mg/L以下)	S 57.6.22	○ 14	丈助橋	2.8	2.3	1.9	2.0	2.0
	濁川	A,イ (2 mg/L以下)	S 57.6.22	○ 15	濁川橋	1.6	1.9	1.2	1.5	1.6
		B,イ (3 mg/L以下)		○ 16	山崎橋	1.2	1.4	1.1	1.3	1.3
	日橋川	A,イ (2 mg/L以下)	S 57.6.22	○ 18	南大橋	0.8	1.0	<0.5	0.6	0.7
	湯川	A,イ (2 mg/L以下)	S 57.6.22	○ 19	滝見橋	1.0	1.1	1.1	1.3	1.3
○ 20				新湯川橋	4.6	4.5	2.9	3.4	2.8	
B,ロ (3 mg/L以下)		21	阿賀野川合流前	4.9	4.9	3.6	5.1	5.1		
旧湯川	B,ロ (3 mg/L以下)	S 57.6.22	○ 22	栗ノ宮橋	1.8	1.6	1.8	1.8	1.5	
阿武隈川	阿武隈川上流	A,イ (2 mg/L以下)	S 46.5.25	○ 33	羽太橋	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9
	阿武隈川中流(1)	B,イ (3 mg/L以下)	H 14.7.15	34	田町大橋上流 400m	0.9	1.3	1.3	1.3	1.3
				35	川ノ目橋	1.9	2.0	2.0	2.2	1.9
				36	江持橋	1.2	1.2	1.5	1.7	1.4
				37	御代田橋	1.2	1.2	1.7	1.5	1.3
				○ 38	阿久津橋	1.6	1.6	2.0	1.8	1.4
	39	阿武隈橋	1.7	2.2	2.0	2.3	1.5			
	阿武隈川中流(2)	B,ロ (3 mg/L以下)	S 46.5.25	40	高田橋	2.6	2.6	2.8	2.5	2.2
41				蓬莱橋	1.9	1.7	1.7	1.7	1.5	
○ 42				大正橋	1.9	1.5	1.4	1.5	1.5	

(注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示します。
 2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示します。
 3 類型等は平成20年4月1日現在のものです。

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	
阿 武 隈 川	広瀬川 (小国川)	A, イ (2 mg/L以下)	H 18. 3. 24	○ 43	館ノ腰橋上流	1.1	1.2	1.1	1.3	1.1	
				○ 46	広瀬川合流前	2.2	2.6	2.3	2.4	2.0	
		B, イ (3 mg/L以下)		44	地蔵川原橋	1.4	1.3	1.5	1.5	1.4	
				○ 45	阿武隈川合流前	1.9	2.1	1.6	1.2	1.3	
	摺上川	A, イ (2 mg/L以下)	H 18. 3. 24	51	十綱橋	1.3	1.4	1.2	1.3	1.1	
				○ 52	阿武隈川合流前	0.9	0.7	0.8	0.9	1.0	
	松川	A, イ (2 mg/L以下)	H 18. 3. 24	○ 54	阿武隈川合流前	0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	
	荒川	A, イ (2 mg/L以下)	H 18. 3. 24	○ 55	日ノ倉橋上流	0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.5	
				B, イ (3 mg/L以下)	○ 56	阿武隈川合流前	0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.6
	五百川	A, イ (2 mg/L以下)	H 18. 3. 24		66	石筵川合流後	0.8	1.0	1.0	1.1	0.9
				67	上関下橋	1.3	1.1	0.8	1.4	1.0	
				○ 68	阿武隈川合流前	1.5	1.6	1.6	1.8	1.3	
	逢瀬川	A, イ (2 mg/L以下)	H 18. 3. 24	○ 69	馬場川合流点上流	1.3	1.2	1.5	1.3	1.3	
				B, イ (3 mg/L以下)	○ 70	幕ノ内橋上流	2.8	2.6	2.5	2.9	3.6
					C, イ (5 mg/L以下)	○ 71	阿武隈川合流前	3.8	4.3	3.4	4.5
	大滝根川 (谷田川)	A, イ (2 mg/L以下)	H 18. 3. 24	75	船引橋	2.2	2.1	1.6	2.1	1.8	
○ 76				阿武隈川合流前	1.8	1.8	1.9	1.7	1.5		
77				谷田川橋	2.1	1.8	1.9	2.0	1.5		
釈迦堂川	A, イ (2 mg/L以下)	H 18. 3. 24	○ 81	須賀川市水道取水点	1.3	1.5	1.5	1.7	1.2		
			B, イ (3 mg/L以下)	○ 82	阿武隈川合流前	1.4	1.4	1.5	1.4	1.2	
社川	A, イ (2 mg/L以下)	S 46. 5. 25		83	社川橋	1.2	1.8	1.6	1.6	1.7	
			○ 84	王子橋	1.9	2.1	1.9	1.9	1.8		
今出川	B, ハ (3 mg/L以下)	H 13. 3. 27	○ 85	猫啼橋	2.3	2.5	2.5	2.5	2.1		
北須川	A, イ (2 mg/L以下)	H 13. 3. 27	○ 86	やなぎ橋	1.1	1.3	1.0	1.1	0.9		
那珂川	黒川	A, イ (2 mg/L以下)	S 50. 3. 17	○ 91	栃木県境	1.0	1.2	1.0	1.3	1.0	
久慈川	久慈川	A, ロ (2 mg/L以下)	S 50. 3. 17	○ 92	松岡橋	1.4	1.6	1.3	1.5	1.5	
				○ 93	高地原橋	1.0	1.1	1.2	1.2	1.2	
相 双 地 区 水 域	小泉川	A, イ (2 mg/L以下)	S 53. 4. 7	○ 96	小泉橋	2.2	1.9	1.9	1.9	1.8	
		B, イ (3 mg/L以下)	H 20. 2. 26	○ 97	百間橋	2.2	1.9	2.1	3.0	1.7	
	宇多川	A, イ (2 mg/L以下)	S 49. 3. 26	○ 98	堀坂橋	0.9	0.8	1.1	0.8	1.1	
		A, イ (2 mg/L以下)	H 19. 10. 5	○ 99	百間橋	1.0	1.4	1.3	1.2	0.9	

(注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示します。
 2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成することを示します。
 3 類型等は平成20年4月1日現在のものです。

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
相 双 地 区 水 域	真野川	A, イ (2 mg/L以下)	H 18. 3. 24	○ 100	落合橋	1.3	1.3	1.0	1.3	1.4
		A, イ (2 mg/L以下)	H 20. 2. 26	○ 101	真島橋	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3
	新田川	A, イ (2 mg/L以下)	S 48. 3. 31	○ 102	木戸内橋	0.9	1.2	0.9	1.3	1.0
		A, イ (2 mg/L以下)	H 19.10. 5	○ 103	鮭川橋	1.2	1.6	1.3	1.9	1.4
	小高川	A, イ (2 mg/L以下)	H 20. 2. 26	○ 105	善丁橋	1.3	1.2	1.4	1.7	1.5
		A, イ (2 mg/L以下)		○ 106	ハツカラ橋	1.4	1.3	1.5	1.7	1.8
	請戸川	A, イ (2 mg/L以下)	S 48. 3. 31	107	室原橋	0.6	1.0	0.9	0.9	0.8
				○ 108	請戸橋	1.2	1.2	1.3	1.2	1.0
	高瀬川	A, イ (2 mg/L以下)	S 48. 3. 31	○ 109	慶応橋	1.1	1.1	1.1	1.1	0.9
	木戸川	A, イ (2 mg/L以下)	S 50. 3. 17	114	西山橋	0.5	0.8	1.0	1.2	0.7
				○ 115	長瀬橋	0.8	1.0	0.9	1.0	0.9
				○ 116	木戸川橋	0.7	1.1	1.0	1.0	1.0
	浅見川	A, イ (2 mg/L以下)	S 53. 4. 7	117	広野町水道取水 点上流	0.7	0.7	0.7	1.1	0.8
○ 118				坊田橋	0.9	1.2	0.9	0.9	1.0	
い わ き 地 区 水 域	大久川 (小久川)	A, イ (2 mg/L以下)	H 18. 3. 24	○ 119	蔭磯橋	1.9	1.9	1.9	1.8	2.0
				120	連郷橋	1.3	1.4	1.9	1.1	1.0
	夏井川	A, ロ (2 mg/L以下)	S 49. 3. 26	○ 122	北ノ内橋	1.3	1.3	1.7	1.6	1.4
				○ 123	久太夫橋	0.9	1.0	1.3	0.8	0.8
	好間川	A, イ (2 mg/L以下) B, イ (3 mg/L以下)	H 19.10. 5	○ 124	六十枚橋	1.0	1.1	1.6	1.0	0.7
				H 18. 3. 24	○ 125	岩穴つり橋	0.6	0.6	1.2	0.5
	仁井田川	A, イ (2 mg/L以下)	H 18. 3. 24		○ 126	夏井川合流前	2.2	2.7	2.2	2.2
				129	霞田橋	1.3	0.7	1.3	1.4	0.8
	藤原川	C, ハ (5 mg/L以下)	S 48. 3. 31	○ 130	松葉橋	1.3	1.2	1.8	1.1	1.0
				○ 133	愛谷川橋	1.9	2.2	2.5	1.7	1.2
				134	島橋	6.9	8.7	13	9.9	7.3
	鮫川	A, イ (2 mg/L以下) B, イ (3 mg/L以下)	S 49. 3. 26	○ 135	みなと大橋	3.2	3.7	4.3	3.8	2.5
				○ 139	井戸沢橋	1.1	1.1	1.4	0.7	0.8
蛭田川	C, ハ (5 mg/L以下)	S 48. 3. 31	○ 140	鮫川橋	1.2	1.7	1.9	1.3	1.0	
			○ 144	小埜橋	2.1	2.4	2.4	2.9	1.6	
			○ 145	蛭田橋	5.0	4.8	4.4	3.8	3.8	

(注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示します。

2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示します。

3 類型等は平成20年4月1日現在のものです。

2 湖沼の各調査地点におけるCOD75%水質値の経年変化

(単位: mg/L)

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
湖 沼	大川ダム貯水池	A, イ (3 mg/L以下)	H 15. 3.27	○ 146	湖 心	1.8	1.9	2.2	2.2	2.5
	尾 瀬 沼	A, イ (3 mg/L以下)	S 56. 4.10	○ 147	湖 心	4.7	3.8	4.2	5.3	4.7
				148	長蔵小屋 南西約250m	4.2	3.9	4.3	4.5	4.1
	奥只見貯水池	A, イ (3 mg/L以下)	H 18. 3.24	○ 149	湖 心	2.3	2.1	2.2	2.4	2.7
	田子倉貯水池	A, イ (3 mg/L以下)	S 49. 3.26	○ 150	湖 心	2.5	2.3	2.2	2.5	2.0
	沼 沢 湖	A, イ (3 mg/L以下)	H 20. 2.26	○ 151	湖 心	2.1	1.6	1.8	2.3	2.1
	猪 苗 代 湖	A, イ (3 mg/L以下)	S 49. 3.26	○ 152	湖 心	0.7	0.7	0.8	0.7	0.7
				153	小石ヶ浜水門	0.8	1.0	0.9	0.9	1.2
				154	天神浜	2.4	1.0	1.2	1.2	1.1
				155	安積疏水取水口	0.9	0.9	0.9	0.9	1.1
				156	高橋川河口付近	1.1	1.1	1.3	1.1	1.2
				157	浜路浜	0.8	0.8	1.0	0.8	1.0
				158	舟津港	0.8	1.0	1.2	0.9	1.1
	檜 原 湖	A, ロ (3 mg/L以下)	S 49. 3.26	○ 160	湖 心	2.2	2.2	2.4	3.0	2.2
				161	湖北部	2.7	2.5	2.7	3.7	2.6
				162	湖南部	2.5	2.6	2.6	4.0	2.7
	小 野 川 湖	A, ロ (3 mg/L以下)	S 49. 3.26	○ 163	湖 心	2.4	2.4	2.6	3.4	2.9
				164	湖東部	2.4	2.8	2.7	3.7	2.9
				165	湖西部	2.5	2.4	2.6	3.6	2.9
	秋 元 湖	A, ロ (3 mg/L以下)	S 49. 3.26	○ 166	湖 心	3.1	3.2	3.9	4.1	3.0
				167	湖東部	3.3	3.2	3.9	4.0	3.5
				168	湖西部	3.1	3.2	3.8	3.9	3.3
	曾 原 湖	A, ロ (3 mg/L以下)	S 49. 3.26	○ 169	湖 心	2.6	2.9	2.9	2.8	3.0
	雄 国 沼	A, ロ (3 mg/L以下)	S 49. 3.26	○ 170	湖 心	4.4	4.7	5.0	5.4	5.0
	磐梯五色沼 湖 沼 群	A, ロ (3 mg/L以下)	S 49. 3.26	○ 171	毘沙門沼 (湖心)	1.1	1.0	1.1	1.0	1.2
	東山ダム貯水池	A, イ (3 mg/L以下)	H 13. 3.27	○ 172	東山ダムサイト	3.5	3.5	3.4	4.0	3.8
羽 鳥 湖	A, イ (3 mg/L以下)	S 49. 3.26	○ 173	湖 心	2.2	2.1	2.4	2.4	2.2	
千五沢ダム 貯 水 池	A, ニ (3 mg/L以下) 平成22年度までの 暫定目標5.0 mg/L	H 13. 3.27	○ 174	千五沢ダムサイト	5.4	5.2	5.5	5.2	6.3	

- (注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示します。
2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及速やかな達成に努めることを示します。
3 類型等は平成20年4月1日現在のものです。

3 海域の各調査地点におけるCOD75%水質値の経年変化

(単位: mg/L)

水系	水域名	類型等 (基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
海 域	相 双 地 区 地 先 海 域	A, イ (2 mg/L以下)	S 50. 3. 17	○ 176	釣師浜漁港沖2,000m付近	1.4	1.6	1.3	1.4	1.7
				○ 177	真野川沖約2,000m付近	0.8	1.4	1.2	1.1	1.3
				○ 178	請戸川沖約2,000m付近	1.1	1.2	1.3	1.1	1.6
				179	東京電力(株)第一原子力発電所沖約1,000m付近	0.9	1.1	1.2	1.1	1.5
				180	東京電力(株)第二原子力発電所沖約1,000m付近	1.3	1.1	1.3	1.2	1.4
				181	東京電力(株)広野火力発電所沖約1,000m付近	0.9	1.2	1.3	1.5	1.5
	松 川 浦	A, イ (2 mg/L以下)	S 49. 3. 26	○ 182	漁業権区域区1号中央付近	1.3	1.3	1.2	1.1	1.2
				○ 183	漁業権区域区3号中央付近	1.3	1.5	1.3	1.2	1.0
				184	浦の出入口付近	1.5	1.7	1.0	1.1	1.2
	相 馬 港 及 び 相 馬 地 先 海 域	A, イ (2 mg/L以下)	H 18. 3. 24	○ 185	地藏川沖約2,500m付近	1.0	1.9	1.3	1.3	1.3
				○ 186	相馬港南防波堤屈曲部西約200m付近	1.1	1.4	1.5	1.2	1.4
	原 町 市 地 先 海 域	A, イ (2 mg/L以下)	S 49. 3. 26	○ 187	原町市特別都市下水路沖約1,000m付近	1.0	1.6	1.3	1.4	1.6
				○ 188	新田川沖約1,000m付近	1.1	1.6	1.2	1.3	1.6
				○ 189	新田川沖約5,000m付近	0.8	1.3	1.2	1.2	1.6
	い わ き 市 地 先 海 域 (漁港内除く)	A, イ (2 mg/L以下)	S 49. 3. 26	○ 190	中之作港沖約1,000m付近	1.1	0.9	1.3	1.4	1.5
				○ 191	豊間漁港沖約1,500m付近	1.4	0.9	1.5	1.2	1.9
				○ 192	夏井川沖約1,500m付近	1.2	1.2	1.6	1.2	1.7
	久 之 浜 港	B, イ (3 mg/L以下)	S 49. 3. 26	○ 193	A及びB防波堤の接部から西約150m付近	1.4	1.2	1.6	1.3	1.8
	四 倉 港	B, イ (3 mg/L以下)	S 49. 3. 26	○ 194	埠頭先東約30m付近	1.6	1.6	1.9	1.4	1.9
	豊 間 漁 港	B, イ (3 mg/L以下)	S 49. 3. 26	○ 195	中防波堤先端から西約30m付近	1.5	1.3	1.8	1.8	1.8
				○ 196	漁港内中央付近	1.5	1.6	1.5	1.9	1.5
	江 名 港	B, イ (3 mg/L以下)	S 49. 3. 26	○ 197	東内防波堤先端から北西約50m付近	1.7	1.8	2.2	1.8	2.2
	中 之 作 港	B, イ (3 mg/L以下)	S 49. 3. 26	○ 198	西防波堤先端から南約200m付近	1.4	1.1	1.5	1.5	1.6
	小 名 浜 港	B, イ (3 mg/L以下)	S 47. 3. 31	○ 199	4号埠頭先	2.2	1.9	1.8	2.0	2.1
				200	西防波堤第2の北約400m付近	2.5	2.0	2.2	2.1	2.2
				201	漁 港 区 内	2.6	4.1	2.0	2.3	1.9
	常 磐 沿 岸 海 域	A, イ (2 mg/L以下)	S 48. 3. 31	○ 202	蛭田川沖約2,500m付近	1.6	1.3	1.5	1.8	1.8
				○ 203	鮫川沖約2,000m付近	1.6	1.2	1.9	1.5	1.7
				204	照島東南東約800m付近	1.8	1.5	1.4	1.9	1.9
205				蛭田川沖東約1,000m付近	1.8	1.5	1.6	1.9	1.8	
206				勿来港外の漁港区内	1.5	1.5	1.6	1.9	1.8	
207	小浜港外の漁港区内	1.7	1.2	1.7	1.7	1.9				
常 磐 沿 岸 海 域 (小 名 浜 港 沖)	A, イ (2 mg/L以下)	S 53. 4. 7	○ 208	番所灯台から真方位245度の線上2,000m付近	1.9	1.2	1.4	1.4	1.6	
			○ 209	八崎灯台から真方位115度の線上1,500m付近	1.8	1.1	1.7	1.7	1.4	

(注) 1 連番号欄の○印は、環境基準地点を示します。

2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示します。

3 類型等は平成20年4月1日現在のものです。

水質測定結果（全窒素・全燐）

1 湖沼の各調査地点における全窒素・全燐の経年変化 （単位：mg/L）

水域名	類型等(基準値) 指定年月日	全窒素 全燐	連番号	調査地点名	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
大川ダム 貯水池	Ⅲ, イ (全燐0.03mg/L以下) H15. 3. 27	全燐	○ 146	湖 心	0.011	0.010	0.012	0.011	0.015
猪苗代湖	Ⅱ, イ (全燐0.01mg/L以下) S61. 3. 11	全燐	○ 152	湖 心	<0.003	0.003	<0.003	<0.003	<0.003
			153	小石ヶ浜水門	0.003	0.003	0.004	0.003	0.004
			154	天神浜	0.014	0.009	0.006	0.006	0.003
			155	安積疏水取 水口	0.004	0.003	0.004	0.003	<0.003
			156	高橋川河口 付近	0.007	0.005	0.012	0.005	0.008
			157	浜路浜	<0.003	<0.003	0.004	0.003	0.004
			158	舟津港	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003
			159	青松ヶ浜	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
檜原湖	Ⅱ, イ (全燐0.01mg/L以下) S61. 3. 11	全燐	○ 160	湖 心	0.006	0.005	0.006	0.005	0.004
			161	湖北部	0.006	0.006	0.007	0.006	0.005
			162	湖南部	0.006	0.005	0.007	0.007	0.007
小野川湖	Ⅱ, イ (全燐0.01mg/L以下) S61. 3. 11	全燐	○ 163	湖 心	0.005	0.005	0.007	0.006	0.005
			164	湖東部	0.005	0.005	0.007	0.007	0.006
			165	湖西部	0.006	0.007	0.008	0.007	0.007
秋元湖	Ⅱ, イ (全燐0.01mg/L以下) S61. 3. 11	全燐	○ 166	湖 心	0.005	0.005	0.007	0.007	0.005
			167	湖東部	0.004	0.005	0.007	0.007	0.005
			168	湖西部	0.005	0.005	0.007	0.006	0.005
東山ダム 貯水池	Ⅱ, ニ (全燐0.01mg/L以下 :平成22年度までの 暫定目標0.014mg/L) H13. 3. 27	全燐	○ 172	東山 ダムサイト	0.013	0.011	0.013	0.018	0.016
千五沢ダ ム貯水池	Ⅲ, ニ (全窒素0.4mg/L以下 :平成22年度までの 暫定目標1.0mg/L) (全燐0.03mg/L以下 :平成22年度までの 暫定目標0.052mg/L) H13. 3. 27	全窒素	○ 174	千五沢 ダムサイト	1.0	1.1	1.2	0.93	1.0
		全燐	○ 174	千五沢 ダムサイト	0.073	0.047	0.063	0.049	0.069

- (注) 1 調査結果は、表層値の年間平均値です。
 2 連番号の○印は、環境基準地点を示します。
 3 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示します。
 4 類型等は平成20年4月1日現在のものです。

2 海域の各調査地点における全窒素・全燐の経年変化

(単位：mg/L)

水域名	類型等(基準値) 指定年月日	全窒素 全燐	連番号	調査地点名	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
松川浦	Ⅱ, イ (全窒素 0.3mg/L以下) (全燐 0.03mg/L以下) H9. 3. 14	全窒素	○ 182	漁業権区域区1号 中央付近	0.32	0.26	0.24	0.20	0.20
			○ 183	漁業権区域区3号 中央付近	0.39	0.25	0.27	0.23	0.24
			184	浦の出入口付近	0.37	0.30	0.24	0.17	0.23
		全燐	○ 182	漁業権区域区1号 中央付近	0.029	0.023	0.029	0.026	0.028
			○ 183	漁業権区域区3号 中央付近	0.032	0.029	0.032	0.028	0.030
			184	浦の出入口付近	0.034	0.033	0.028	0.024	0.032
小名浜港	Ⅲ, ニ (全窒素 0.6mg/L以下： 平成22年度ま での暫定目標 0.7mg/L) (全燐 0.05mg/L以下) H10. 3. 31	全窒素	○ 199	4号埠頭先	0.78	0.67	0.60	0.48	0.43
			200	西防波堤第2の北 約400m付近	0.74	1.1	1.3	0.86	1.1
			201	漁港区内	0.58	0.71	0.55	0.41	0.46
		全燐	○ 199	4埠頭先	0.045	0.031	0.035	0.030	0.028
			200	西防波堤第2の北 約400m付近	0.040	0.038	0.058	0.039	0.045
			201	漁港区内	0.049	0.073	0.060	0.037	0.050

(注) 1 調査結果は、表層値の年間平均値です。

2 連番号の○印は、環境基準地点を示します。

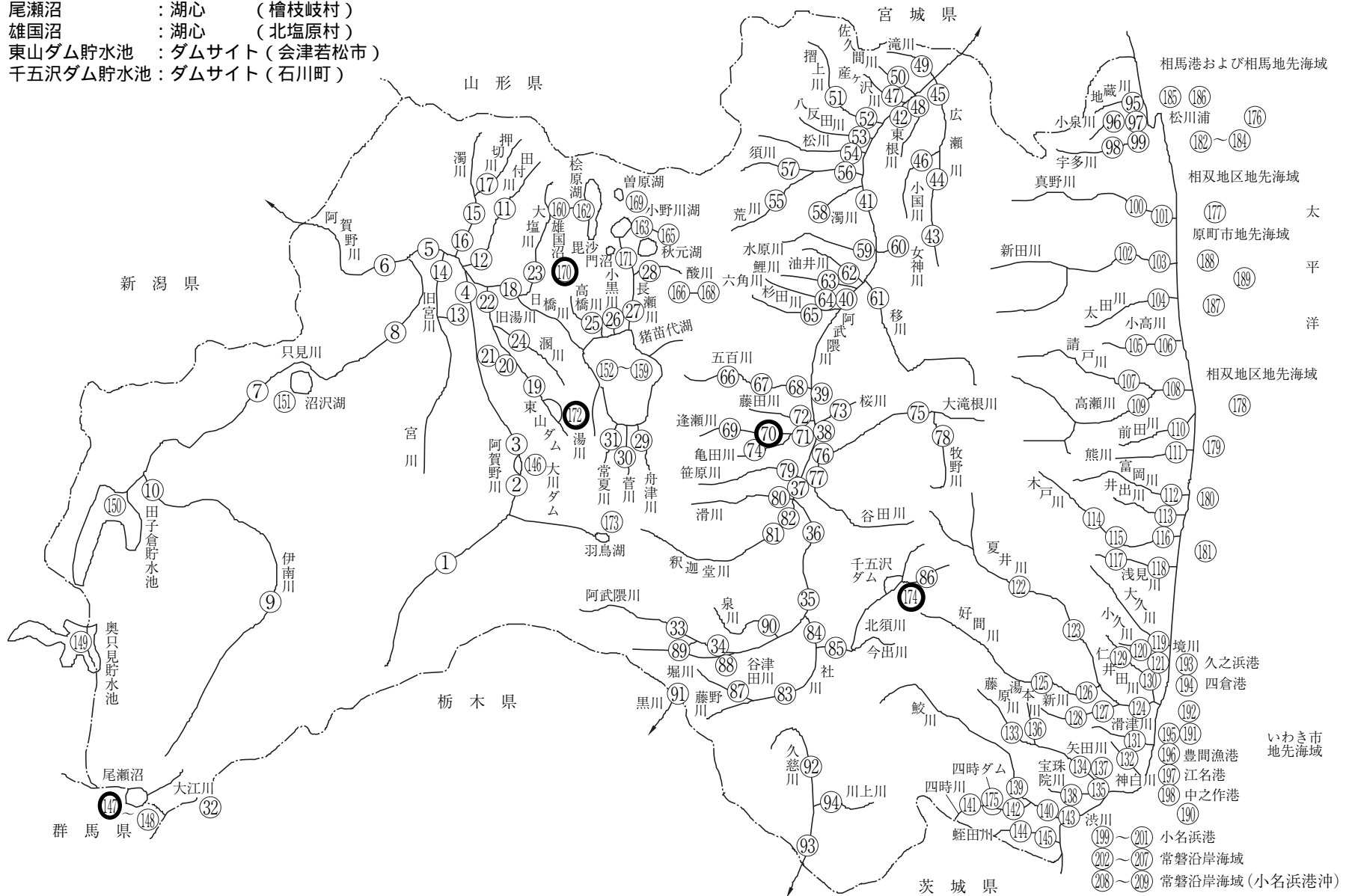
3 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示します。

4 類型等は平成20年4月1日現在のものです。

【平成20年度】

環境基準を達成しなかった水域（BOD又はCOD）

- 70 逢瀬川（馬場川合流点から幕ノ内橋まで）：幕ノ内橋上流（郡山市）
- 147 尾瀬沼：湖心（檜枝岐村）
- 170 雄国沼：湖心（北塩原村）
- 172 東山ダム貯水池：ダムサイト（会津若松市）
- 174 千五沢ダム貯水池：ダムサイト（石川町）



参考

BOD又はCODの濃度順位（平成20年度）

BOD（COD）低濃度水域

【 河 川 】

（単位：mg/L）

順位	河川名	測定地点名	BOD75%値	市町村
1 (1)	松川	阿武隈川合流前	< 0.5	福島市
2 (1)	荒川（上流部）	日ノ倉橋上流	0.5	福島市
2 (4)	好間川（上流部）	岩穴つり橋	0.5	いわき市
4 (1)	荒川（下流部）	阿武隈川合流前	0.6	福島市
4 (7)	阿賀野川（上流部）	田島橋	0.6	南会津町

【 湖 沼 】

（単位：mg/L）

順位	湖沼名	測定地点名	COD75%値	市町村
1 (1)	猪苗代湖	湖心	0.7	猪苗代町 会津若松市 郡山市
2 (2)	磐梯五色沼湖沼群	<small>びしやもんぬま</small> 毘沙門沼湖心	1.2	北塩原村
3 (6)	田子倉貯水池	湖心	2.0	只見町

【 海 域 】

（単位：mg/L）

順位	海域名	測定地点名	COD75%値	地続き市町村
1 (4)	松川浦	漁業権区域区 3号中央付近	1.0	相馬市
2 (1)	松川浦	漁業権区域区 1号中央付近	1.2	相馬市
3 (1)	相双地区地先海域	真野川沖約 2,000m付近	1.3	南相馬市(鹿島区)
3 (9)	相馬港及び相馬地先海域	地藏川沖約 2,500m付近	1.3	新地町～相馬市

- (注) 1 環境基準点での測定結果について、BOD(COD)75%値が小さいものから順位をつけました。
2 順位は環境基準点の中の順位で、順位欄の（ ）の数値は前年度順位を示します。

BOD (COD) 高濃度水域

【 河 川 】 (単位：mg/L)

順位	河川名	測定地点名	BOD75%値	市町村
1 (2)	びんだ 蛭田川	蛭田橋	3.8	いわき市
2 (6)	逢瀬川 (中流部)	幕ノ内橋上流	3.6	郡山市
3 (1)	逢瀬川 (下流部)	阿武隈川合流前	3.0	郡山市

【 湖 沼 】 (単位：mg/L)

順位	湖沼名	測定地点名	COD75%値	市町村
1 (3)	せんごきわ 千五沢ダム貯水池	千五沢ダムサイト	6.3	石川町
2 (1)	雄国沼	湖心	5.0	北塩原村
3 (2)	尾瀬沼	湖心	4.7	檜枝岐村

※雄国沼及び尾瀬沼は自然由来（植物などの有機物）の影響が大きい汚濁と考えられます。

【 海 域 】 (単位：mg/L)

順位	海域名	測定地点名	COD75%値	地続き市町村
1 (3)	江名港	東内防波堤先端から 北西50m	2.2	いわき市
2 (1)	小名浜港	4号埠頭先	2.1	いわき市
3 (17)	いわき市地先海域	豊間漁港沖約1,500m 付近	1.9	いわき市
3 (9)	四倉港	埠頭先東約30m付近	1.9	いわき市

- (注) 1 環境基準点での測定結果について、BOD(COD)75%値が高いものから環境基準の適合・不適合に関係なく順位をつけました。
- 2 順位は環境基準点の中の順位で、順位欄の()の数値は前年度順位を示します。

(参考) 水質汚濁に係る環境基準

(水質汚濁に係る環境基準について (抄) 昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/L以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ほう素	1mg/L以下

備 考
 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

※測定方法は省略 (以下、全て同じ。)

2 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河 川

(ア) 河 川 (湖沼を除く。)

a

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当 水域
		水素イオン濃 度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級・自然環境保全及 びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100ml以下	別に水 域類型 ごとに 指定す る水域
A	水道2級・水産1級・水浴及 びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水道3級・水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100ml以下	
C	水産3級・工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上		
D	工業用水2級・農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上		
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/L以上		

備 考
 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水 道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水 産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級および水産3級の水産生物用
- " 2級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用
- " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 タイプ	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全	亜	鉛	
類型生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下			別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下			
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下			
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下			
備考1 基準値は年間平均値とする。					

(イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

a

項目 タイプ	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100ml以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級・水産2級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100ml以下	
B	水産3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上		
C	工業用水2級・環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上		
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2,3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級および水産3級の水産生物用

" 2級：サケ科魚類およびアユ等貧栄養湖型の水産生物用ならびに水産3級の水産生物用

" 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 タイプ	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域タイプの指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水について、全燐の項目の基準値は適用しない。				

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3 水産 1種：サケ科魚類およびアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

" 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

" 3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

C

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全	亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下		別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下		
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下		
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下		

イ 海 域

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級・水浴・自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100ml以下	検出されないこと	別に水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級・工業用水及びC以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—		
備考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産 1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全リン	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの。（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
II	水産1種・水浴及び以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種・工業用水及び生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産 1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

" 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

" 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる程度

C

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全	亜鉛	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下		別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下		

要監視項目に係る指針値

1 人の健康の保護に関するもの

(平成16年3月31日付け環水企発第040331003号 環水士発第040331005号 環境省環境管理局水環境部長通知)

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	クロルニトロフェン (CNP)	—
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	トルエン	0.6mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	キシレン	0.4mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下	ニッケル	—
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L以下	モリブデン	0.07mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下
オキシソル (有機銅)	0.04mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下	全マンガン	0.2mg/L以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L以下	ウラン	0.002mg/L以下
フェノバルブ (BPMC)	0.03mg/L以下		

2 水生生物の保全に関するもの

(平成15年11月5日付け環水企発第031105001号 環水管発第031105001号 環境省環境管理局水環境部長通知)

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生 物 A	0.7mg/L以下
		生 物 特 A	0.006mg/L以下
		生 物 B	3mg/L以下
		生 物 特 B	3mg/L以下
	海 域	生 物 A	0.8mg/L以下
		生 物 特 A	0.8mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生 物 A	0.05mg/L以下
		生 物 特 A	0.01mg/L以下
		生 物 B	0.08mg/L以下
		生 物 特 B	0.01mg/L以下
	海 域	生 物 A	2mg/L以下
		生 物 特 A	0.2mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生 物 A	1mg/L以下
		生 物 特 A	1mg/L以下
		生 物 B	1mg/L以下
		生 物 特 B	1mg/L以下
	海 域	生 物 A	0.3mg/L以下
		生 物 特 A	0.03mg/L以下

トリハロメタン生成能の濃度に係る水質目標値

(平成7年5月8日付け環水管第120号 環境庁水質管理課長通知)

指 定 水 域 の 水 温	水質目標値 (年平均値、単位：mg/L)
15℃以下	0.09
15℃を超え20℃以下	0.08
20℃を超え25℃以下	0.07
25℃を超え30℃以下	0.06
30℃を超え35℃以下	0.05

(注) 1 水域の水温は、当該水域の月平均値の年間最高値とします。

2 当該浄水場に高度浄水処理施設が整備され及び整備されようとしている場合にあっては、当該施設のトリハロメタン生成能の削減後の残存率で除した値を目標値とします。

平成 2 0 年度
地下水の水質測定結果

平成 2 1 年 7 月
福 島 県

この測定結果は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定により策定された平成20年度地下水の水質測定計画に基づき、県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視した結果を取りまとめたもので、同法第17条の規定により公表するものです。

1 測定内容

(1) 測定期間

平成20年4月～平成21年3月

(2) 測定機関

福島県、福島市、郡山市、いわき市及び国土交通省（北陸地方整備局）

(3) 測定地点（表－1）

ア 概況調査

(ア) メッシュ調査

県内地下水の概況を把握するために、概ね10km四方のメッシュに区分し、合計113メッシュを5年周期で調査することとし、当年度は30メッシュの30地点（10市8町6村）で水質調査を実施しました。

(イ) 有害物質使用等工場・事業場周辺調査（以下「工場等周辺調査」という。）

テトラクロロエチレン等の有害物質を使用又は製造している工場・事業場の周辺33地区について、35地点（8市3町4村）で水質調査を実施しました。

イ 定期モニタリング調査

平成元年度以降の概況調査等により環境基準を超過した地点の経年的な水質を監視するために、115地区208地点（13市14町9村）の水質調査を実施しました。

ウ 汚染井戸周辺地区調査

上記ア及びイの調査で、新たに環境基準超過が判明した地点の周辺3地区51地点（2市1町）で、汚染範囲を確認するための水質調査を実施しました。

表－1 測定機関別地下水の水質測定地点数

測定機関		福島県	福島市	郡山市	いわき市	国土交通省	合計
概況調査	メッシュ調査	23	1	2	4	0	30
	工場等周辺調査	20	3	7	5	0	35
定期モニタリング調査		147	33	24	3	1	208
汚染井戸周辺地区調査		51	0	0	0	0	51
合計		241	37	33	12	1	324

(4) 測定項目

測定項目は、環境基準が定められている26項目のうち、測定地点の周辺の状況等により、選定して水質調査を実施しました(表-2)。

表-2 測定項目

項	目	名
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素 ^{ひそ} 、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素		

2 測定結果の概要(表-3)

(1) 概況調査

ア メッシュ調査

調査対象とした30地点のうち、環境基準を超過したところは4地点でした。この内訳は、二本松市下川崎地区(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)、郡山市日和田町高倉地区(ふっ素)、郡山市芳賀1丁目地区(ふっ素及びほう素)及び猪苗代町長田地区(ほう素)でそれぞれの項目が環境基準を超過しました。

イ 工場等周辺調査

調査対象とした35地点のうち、環境基準を超過した地点はありませんでした。

(2) 定期モニタリング調査

調査対象とした208地点(115地区)のうち、環境基準を超過したところは56地点(39地区)でした。この超過地点の状況は昨年までと同様の傾向でしたが、このうち、本宮市糠沢I周辺地区の1地点で、新たにテトラクロロエチレンが環境基準を超過しました。

調査対象とした115地区のうち、過去に環境基準を超過したことがある99地区の経年変化は、67地区が改善傾向、18地区が横ばい、5地区が増加傾向でしたが、9地区は調査期間が短いため傾向は把握できませんでした。

(3) 汚染井戸周辺地区調査

概況(メッシュ)調査で新たに汚染が判明した2地区45地点、さらに、定期モニタリング調査で新たに汚染が判明した1地区6地点で、汚染井戸周辺地区調査を行いました(表-4)。

このうち、環境基準を超過したところは、二本松市下川崎地区及び三春町御祭地区の2地区7地点で、ともに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しました。

表－3 測定結果の概要

調査の種類		環境基準超過項目	基準超過 / 測定 地点数 / 地点数	超過範囲 (mg/L)	環境基準 (mg/L以下)
概況	メッシュ調査	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1/ 30	13	10
		ふっ素	2/ 30	0.9～9.8	0.8
		ほう素	2/ 30	1.9～9.9	1
	工場等周辺調査	—	0/ 35	—	—
		計（実地点数）	4/ 65	—	—
定期モニタリング調査		砒素	1/ 8	0.016	0.01
		総水銀	1/ 1	0.0007	0.0005
		1,2-ジクロロエタン	1/125	0.011	0.004
		1,1-ジクロロエチレン	1/126	0.029	0.02
		シス-1,2-ジクロロエチレン	12/127	0.051～1.1	0.04
		トリクロロエチレン	10/161	0.034～1.1	0.03
		テトラクロロエチレン	18/161	0.011～1.6	0.01
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	20/ 36	11～47	10
		ふっ素	1/ 9	2.2	0.8
		計（実地点数）	56/208	—	—
汚染井戸周辺地区調査		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7/ 45	11～25	10
		計（実地点数）	7/ 51	—	—
合計（実地点数）			67/324	—	—

表－4 汚染井戸周辺地区調査結果

調査の経緯	地区名	測定地点 数※	環境基準 超過地点数	測定項目
概況(メッシュ)調査で新たに汚染が判明したため調査を実施したもの	二本松市下川崎地区	28	5	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
平成19年度の概況(メッシュ)調査で汚染が判明し、汚染範囲が確定しなかったため、追加調査を実施したもの	三春町御祭周辺地区	17	2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
定期モニタリング調査で新たに汚染が判明したため調査を実施したもの	本宮市糠沢I周辺地区	6	0	テトラクロロエチレン
合計	3地区	51	7	

※汚染井戸周辺地区調査を実施するに至った起点の汚染井戸は含みません。

3 調査結果に基づく行政対応

(1) 井戸所有者への飲用指導等

概況調査で、新たに環境基準超過が判明した4地区（二本松市下川崎地区、郡山市日和田町高倉地区、郡山市芳賀1丁目地区及び猪苗代町長田地区）、定期モニタリング調査で新たに環境基準超過超過が判明した1地区（本宮市糠沢Ⅰ周辺地区）及び前年度の概況調査で環境基準超過が判明し、汚染井戸周辺地区調査を行った1地区（三春町御祭周辺地区）のうち、10地点（計6地区）では井戸が飲用として使用されていたことから、井戸所有者に対して調査結果を通知するとともに、保健所及び地元市町と連携して飲用指導をしました。

(2) 新たな汚染地区での対応等

当年度の調査で、新たに環境基準超過が判明した5地区における対応等は、次のとおりです。

① 二本松市下川崎地区（基準超過項目：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）

周辺に汚染源となる工場等はなく、周囲が農地であることから過剰施肥が原因と推定されたため、関係機関に対し指導を依頼しました。汚染が確認された井戸のうち3つの井戸を継続監視調査します。

② 郡山市日和田町高倉地区（基準超過項目：ふっ素）

地質由来と推定されました。汚染が確認された1つの井戸を継続監視調査します。

③ 郡山市芳賀1丁目地区（基準超過項目：ふっ素、ほう素）

地質由来と推定されました。汚染が確認された1つの井戸を継続監視調査します。

④ 猪苗代町長田地区（基準超過項目：ほう素）

地質由来と推定されました。専用水道の水源の井戸であり、所有者による浄水処理後の水質については飲用基準内であることを確認しました。

⑤ 本宮市糠沢Ⅰ周辺地区（基準超過項目：テトラクロロエチレン）

汚染が確認された井戸の基準超過項目は、当該調査地区内の他の井戸で過去に基準超過が確認されており、地区内の5つの井戸を継続監視調査します。

参考 平成20年度地下水測定結果 基準超過状況

項目	メッシュ調査			工場等周辺調査			定期モニタリング調査			汚染井戸周辺地区調査			合計			環境基準 (mg/l)
	地点数	超過 地点数	超過率 (%)	地点数	超過 地点数	超過率 (%)	地点数	超過 地点数	超過率 (%)	地点数	超過 地点数	超過率 (%)	地点数	超過 地点数	超過率 (%)	
カドミウム	30	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0				33	0	0.0	0.01 以下
全シアン	30	0	0.0	4	0	0.0	6	0	0.0				40	0	0.0	検出されないこと
鉛	30	0	0.0	3	0	0.0	2	0	0.0				35	0	0.0	0.01 以下
六価クロム	30	0	0.0	5	0	0.0	7	0	0.0				42	0	0.0	0.05 以下
砒素	30	0	0.0				8	1	12.5				38	1	2.6	0.01 以下
総水銀	30	0	0.0	2	0	0.0	1	1	100.0				33	1	3.0	0.0005 以下
アルキル水銀	6	0	0.0										6	0	0.0	検出されないこと
PCB	30	0	0.0	1	0	0.0							31	0	0.0	検出されないこと
ジクロロメタン	30	0	0.0	16	0	0.0	27	0	0.0				73	0	0.0	0.02 以下
四塩化炭素	30	0	0.0	3	0	0.0	9	0	0.0				42	0	0.0	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	30	0	0.0	21	0	0.0	125	1	0.8	6	0	0.0	182	1	0.5	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	30	0	0.0	21	0	0.0	126	1	0.8	6	0	0.0	183	1	0.5	0.02 以下
ス-1,2-ジクロロエチレン	30	0	0.0	21	0	0.0	127	12	9.4	6	0	0.0	184	12	6.5	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	30	0	0.0	25	0	0.0	161	0	0.0	6	0	0.0	222	0	0.0	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	30	0	0.0	21	0	0.0	124	0	0.0	6	0	0.0	181	0	0.0	0.006 以下
トリクロロエチレン	30	0	0.0	25	0	0.0	161	10	6.2	6	0	0.0	222	10	4.5	0.03 以下
テトラクロロエチレン	30	0	0.0	25	0	0.0	161	18	11.2	6	0	0.0	222	18	8.1	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	30	0	0.0				2	0	0.0				32	0	0.0	0.002 以下
チウラム	30	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0				32	0	0.0	0.006 以下
シマジン	30	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0				32	0	0.0	0.003 以下
チオベンカルブ	30	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0				32	0	0.0	0.02 以下
ベンゼン	30	0	0.0	3	0	0.0	8	0	0.0				41	0	0.0	0.01 以下
セレン	30	0	0.0				1	0	0.0				31	0	0.0	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	30	1	3.3	3	0	0.0	36	20	55.6	45	7	15.6	114	28	24.6	10 以下
ふっ素	30	2	6.7	7	0	0.0	9	1	11.1				46	3	6.5	0.8 以下
ほう素	30	2	6.7	6	0	0.0	2	0	0.0				38	2	5.3	1 以下
合計 (実地点数)	30	4	13.3	35	0	0.0	208	56	26.9	51	7	13.7	324	67	20.7	—

平成 2 0 年度

ゴルフ場排水農薬調査結果

平成 2 1 年 7 月

福 島 県

この調査結果は、ゴルフ場における農薬による水質汚濁防止の推進を図るため、ゴルフ場排水等調査の結果を取りまとめたものです。

1 調査概要

- (1) 調査期間：平成20年9月～10月
- (2) 調査機関：福島県
- (3) 調査対象：県内のゴルフ場42か所（福島市、郡山市及びいわき市を除く）のうち
の10ゴルフ場
- (4) 調査対象農薬：「福島県生活環境の保全等に関する条例」により排水基準が定めら
れている36農薬について調査しました。

2 調査結果の概要

殺菌剤（3種類）が検出されましたが、排水基準を超過した農薬はありませんでした（表-1）。

ゴルフ場事業者には、排水の自主測定の実施と測定結果の報告を求めるとともに、今後とも農薬の適正使用について指導していくこととしています。

表-1 ゴルフ場排水農薬調査結果

農薬名	排水基準 (mg/l)	検体数	検出 検体数	排水基準 超過 検体数	農薬名	排水基準 (mg/l)	検体数	検出 検体数	排水基準 超過 検体数
殺虫剤					プロピコナゾール	0.5	10	0	0
イソキサチオン	0.08	10	0	0	ペンシクロン	0.4	10	1	0
イソフェンホス	0.01	10	0	0	メタラキシル	0.5	10	0	0
クロルピリホス	0.04	10	0	0	メプロロニル	1	10	1	0
ダイアジノン	0.05	10	0	0					
チオジカルブ	0.8	10	0	0	除草剤				
ピリタフェンチオン	0.02	10	0	0	アシュラム	2	10	0	0
フェニトロチオン	0.03	10	0	0	ジチオピル	0.08	10	0	0
					シテュロン	3	10	0	0
殺菌剤					シマジン	0.03	10	0	0
アゾキシストロビン	5	10	0	0	テルブカルブ	0.2	10	0	0
イソプロチオラン	0.4	10	0	0	トリクロピル	0.06	10	0	0
イプロジオン	3	10	0	0	ナプロハミド	0.3	10	0	0
イミノクタジン酢酸塩 (イミノクタジンとして)	0.06	10	0	0	ハロスルフロメチル	0.3	10	0	0
オキシ銅	0.4	10	0	0	ブタミホス	0.04	10	0	0
キャプタン	3	10	0	0	フラサスルフロ	0.3	10	0	0
クロタロニル	0.4	10	0	0	プロピサミド	0.08	10	0	0
チウラム	0.06	10	0	0	ベンスリト	1	10	0	0
トルクロホスメチル	0.8	10	0	0	ペンテイメタリン	0.5	10	0	0
フルトラニル	2	10	1	0	メコプロップ	0.05	10	0	0
					メチルタムロン	0.3	10	0	0

※排水基準の値は、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針値」（平成2年5月24日付け環境庁水質保全局長通知）の暫定排出指針値と同一の値です。

平成 2 0 年度

ダイオキシン類調査結果

平成 2 1 年 7 月

福 島 県

この調査結果は、ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項に基づき、県内の大気、水質、底質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を常時監視した結果をとりまとめたもので、同法第27条第3項の規定により公表するものです。

また、ダイオキシン類の排出状況調査及び廃棄物最終処分場調査についても、調査結果をとりまとめたので、併せて公表するものです。

1 調査の目的

本調査は、県内における大気、水質等のダイオキシン類による汚染状況を常時監視するとともに、ダイオキシン類の発生源やその周辺の汚染の状況等について調査測定を実施しました。

2 調査機関

福島県、福島市、郡山市及びいわき市

3 調査内容

実施した調査とその概要（検体数）は、次のとおりです。

区分	調査項目	調査頻度	福島県	福島市	郡山市	いわき市	計	
(1)環境モニタリング調査等	一般環境大気	4回/年	20	—	4	8	32	
	発生源周辺環境大気	1~2回/年	18	—	—	4	22	
	発生源周辺大気確認調査	1~3回/年	18	—	—	—	18	
	公共用水域(水質・底質)	1~4回/年	52	8	12	25	97	
	地下水	1~2回/年	11	—	2	4	17	
	一般環境土壌	1回/年	12	—	4	7	23	
	発生源周辺土壌	1回/年	63	—	2	4	69	
	一般廃棄物最終処分場周辺	1回/年	6	—	—	—	6	
(2)排出状況調査	煙道排ガス	1回/年	15	—	—	11	26	
	特定施設等設置事業場放流水調査	1回/年	7	—	—	1	8	
(3)廃棄物最終処分場調査	一般廃棄物	周縁地下水 放流水	1回/年	1	—	—	—	1
	最終処分場		1回/年	1	—	—	1	2
	産業廃棄物最終処分場放流水等	1回/年	38	—	—	4	42	
(4)その他の調査	汚染範囲確定調査	1回/年	19	—	—	—	19	
合計		—	281	8	24	69	382	

4 調査結果

(1) 環境モニタリング調査等について

ア 一般環境大気調査

春期、夏期、秋期及び冬期の年4回、7つの生活圏ごとに1地点以上、計8地点を調査しました。

この結果、年平均値の範囲は0.0069~0.031pg-TEQ/m³であり、8地点すべてで大気環境基準(0.6pg-TEQ/m³)を達成していました(表-1)。

イ 発生源周辺環境大気調査

平成20年7月~12月に、廃棄物焼却炉などダイオキシン類の発生源のうち7事業場を選定

し、その周辺において1事業場あたり3～4地点、計22地点を調査しました。

この結果、年平均値の範囲は0.0092～0.10pg-TEQ/m³であり、大気環境基準が適用される22地点において大気環境基準を達成していました(表-2-1)。

また、平成19年度に大気環境基準を超過した大熊町大字小入野地内において10地点の調査を行った結果は、0.026～2.3pg-TEQ/m³の範囲でしたが、大気環境基準が適用されない一般公衆が通常生活していない場所である6地点を除く4地点では、大気環境基準(0.6pg-TEQ/m³)を達成していました(表-2-2)。

ウ 公共用水域(水質・底質)調査

平成20年4月～21年1月に、県内の代表的な水域の水質40地点、底質40地点を調査しました(河川36水域、海域4水域)。

水質の調査結果は、年平均値の範囲が0.019～1.0pg-TEQ/Lであり、すべての地点で水質環境基準(1pg-TEQ/L)を達成していました(表-3-1、表-3-2)。

底質の調査結果は、年平均値の範囲が0.067～21pg-TEQ/gであり、すべての地点で底質の環境基準(150pg-TEQ/g)を達成していました(表-3-1、表-3-2)。

エ 地下水調査

平成20年6月～9月に、県内13市町村から17地点の井戸を選定し、地下水を調査しました。

この結果、年平均値の範囲は0.033～0.22pg-TEQ/Lであり、全ての井戸で地下水の水質環境基準(1pg-TEQ/L)を達成していました(表-4-1)。

オ 一般環境土壌調査

平成20年6月～11月に、県内の14市町村において公園など一般環境にある土壌、計23地点を調査しました。

この結果、測定範囲が0.0011～190pg-TEQ/gであり、23地点すべてで土壌環境基準(1,000pg-TEQ/g)を達成していました(表-5)。

カ 発生源周辺土壌調査

平成20年6月～9月に、廃棄物焼却炉などダイオキシン類の発生源施設を有する10事業場を選定し、1事業場あたり周辺の1～9地点、計69地点を調査しました。

この結果、測定範囲が0～45pg-TEQ/gであり、69地点すべてで土壌環境基準(1,000pg-TEQ/g)を達成していました(表-6-1)。

キ 一般廃棄物最終処分場周辺調査

一般廃棄物最終処分場の周辺の河川(沢水)3地点について、水質及び底質について調査しました。

この結果、水質では0.041～0.088pg-TEQ/Lの範囲で、水質環境基準(1pg-TEQ/L)を達成していました。また、底質では0.38～1.1pg-TEQ/gの範囲で、底質の環境基準(150pg-TEQ/g)を達成していました(表-7)。

(2) 排出状況調査について

ア 煙道排ガス調査

平成20年5月～12月に、ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物焼却炉等26施設について、排出ガス中のダイオキシン類を調査しました。

ダイオキシン類の調査結果は、0～5.7ng-TEQ/m³Nの範囲で、26施設のすべてで排出基準を下回っていました(表-8-1)。

イ 特定施設等設置事業場放流水調査

平成20年7月～11月に、ダイオキシン類対策特別措置法の対象となる8事業場において排出水の調査を実施しました。

この結果は、0.00077～2.9pg-TEQ/Lの範囲であり、排出基準の適用される7施設のすべてで排出基準を下回っていました(表-8-2)。

(3) 廃棄物最終処分場調査について

ア 一般廃棄物最終処分場

(ア) 周縁地下水

平成20年12月に、1処分場の周縁地下水の調査を実施しました。

この結果は、0.000027pg-TEQ/Lであり、地下水の水質環境基準(1pg-TEQ/L)を達成していました(表-9-1)。

(イ) 放流水

平成20年7月及び12月に、2処分場の放流水の調査を実施しました。

この結果は、0pg-TEQ/L及び0.000012pg-TEQ/Lであり、放流水の維持管理基準値(10pg-TEQ/L)を下回っていました(表-9-2)。

イ 産業廃棄物最終処分場

(ア) 放流水等

平成20年8月～12月に、42処分場の放流水等の調査を実施しました。

この結果は、0～1.2pg-TEQ/Lの範囲であり、放流水の維持管理基準の適用される21処分場について、すべての施設において基準値(10pg-TEQ/L)を下回っていました(表-10)。

なお、その他の21処分場については、処理水を放流しないことや安定型処分場であるため、基準が適用されません。

(4) その他の調査

平成17年9月に土壌汚染が判明した双葉郡大熊町大字小入野地区において、対策工事に伴う土壌の深度調査をおこないました(表-11)。

表－1 一般環境大気調査

(大気環境基準値 0.6 pg-TEQ/m³)

番号	地域名	市町村名	調査地点名	調査結果 (pg-TEQ/m ³)		環境 基準 の 適 否	調査機関	過去の調査結果 (年平均値)		
								H19年度	H18年度	H17年度
1	県北	福島市	信夫ヶ丘運動場	春期	0.010	○	福島県	0.027	0.035	0.023
				夏期	0.015					
				秋期	0.018					
				冬期	0.027					
				年平均値	0.018					
2	県中	郡山市	開成山公園	春期	0.014	○	郡山市	0.017	0.025	0.037
				夏期	0.0095					
				秋期	0.025					
				冬期	0.025					
				年平均値	0.018					
3	県南	白河市	白河市立白河第二小学校	春期	0.0098	○	福島県	0.020	0.026	0.073
				夏期	0.019					
				秋期	0.012					
				冬期	0.030					
				年平均値	0.018					
4	会津	会津若松市	福島県立葵高等学校	春期	0.0089	○	福島県	0.027	0.032	0.029
				夏期	0.014					
				秋期	0.037					
				冬期	0.032					
				年平均値	0.023					
5	南会津	南会津町	福島県南会津保健福祉事務所	春期	0.0092	○	福島県	0.011	0.011	0.019
				夏期	0.0062					
				秋期	0.0055					
				冬期	0.0066					
				年平均値	0.0069					
6	相双	南相馬市	仲町児童センター	春期	0.022	○	福島県	0.018	0.022	0.070
				夏期	0.056					
				秋期	0.011					
				冬期	0.034					
				年平均値	0.031					
7	いわき	いわき市	いわき市立平第一小学校	春期	0.015	○	いわき市	0.016	0.020	0.025
				夏期	0.0088					
				秋期	0.010					
				冬期	0.026					
				年平均値	0.015					
8	いわき	いわき市	いわき市環境監視センター	春期	0.024	○	いわき市	0.029	0.030	0.041
				夏期	0.0093					
				秋期	0.011					
				冬期	0.016					
				年平均値	0.015					
計	7地域	7市町	8地点	—	—	—	—	—	—	

※調査結果は、年平均値で評価する。

表-2-1 発生源周辺環境大気調査(1)

(大気環境基準値 0.6 pg-TEQ/m³)

番号	地域名	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/m ³)			環境基準 の適否 ※1	調査機関
			夏期	冬期	年平均値		
1	県北	川俣町山木屋	0.014	0.012	0.013	○	福島県
		川俣町山木屋	0.023	0.012	0.018	○	
		川俣町山木屋	0.19	0.010	0.10	○	
2	県中	石川町大字沢井	0.0099	0.027	0.018	○	福島県
		石川町大字沢井	0.011	0.035	0.023	○	
		石川町大字沢井	0.0088	0.038	0.023	○	
3	県南	白河市久田野	0.018	0.039	0.029	○	福島県
		白河市久田野	0.038	0.025	0.032	○	
		白河市久田野	0.033	0.036	0.035	○	
4	会津	喜多方市豊川町	0.017	0.019	0.018	○	福島県
		喜多方市長内	0.026	0.022	0.024	○	
		喜多方市長内	0.018	0.024	0.021	○	
5	会津	猪苗代町大字蚕養	0.0083	0.010	0.0092	○	福島県
		猪苗代町大字蚕養	0.0075	0.012	0.0098	○	
		猪苗代町大字蚕養	0.0093	0.0092	0.0093	○	
6	南会津	下郷町大字落合	0.028	0.015	0.022	○	福島県
		下郷町豊成	0.035	0.010	0.023	○	
		下郷町大字沢田	0.084	0.010	0.047	○	
7	いわき	いわき市常磐下船尾町宮下	—	0.014	0.014	○	いわき市
		いわき市常磐下船尾町古内	—	0.012	0.012	○	
		いわき市常磐西郷町銭田	—	0.029	0.029	○	
		いわき市常磐下湯長谷町3丁目	—	0.018	0.018	○	
計	7地域	22地点	—	—	—	—	

※1 調査結果は、年平均値で評価する。

表-2-2 発生源周辺環境大気調査(2)

(大気環境基準値 0.6pg-TEQ/m³)

番号	地域	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/m ³)			年平均	環境基準 の適否*1	調査機関
			春期	夏期	冬期			
1	相 双	大熊町大字 小 入 野	—	0.14	—	0.14	—	福島県
2			6.6	0.15	0.048	2.3	—	
3			1.7	0.051	0.018	0.59	○	
4			—	0.023	0.014	0.019	○	
5			—	0.055	0.017	0.036	○	
6			—	0.071	—	0.071	—	
7			—	0.028	0.023	0.026	—	
8			—	0.030	—	0.030	—	
9			—	0.13	0.011	0.071	○	
10			—	0.060	—	0.060	—	

(注) *1の「—」は、一般公衆が通常生活していない場所のため、環境基準が適用されない地点です。

表-3-1 公共用水域（河川）

(水質環境基準値：1 pg-TEQ/L、底質環境基準値：150pg-TEQ/g)

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
1	広瀬川	地藏川原橋	0.12	○	0.074	○	福島県
2	東根川	阿武隈川合流前	1.0	○	0.26	○	福島県
3	五百川	阿武隈川合流前	0.53	○	0.12	○	福島県
4	摺上川	幸橋上流（福島市）	0.019	○	0.10	○	福島市
5	松川	松川橋上流（福島市）	0.021	○	0.14	○	福島市
6	八反田川	阿武隈川合流	0.17	○	0.10	○	福島市
7	大森川	濁川合流点前	0.13	○	0.14	○	福島市
8	釈迦堂川	須賀川市水道取水地点	0.29	○	0.080	○	福島県
9	社川	王子橋	0.16	○	0.089	○	福島県
10	逢瀬川	阿武隈川合流前（1回目）	0.2	○	-	-	郡山市
		阿武隈川合流前（2回目）	0.59		4.5	○	
		阿武隈川合流前（3回目）	0.12		-	-	
		阿武隈川合流前（4回目）	0.17		3.2	○	
		年平均値	0.27		-	-	
11	大滝根川	阿武隈川合流前（1回目）	0.095	○	-	-	郡山市
		阿武隈川合流前（2回目）	0.068		2.5	○	
		阿武隈川合流前（3回目）	0.083		-	-	
		阿武隈川合流前（4回目）	0.079		3.2	○	
		年平均値	0.081		-	-	
12	夏井川	磁沢橋	0.066	○	0.096	○	福島県
13	阿武隈川	羽太橋	0.061	○	0.10	○	福島県
14	谷津田川	阿武隈川合流前	0.060	○	0.097	○	福島県
15	黒川	栃木県境	0.059	○	0.077	○	福島県
16	久慈川	高地原橋	0.093	○	0.14	○	福島県
17	阿賀野川	新郷ダム	0.13	○	5.8	○	福島県
18	只見川	藤橋	0.10	○	1.9	○	福島県
19	田付川	下川原橋	0.066	○	0.37	○	福島県
20	宮川	細工名橋	0.20	○	0.19	○	福島県
21	旧宮川	丈助橋	0.49	○	0.33	○	福島県
22	濁川	山崎橋	0.068	○	1.8	○	福島県
23	阿賀野川	田島橋	0.12	○	0.11	○	福島県
24	伊南川	黒沢橋	0.072	○	0.072	○	福島県
25	宇多川	百間橋	0.050	○	0.14	○	福島県
26	真野川	真島橋	0.080	○	0.17	○	福島県
27	新田川	鮭川橋	0.051	○	0.12	○	福島県
28	小高川	ハツカラ橋（1回目）	0.27	○	0.37	○	福島県
		ハツカラ橋（2回目）	0.13		0.092	○	福島県
		年平均値	0.20		-	-	福島県
29	請戸川	請戸橋	0.27	○	0.88	○	福島県
30	木戸川	木戸川橋	0.12	○	0.074	○	福島県

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
31	夏井川	六十枚橋（1回目）	0.091	○	0.067	○	いわき市
		六十枚橋（2回目）	0.065		-	-	
		年平均値	0.078		-	-	
32	大久川	蔭磯橋（1回目）	0.077	○	0.10	○	いわき市
		蔭磯橋（2回目）	0.077		-	-	
		年平均値	0.077		-	-	
33	鮫川	鮫川橋（1回目）	0.097	○	0.069	○	いわき市
		鮫川橋（2回目）	0.062		-	-	
		年平均値	0.080		-	-	
34	藤原川	みなと大橋（1回目）	0.11	○	0.16	○	いわき市
		みなと大橋（2回目）	0.068		-	-	
		年平均値	0.089		-	-	
35	蛭田川	蛭田橋（1回目）	0.45	○	0.96	○	いわき市
		蛭田橋（2回目）	0.21		-	-	
		年平均値	0.33		-	-	
36	夏井川	山下谷橋（1回目）	0.11	○	0.067	○	いわき市
		山下谷橋（2回目）	0.062		0.078	○	
		年平均値	0.086		-	-	

※ 水質の調査結果は、年平均値で評価する。

表-3-2 公共用水域（海域）

（水質環境基準値：1 pg-TEQ/L、底質環境基準値：150 pg-TEQ/g）

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
1	松川浦	漁業権3号中央付近	0.061	○	21	○	福島県
2	小名浜港	4号埠頭先	0.061	○	4.1	○	いわき市
3	いわき市地先海域	夏井川沖1,500m付近	0.059	○	0.13	○	いわき市
4	常磐海岸海域	鮫川沖2,000m付近	0.059	○	0.58	○	いわき市

表-4-1 地下水調査

(水質環境基準値 1 pg-TEQ/L)

番号	地域名	市町村名	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否	実施主体
1	県北	伊達市	下手渡	0.033	○	福島県
2	県北	川俣町	山木屋	0.035	○	福島県
3	県中	郡山市	日和田町高倉	0.091	○	郡山市
4	県中	郡山市	芳賀1丁目	0.060	○	郡山市
5	県中	田村市	大越町下大越	0.051	○	福島県
6	県中	天栄村	大里	0.17	○	福島県
7	県南	西郷村	米	0.062	○	福島県
8	県南	矢祭町	下石井	0.051	○	福島県
9	会津	喜多方市	清水が丘	0.034	○	福島県
10	会津	会津美里町	字西裏	0.056	○	福島県
11	南会津	南会津町	福米沢	0.038	○	福島県
12	相双	相馬市	蒲庭	0.076	○	福島県
13	相双	富岡町	大菅	0.081	○	福島県
14	いわき	いわき市	内郷高野町	0.059	○	いわき市
15	いわき	いわき市	三和町上市萱	0.22	○	いわき市
16	いわき	いわき市	遠野町上遠野	0.058	○	いわき市
17	いわき	いわき市	田人町旅人	0.054	○	いわき市

※調査結果は、年平均値で評価する。

表-5 一般環境土壌調査

(土壌環境基準値 1,000 pg-TEQ/g)

番号	地域名	市町村名	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否	調査機関
1	県北	本宮市	本宮	1.4	○	福島県
2	県北	福島市(旧飯野町)	飯野町青木	190	○	福島県
3	県中	郡山市	大槻町	0.016	○	郡山市
4	県中	郡山市	並木	0.76	○	郡山市
5	県中	郡山市	鳴神	0.24	○	郡山市
6	県中	郡山市	安積町	0.26	○	郡山市
7	県中	石川町	字古館	0.037	○	福島県
8	県中	小野町	大字夏井	0.0011	○	福島県
9	県南	泉崎村	大字泉崎	0.45	○	福島県
10	県南	棚倉町	大字逆川	0.28	○	福島県
11	会津	磐梯町	大字磐梯	0.61	○	福島県
12	会津	柳津町	大字柳津	0.23	○	福島県
13	南会津	南会津町	金井沢	0.053	○	福島県
14	南会津	檜枝岐村	居平	0.35	○	福島県
15	相双	浪江町	大字幾世橋	3.7	○	福島県
16	相双	飯館村	白石	0.034	○	福島県
17	いわき	いわき市	中央台	1.0	○	いわき市
18	いわき	いわき市	中央台	0.0081	○	いわき市
19	いわき	いわき市	内郷内町	0.45	○	いわき市
20	いわき	いわき市	泉町	2.5	○	いわき市
21	いわき	いわき市	常磐水野谷町	0.014	○	いわき市
22	いわき	いわき市	三和町下市萱	0.011	○	いわき市
23	いわき	いわき市	錦町	7.9	○	いわき市

表－6 発生源周辺土壌調査

(土壌環境基準値 1,000 pg-TEQ/g)

番号	地域	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 の 適 否	調査機関
1	県北	福島市東浜町	0.17	○	福島県
	県北	福島市渡利	0	○	福島県
	県北	福島市東浜町	0.47	○	福島県
	県北	福島市腰浜町	0.094	○	福島県
	県北	福島市渡利	1.9	○	福島県
	県北	福島市東浜町	0.075	○	福島県
	県北	福島市山口	0.60	○	福島県
	県北	福島市岡部	2.6	○	福島県
	県北	福島市東浜町	0.21	○	福島県
2	県北	川俣町山木屋	0.88	○	福島県
	県北	川俣町山木屋	4.0	○	福島県
	県北	川俣町山木屋	0.0048	○	福島県
	県北	川俣町山木屋	0.95	○	福島県
	県北	川俣町山木屋	6.5	○	福島県
	県北	川俣町山木屋	0.36	○	福島県
	県北	川俣町山木屋	1.5	○	福島県
	県北	川俣町山木屋	4.7	○	福島県
	県北	川俣町山木屋	1.4	○	福島県
3	県中	郡山市田村町	5.4	○	郡山市
4	県中	郡山市安積町	0.017	○	郡山市
5	県中	須賀川市江花	4.5	○	福島県
	県中	須賀川市江花	0.15	○	福島県
	県中	天栄村大字牧之内	5.1	○	福島県
	県中	天栄村大字牧之内	0.033	○	福島県
	県中	天栄村大字牧之内	13	○	福島県
	県中	須賀川市江花	0.058	○	福島県
	県中	須賀川市江花	8.4	○	福島県
	県中	須賀川市江花	0.45	○	福島県

(土壤環境基準値 1,000 pg-TEQ/g)

番号	地域	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否	調査機関
5	県中	須賀川市江花	0.12	○	福島県
6	県南	白河市久田野	3.3	○	福島県
	県南	白河市久田野	3.2	○	福島県
	県南	白河市久田野	0.088	○	福島県
	県南	白河市本沼	2.8	○	福島県
	県南	白河市久田野	7.3	○	福島県
	県南	白河市久田野	5.3	○	福島県
	県南	白河市久田野	11	○	福島県
	県南	白河市久田野	1.5	○	福島県
	県南	白河市久田野	12	○	福島県
7	会津	猪苗代町大字蚕養	0.10	○	福島県
	会津	猪苗代町大字蚕養	0.018	○	福島県
	会津	猪苗代町大字若宮	0.0021	○	福島県
	会津	猪苗代町大字若宮	2.5	○	福島県
	会津	猪苗代町字佐渡島	0.0040	○	福島県
	会津	猪苗代町大字蚕養	0.048	○	福島県
	会津	猪苗代町字下辺沢	0.15	○	福島県
	会津	猪苗代町大字蚕養	3.2	○	福島県
	会津	猪苗代町大字蚕養	0.0018	○	福島県
8	南会津	下郷町大字沢田	11	○	福島県
	南会津	下郷町大字豊成	0.42	○	福島県
	南会津	下郷町大字豊成	0.43	○	福島県
	南会津	下郷町大字豊成	45	○	福島県
	南会津	下郷町大字豊成	0.60	○	福島県
	南会津	下郷町大字落合	3.8	○	福島県
	南会津	下郷町大字豊成	0.27	○	福島県
	南会津	下郷町大字落合	17	○	福島県
	南会津	下郷町大字落合	0.29	○	福島県

(土壤環境基準値 1,000 pg-TEQ/g)

番号	地域	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否	調査機関
9	相双	広野町大字上北迫	3.7	○	福島県
	相双	広野町大字上北迫	0.064	○	福島県
	相双	広野町大字上北迫	1.3	○	福島県
	相双	広野町大字上北迫	2.5	○	福島県
	相双	広野町大字上北迫	0.088	○	福島県
	相双	広野町大字上北迫	1.6	○	福島県
	相双	広野町大字上北迫	1.6	○	福島県
	相双	広野町大字上北迫	1.8	○	福島県
	相双	広野町大字上北迫	0.11	○	福島県
10	いわき	いわき市常磐下船尾町	0.65	○	いわき市
	いわき	いわき市常磐下船尾町	0.98	○	いわき市
	いわき	いわき市常磐西郷町	0.015	○	いわき市
	いわき	いわき市常磐下湯長谷町	0.95	○	いわき市

表－7 一般廃棄物最終処分場周辺調査

(水質環境基準値 1 pg-TEQ/L、底質の環境基準値 150 pg-TEQ/g)

No.	水域名	測定地点名	水 質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の 適 否 (水質)	底 質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の 適 否 (底質)	調査機関
1	一号堰堤側沢	—	0.058	○	0.38	○	福島県
2	下流の沢	夏井川合流前	0.041	○	0.42	○	
3	最下流の沢	夏井川合流前	0.088	○	1.1	○	

表-8-1 煙道排ガス調査

番号	事業場名称	施設の種類	所在地	調査結果 (ng-TEQ/m ³ N)	適用される 基準値 (ng-TEQ/m ³ N) ※	適否	調査機関
1	福島市あぶくまクリーンセンター	廃棄物焼却炉	福島市	0.0057	1	○	福島県
2	テクノメタル(株)	廃棄物焼却炉	二本松市	0.0033	5	○	福島県
3	富岡工業(株)TYS処理工場	廃棄物焼却炉	川俣町	0.11	10	○	福島県
4	(有)加藤工業所福島工場	廃棄物焼却炉	須賀川市	0.0013	10	○	福島県
5	(有)サンユー	廃棄物焼却炉	石川町	3.1	10	○	福島県
6	日本化学工業(株)福島第二工場	廃棄物焼却炉	三春町	0	1	○	福島県
7	住友ゴム工業(株)白河工場	廃棄物焼却炉	白河市	0.00000051	10	○	福島県
8	(株)DNPテクノバック	廃棄物焼却炉	泉崎村	0.00018	10	○	福島県
9	昭和電工(株)ショウテック事業部喜多方事業所	廃棄物焼却炉	喜多方市	0.00000036	1	○	福島県
10	渡部産業(株)サンワ処理センター	廃棄物焼却炉	猪苗代町	0.56	5	○	福島県
11	温泉健康増進施設ラビスパ裏磐梯	ボイラー	北塩原村	0.027	5	○	福島県
12	田島下郷町衛生組合東部クリーンセンター	廃棄物焼却炉	下郷町	0.27	10	○	福島県
13	田島下郷町衛生組合衛生センター	廃棄物焼却炉	下郷町	0.041	10	○	福島県
14	(株)ADEKA相馬工場	廃棄物焼却炉	相馬市	0	10	○	福島県
15	富士フィルムファインケミカルズ(株)広野工場	廃棄物焼却炉	広野町	0.0016	10	○	福島県
16	有機合成薬品工業(株)	廃棄物焼却炉	いわき市	0	1	○	いわき市
17	(株)クレハ環境ウェステックパーク	廃棄物焼却炉	いわき市	0.11	1	○	いわき市
18	いわき大王製紙(株)	廃棄物焼却炉	いわき市	0.00000062	0.1	○	いわき市
19	(株)クレハ環境	廃棄物焼却炉	いわき市	0.075	1	○	いわき市
20	(株)クレハ環境	廃棄物焼却炉	いわき市	0.068	1	○	いわき市
21	有機合成薬品工業(株)	廃棄物焼却炉	いわき市	0	1	○	いわき市
22	ケミクレア(株)	廃棄物焼却炉	いわき市	0.0000021	5	○	いわき市
23	日本製紙(株)	廃棄物焼却炉	いわき市	0.0013	0.1	○	いわき市
24	荒川化学工業(株)	廃棄物焼却炉	いわき市	0.0000028	10	○	いわき市
25	(有)たいら貨物	廃棄物焼却炉	いわき市	5.7	10	○	いわき市
26	いわき大王製紙(株)	廃棄物焼却炉	いわき市	0.00000060	0.1	○	いわき市

※ 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく大気排出基準、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理基準

表-8-2 特定施設等設置事業場放流水調査

番号	事業場名称	所在地	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される基準値 (pg-TEQ/L) ※	適否	調査機関	備考
1	福島市あぶくまクリーンセンター	福島市	2.9	10	○	福島県	
2	日本化学工業(株)福島第二工場	三春町	0.56	10	○	福島県	
3	住友ゴム工業(株)白河工場	白河市	0.39	10	○	福島県	
4	日曹金属化学(株)会津工場	磐梯町	1.1	10	○	福島県	
5	西部環境衛生組合環境センター	南会津町	0.63	—	—	福島県	参考値
6	(株)ADEKA相馬工場	相馬市	0.45	10	○	福島県	
7	東京電力(株)福島第一原子力発電所	大熊町	0.00077	10	○	福島県	
8	(株)クレハいわき事業所	いわき市	0.54	10	○	いわき市	

※ 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質排出基準

表-9-1 一般廃棄物最終処分場（周縁地下水）

番号	設置者（施設名）	所在地	検体	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境 基準値 (pg-TEQ/L) ※	適否	調査機関
1	(株)ウィズウェイストジャパン (小野ウェイストパーク)	小野町	周縁地下水	0.000027	1	○	福島県

※ 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質環境基準

表-9-2 一般廃棄物最終処分場（放流水）

番号	設置者（施設名）	所在地	検体	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される 基準値 (pg-TEQ/L) ※	適否	調査機関
1	(株)ウィズウェイストジャパン (小野ウェイストパーク)	小野町	放流水	0.000012	10	○	福島県
2	いわき市 (クリンピーの森)	いわき市	放流水	0	10	○	いわき市

※ 「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理基準

表-10 産業廃棄物最終処分場（放流水等）

番号	設置者（施設名）	所在地	種類	検体	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される 基準値 (pg-TEQ/L) ※	適否	調査機関
1	阿部建材工業㈱ 音坊第2	福島市	安定型	浸透水	0.0012	-	-	福島県
2	恵和興業㈱ 一の坂最終処分場	福島市	安定型	浸透水	0.0079	-	-	福島県
3	日進クリーン㈱ 立子山処分場	福島市	安定型	浸透水	0.0037	-	-	福島県
4	㈱クリーン商会 大名倉第2	大玉村	安定型	浸透水	0.0050	-	-	福島県
5	日東紡績㈱福島工場 金沢第一	福島市	安定型	浸透水	0.0049	-	-	福島県
6	日東紡績㈱福島工場 金沢第2	福島市	安定型	浸透水	0.022	-	-	福島県
7	日東環境整備㈱ 天沼安定型処分場	福島市	安定型	浸透水	0.080	-	-	福島県
8	日東環境整備㈱ 天沼管理型処分場	福島市	管理型	放流水	0.0027	10	○	福島県
9	㈱商報舎（第1、第2）	二本松市	管理型	放流水	0	10	○	福島県
10	富岡興業㈱	川俣町	管理型	処理水	1.2	-	-	福島県
11	㈱クリーンテック	福島市	管理型	放流水	0.027	10	○	福島県
12	福島製鋼㈱ 立子山処分場	福島市	管理型	放流水	0.00044	10	○	福島県
13	福島製鋼㈱ 松川処分場	福島市	管理型	放流水	0.0033	10	○	福島県
14	飯岡工業㈱	田村市	安定型	浸透水	0.0048	-	-	福島県
15	㈱東北エス・イー・ティー	小野町	管理型	放流水	0.046	10	○	福島県
16	㈱公害技術研究所	中島村	管理型	放流水	0.0076	10	○	福島県
17	東北ポール㈱	白河市	管理型	放流水	0.000026	10	○	福島県
18	㈱あいづダストセンター 新処分場	柳津町	管理型	処理水	0.34	-	-	福島県
19	㈱あいづダストセンター 旧処分場	柳津町	管理型	処理水	0.43	-	-	福島県

番号	設置者（施設名）	所在地	種類	検体	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される 基準値※	適否	調査機関
20	宝川産業㈱	会津坂下町	管理型	放流水	0.000038	10	○	福島県
21	昭和電工㈱東長原工場	会津若松市	管理型	放流水	0.000091	10	○	福島県
22	㈱マルセ商会	南相馬市	安定型	浸透水	0.011	-	-	福島県
23	㈱福島農林（第1の1）	飯舘村	安定型	浸透水	0.0014	-	-	福島県
24	㈱福島農林（第1の2）	飯舘村	安定型	浸透水	0.023	-	-	福島県
25	㈱福島農林（第2）	飯舘村	安定型	浸透水	0.19	-	-	福島県
26	斎藤運輸工業㈱	飯舘村	安定型	浸透水	0.017	-	-	福島県
27	横山建設㈱	南相馬市	安定型	浸透水	0.063	-	-	福島県
28	東京電力㈱福島第1原子力発電所 安定型処分場	双葉町	安定型	浸透水	0.000044	-	-	福島県
29	東京電力㈱福島第2原子力発電所	楢葉町	安定型	浸透水	0.0023	-	-	福島県
30	加藤建材工業㈱	南相馬市	安定型	浸透水	0.000080	-	-	福島県
31	丸三製紙㈱	南相馬市	管理型	放流水	0.022	10	○	福島県
32	㈱緑生	飯舘村	管理型	処理水	0.000074	-	-	福島県
33	㈱フクシマエコテック	富岡町	管理型	放流水	0.000020	10	○	福島県
34	㈱双葉産業廃棄物処理公社	大熊町	管理型	放流水	0.000029	10	○	福島県
35	三和化学工業㈱	南相馬市	管理型	放流水	0.41	10	○	福島県
36	東京電力㈱福島第1原子力発電所	大熊町	管理型	放流水	0	10	○	福島県
37	相馬市 管理型最終処分場	相馬市	管理型	放流水	0.000027	10	○	福島県
38	東北電力㈱原町火力発電所	南相馬市	管理型	浸出液	0	10	○	福島県
39	㈱クレハ 広町・桜町管理型処分場	いわき市	管理型	放流水	0	10	○	いわき市
40	ひめゆり総業㈱ 管理型処分場	いわき市	管理型	放流水	0	10	○	いわき市

番号	設置者（施設名）	所在地	種類	検体	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される 基準値※	適否	調査機関
41	(財)福島県いわき処分場保全センター 管理型処分場	いわき市	管理型	放流水	0.00043	10	○	いわき市
42	三山クリーン(株) 管理型旧処分場	いわき市	管理型	放流水	0.28	10	○	いわき市

※ 「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理基準

表-11 その他調査

(土壌環境基準値 1,000pg-TEQ/g)

地点番号	地域	調査地点	調査深度 (cm)	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準の適否	調査機関
1	相 双	大熊町大字小入野	25~30	2,200	×	福島県
			50~55	2,400	×	
			200~205	27	○	
2			15~20	200	○	
			25~30	290	○	
			50~55	1.9	○	
3			10~15	610	○	
			25~30	2,200	×	
			65~70	6.4	○	
4			0~5	880	○	
			5~10	730	○	
			70~75	9.2	○	
5			25~30	1,900	×	
			50~55	2,000	×	
			120~125	0.55	○	
6	0~5	1,100	×			
	5~10	1,400	×			
	10~15	1,300	×			
	15~20	1,500	×			

平成 2 0 年度

ダイオキシン類自主測定結果

平成 2 1 年 7 月

福 島 県

ダイオキシン類対策特別措置法第28条に基づき、特定施設の設置者は排出ガスや排水等のダイオキシン類の濃度を年1回以上測定し、その結果を知事に報告することが義務づけられています。この調査結果は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までに実施された自主測定結果（中核市分を除く。）をとりまとめ、同法第28条第4項の規定により公表するものです。

1 自主測定結果

(1) 排出ガス

休止・未稼働等の施設を除く報告対象の151施設のうち150施設から報告がありました。排出基準を超過した施設が2施設ありましたが、その後の再調査ですべての施設で排出基準以下であることが確認されました。なお、欠測による未報告施設が1施設ありました。

表-1 排出ガスの実施状況

報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数	基準超過施設数
151 (100%)	150 (100%)	1 (0.7%)	2

(2) 排水

休止・未稼働等の施設を除く報告対象の10事業場すべてから報告がありました。すべての事業場で、排出基準に適合していました。

表-2 排水の実施状況

報告対象工場・事業場数	報告工場・事業場数	未報告工場・事業場数	基準超過工場・事業場数
10 (100%)	10 (100%)	0 (0%)	0

(3) ばいじん及び燃え殻等

ばいじんについては、報告対象の96施設のうち95施設から報告がありました。そのうち処理基準を超過した施設が1施設ありましたが、その後の再調査で処理基準以下であることが確認されました。

なお、未測定による未報告施設が1施設ありました。

また、燃え殻等については、120施設のうち全施設から報告があり、すべての施設で処理基準に適合していました。

表-3 ばいじん及び燃え殻等の自主測定の実施状況

測定媒体	報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数	処理基準超過施設数
ばいじん	96 (100%)	95 (99%)	1 (1%)	1
燃え殻等	120 (100%)	120 (100%)	0 (0%)	0

2 対応状況

自主測定が未報告である2施設のうち、1施設はその後に報告された自主測定により問題ないことが確認されました。他の1施設については、事業者の錯誤でばいじんの測定が行われなかったものですが、排出ガス及び焼却灰の測定結果は基準に適合していました。

【 参 考 資 料 】

特定施設の種類と排出基準値

1 排出ガスに係る特定施設及び排出基準値

(単位：ng-TEQ/m³N)

番号	特定施設の種類	排出基準値		
		新設施設 ^{注)}	既設施設	
1	焼結鉱（鉄鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	0.1	1	
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの	0.5	5	
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの	1	10	
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が1トン以上のもの	1	5	
5	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のもの	焼却能力 4t/H以上	0.1	1
		2～4t/H未満	1	5
		2t/H未満	5	10

注) 既に大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉（能力200kg/h以上又は火格子面積2㎡以上）及び製鋼の用に供する電気炉については、新設施設の基準が適用になります。

2 排水に係る特定施設及び排出基準値

(単位：pg-TEQ/l)

番号	特定施設の種類	排出基準値
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生ガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	

番号	特定施設の種類	排出基準値
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジンドロ [3・2-b:3'・2'-m] トリフェノジオキサジン (別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。) の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	10
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒 (使用済みのものに限る。) からの金属の回収 (ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法 (焙焼炉で処理しないものに限る。) によるものを除く。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号) 第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	
17	フロン類 (特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令 (平成6年政令第308号) 別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。) の破壊 (プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設 (1から17まで及び19に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	
19	1から17までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水 (1から14までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの) に限り、公共用水域に排出されるものを除く。) の処理施設 (前号に掲げるものを除く。)	

※表中の「別表」とあるのは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表を示す。

3 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準※1 (単位：ng-TEQ/g)

種類	新設施設の処理基準	既設施設※2の処理基準
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び燃え殻	3	3

※1 処理基準； 埋立処分等を行う際に適用される基準。ばいじん及び燃え殻に含有されるダイオキシン類の基準ではありません。

※2 既設施設； 平成12年1月14日以前にすでに設置され、又は工事に着手していた施設。なお、既設施設のうち、次に掲げる方法により処理した場合は処理基準が適用されない。

ア) 重金属が溶出しないようにセメント固化する場合

イ) 重金属が溶出しないように薬剤処理する場合

ウ) 酸抽出し、当該抽出液を重金属が溶出しないように処理する場合

平成20年度 排出ガスダイオキシン類自主測定結果

県北地方振興局管内

【廃棄物焼却炉】

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類の	廃棄物焼却炉の規模 焼却能力 (kg/h)	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	適用される 排出基準	基準適 合状況	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	備考
1	県北	福島市	福島市あぶくまクリーンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	5000	0.013	1	○	2.5	適用外	—	0.035	3	○	(1回目) ばいじん：薬剤処理 ばいじんについては、2炉分を混合測定
2	県北	福島市	福島市あぶくまクリーンセンター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	5000	0.015	1	○		適用外	—	0.0015	3	○	
3	県北	福島市	福島市あぶくまクリーンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	5000	0.014	1	○	0.80	適用外	—	0.00078	3	○	(2回目) ばいじん：薬剤処理 ばいじんについては、2炉分を混合測定
4	県北	福島市	福島市あぶくまクリーンセンター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	5000	0.0094	1	○		適用外	—	0.0012	3	○	
5	県北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3750	休止中	5	—	—	適用外	—	休止中	3	—	H20.10.1より休止中 ばいじん：薬剤処理
6	県北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3750	休止中	5	—		適用外	—	休止中	3	—	
7	県北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター	(新)1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	4538	0.00018	0.1	○	0.0061	適用外	—	0	—	—	H20.10.1使用開始 ばいじんについては2炉分混合測定 焼却灰等は溶融不適物
8	県北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター	(新)2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	4538	0.0034	0.1	○		適用外	—		—	—	
9	県北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター	(新)1号灰溶融炉	5 廃棄物焼却炉	833	0.00018	5	○	0.00094	適用外	—	0	—	—	H20.10.1使用開始、灰溶融炉の排ガス・ばいじんは焼却炉1号、2号に分配して含まれる。 焼却灰等はスラグ
10	県北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター	(新)2号灰溶融炉	5 廃棄物焼却炉	833	0.0034	5	○		適用外	—		—	—	
11	県北	二本松市	テクノメタル(株)	ア-7-82	5 廃棄物焼却炉	3700	0.049	5	○	0.00094	3	○	0.00066	3	○	
12	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.93	5	○	1.40	適用外	—	0.026	3	○	ばいじん：薬剤処理 焼却灰及びばいじんは3炉混合測定
13	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	1.50	5	○							
14	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設	3号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.99	5	○							
15	県北	福島市	日進クリーン立子山処理場	立子山処理場焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2500	0.81	5	○	0.84	3	○	0.018	3	○	
16	県北	本宮市	安達地方広域行政組合 もとみやクリーンセンター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	1667	0.0067	5	○	0.84	適用外	—	0.032	3	○	ばいじん(：薬剤処理)、焼却灰は2炉分を混合測定
17	県北	本宮市	安達地方広域行政組合 もとみやクリーンセンター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	1667	0.027	5	○		適用外	—				
18	県北	福島市	阿部建材工業株式会社音坊処分場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1587	0.41	10	○	1.5	3	○	0.0000022	3	○	
19	県北	川俣町	富岡興業株式会社TYS処理工場	No.1-A(キルン炉)	5 廃棄物焼却炉	1500	0.13	10	○	0.0074	3	○	0	3	○	
20	県北	福島市	株式会社東ダブル・ジー・ヤマギシ福島営業所	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1036	0.068	10	○	0.023	3	○	0.0072	3	○	
21	県北	二本松市	クリーン東陽橋	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1000	休止中	10	—	休止中	3	—	休止中	3	—	廃棄物処理法の許可失効(H12.8.31)により休止中
22	県北	二本松市	クリーン東陽橋	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1000	休止中	10	—	休止中	3	—	休止中	3	—	廃棄物処理法の許可失効(H12.8.31)により休止中
23	県北	二本松市	安達地方広域行政組合 あだたら環境共生センター	炭化炉	5 廃棄物焼却炉	636	0.000048	5	○	0.0015	3	—	0	3	○	
24	県北	二本松市	株式会社七洋工業炭板研究所	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	600	休止中	10	—	休止中	3	—	休止中	3	—	H14.8.28廃棄物処理法の許可取消
25	県北	川俣町	富岡興業株式会社TYS処理工場	No.7 TR専焼炉	5 廃棄物焼却炉	500	0.079	10	○	—	—	—	—	—	—	蒸発炉のため、ばいじん、焼却灰等の捕集設備なし
26	県北	川俣町	富岡興業株式会社TYS処理工場	No.8 TR専焼炉	5 廃棄物焼却炉	500	稼働なし	10	—	—	—	—	—	—	—	蒸発炉のため、ばいじん、焼却灰等の捕集設備なし

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	廃棄物焼却 炉の規模	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	適用される 排出基準	基準適 合状況	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	備考
						焼却能力 (k g/h)										
26	県北	川俣町	富岡興業㈱TYS処理工場	No.8 TR専焼炉	5 廃棄物焼却炉	500	稼働なし	10	-	-	-	-	-	-	-	蒸発炉のため、ばいじん、焼却灰等の捕集設備なし
27	県北	福島市	八巻重機工業㈱【大笹生】	1号炭火炉	5 廃棄物焼却炉	417	休止中	10	-	休止中	3	-	休止中	3	-	休止 (H13.12月から)、許可取消 (H15.3.7)
28	県北	本宮市	安達地方広域行政組合 もとみやクリンセンター	灰溶融炉	5 廃棄物焼却炉	400	0.0067	5	○	0.84	3	○	0.00031	3	○	排出ガス、ばいじんは、1号炉と共通 (採取焼却灰等はスラグ)
29	県北	川俣町	富岡興業㈱TYS処理工場	No.2-B (廃プラ炉)	5 廃棄物焼却炉	200	0.66	10	○	0.027	3	○	2.8	3	○	
30	県北	福島市	南カジカ	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	195	未稼働	10	-	未稼働	3	-	未稼働	3	-	未稼働。廃棄物処理法未許可
31	県北	福島市	福島県農業総合センター畜産研究場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	100	0.070	10	○	-	-	-	0.00017	3	○	ばいじん捕集設備なし
32	県北	東和町	南東和牧場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	100	0.35	10	○	-	-	-	0	3	○	ばいじん捕集設備なし
33	県北	福島市	県北地区大抑留所		5 廃棄物焼却炉	75	0.32	10	○	-	-	-	0	3	○	ばいじん捕集設備なし
34	県北	福島市	トーアエイヨー㈱福島工場	実験動物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	64	0.015	10	○	-	-	-	0.00010	3	○	ばいじん捕集設備なし
35	県北	福島市	森永乳業㈱福島工場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	40	0	10	○	-	-	-	0.06	3	○	ばいじん捕集設備なし
36	県北	福島市	森永乳業㈱福島工場	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	40	0.79	10	○	-	-	-	0.23	3	○	ばいじん捕集設備なし
37	県北	福島市	福島県立医科大学	動物炉	5 廃棄物焼却炉	150	0.00086	5	○	0.048	3	○	0	3	○	

平成20年度 排出ガスダイオキシン類自主測定結果

県中地方振興局管内

【廃棄物焼却炉】

No	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種別	廃棄物焼却炉の規模		排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	適用される 排出基準	基準適 合状況	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	備考
						焼却能力 (kg/h)	火床面積 (m ²)										
1	県中	須賀川市	須賀川地方保健環境組合（ごみ処理施設）	1号炉	5 廃棄物焼却炉	3125	17.098	0.18	5	○	2.1	適用外	-	0.0016	3	○	ばいじん：薬剤処理
2	県中	須賀川市	須賀川地方保健環境組合（ごみ処理施設）	2号炉	5 廃棄物焼却炉	3125	17.098	0.067	5	○	1.1	適用外	-	0.0035	3	○	ばいじん：薬剤処理
3	県中	三春町	日本化学工業株式会社福島第二工場	ダウ1	5 廃棄物焼却炉	2446	-	0.000021	1	○	-	-	-	-	-	-	液中燃焼方式のためばいじん等は発生しない
4	県中	石川町	石川地方生活環境施設組合石川地方ごみ焼却炉	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1875	13.48	0.0038	10	○	0.89	適用外	-	0.000029	3	○	ばいじん、焼却灰はそれぞれ1号炉、2号炉を混合測定。ばいじん薬剤処理
5	県中	石川町	石川地方生活環境施設組合石川地方ごみ焼却炉	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1875	13.48	0.00026	10	○							
6	県中	田村市	田村広域行政組合 田村東部環境センター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	1875	12.5	0.76	10	○	6.8	適用外	-	0.098	3	○	ばいじん：薬剤処理
7	県中	田村市	田村広域行政組合 田村東部環境センター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	1875	12.5	3.2	10	○	7.6	適用外	-	0.13	3	○	ばいじん：薬剤処理
8	県中	三春町	田村広域行政組合 田村西部環境センター	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1667	9.45	0.015	5	○	0.39	適用外	-	0	3	○	排ガス、ばいじんは焼却炉、溶融炉共通。焼却灰は溶融スラグ。ばいじん：薬剤処理
9	県中	三春町	田村広域行政組合 田村西部環境センター	溶融炉	5 廃棄物焼却炉	492	1.85										
10	県中	須賀川市	須賀川地方保健環境組合（し尿処理施設）	1し尿処理施設	5 廃棄物焼却炉	786	8	0.023	10	○	0.0021	3	○	0.000080	3	○	
11	県中	石川町	石川地方生活環境施設組合石川地方し尿焼却炉	円形焼却炉	5 廃棄物焼却炉	786	11	0.0082	10	○	0.00017	3	○	0.00020	3	○	
12	県中	須賀川市	㈱チニクリエーション ランニング	No1 焼却炉	5 廃棄物焼却炉	615	8.8	0.57	10	○	1.6	3	○	0.18	3	○	
13	県中	石川町	(有)サンユウ	名称なし	5 廃棄物焼却炉	600	5.44	3.0	10	○	0.0020	3	○	0.0000031	3	○	
14	県中	田村市	田村地方衛生処理センター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	300	2.1	0.000020	10	○	-	-	-	0.00011	3	○	ばいじん集じん設備なし
15	県中	田村市	田村地方衛生処理センター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	376	5.9	0.10	10	○	-	-	-	0.00011	3	○	ばいじん集じん設備なし
16	県中	須賀川市	西間木建材㈱	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	183	1.978	0.14	10	○	0.32	3	○	0.00083	3	○	
17	県中	平田村	DIC㈱福島工場	1号炉	5 廃棄物焼却炉	113	1.28	0.69	10	○	0.29	3	○	0.00028	3	○	
18	県中	小野町	日本全業工業㈱中央研究所付属臨床研究牧場	動物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	100	1.06	0.24	10	○	0.00019	3	○	0.0000016	3	○	
19	県中	玉川村	㈱ユキザワ玉川農場	2号炉	5 廃棄物焼却炉	98	1.4	2.7	5	○	0	3	○	0	3	○	
20	県中	田村市	㈱春山建工社	1号	5 廃棄物焼却炉	69.3	1.9	0.17	5	○	0.0013	3	○	0.00000063	3	○	
21	県中	玉川村	福島空港ビル㈱	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	28.6	0.77	0.074	10	○	0	3	○	0	3	○	
22	県中	田村市	㈱フリーデン都路牧場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	121	1.365	0	10	○	-	-	-	0.030	3	○	ばいじん集じん設備なし

【廃棄物焼却炉以外の施設】

No	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種別	特定施設の規模	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	適用される 排出基準	基準適 合状況	備考
1	県中	須賀川市	(株)加藤工業所福島工場	溶解炉	4 アルミニウム溶解炉	2t/h	0.055	5	○	3炉集合煙突
2	県中	須賀川市	(株)加藤工業所福島工場	溶解炉	4 アルミニウム溶解炉	1t/h				
3	県中	須賀川市	(株)加藤工業所福島工場	溶解炉	4 アルミニウム溶解炉	1t/h				

平成20年度 排出ガスダイオキシン類自主測定結果

県南地方振興局管内

【廃棄物焼却炉】

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類の	廃棄物焼却炉の規模		排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m ³)	適用される 排出基準	基準適 合状況	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	備考
						焼却能力 (kg/h)	火床面積 (m ²)										
1	県南	白河市	西白河地方衛生処理一部事務組合	西白河地方クリーンセンター1号炉	5 廃棄物焼却炉	3750	22.51	0.015	5	○	1.0	適用外	—	0.0081	3	○	ばいじんは薬剤処理
2	県南	白河市	西白河地方衛生処理一部事務組合	西白河地方クリーンセンター2号炉	5 廃棄物焼却炉	3750	22.51	0.013	5	○	1.1	適用外	—	0.0012	3	○	ばいじんは薬剤処理
3	県南	白河市	西白河地方衛生処理一部事務組合	白河地方清掃センターし尿汚泥焼却炉	5 廃棄物焼却炉	300	5	0.0085	10	○	0.0029	3	○	0.000011	3	○	
4	県南	白河市	榊秋山建材再生プラント	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3740	6.1	0.047	5	○	0.81	3	○	0.051	3	○	
5	県南	泉崎村	榊コラボ・ウェスト	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	—	0.011	5	○	0.088	3	○	0.66	3	○	
6	県南	埴町	東白衛生組合	ごみ焼却施設1号炉	5 廃棄物焼却炉	1563	9.75	0.0075	10	○	0.85	適用外	—	0.0054	3	○	ばいじんは薬剤処理。 1・2号混合排出、同時測定。
7	県南	埴町	東白衛生組合	ごみ焼却施設2号炉	5 廃棄物焼却炉	1563	9.75	0.024	10	○							
8	県南	埴町	東白衛生組合	東白グリーンセンターし尿処理施設汚泥焼却炉	5 廃棄物焼却炉	930	—	0.013	10	○	—	—	—	0.0000012	3	○	ばいじんの集じん設備なし
9	県南	泉崎村	榊DN Pテックノバック	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1000	13.5	0.0016	10	○	0.015	3	○	0.00000003	3	○	
10	県南	棚倉町	ユニ・チャームプロダクツ榊福島工場	B-3 焼却ボイラー	5 廃棄物焼却炉	780	3.8	0.0010	5	○	0.0000011	3	○	0.00000014	3	○	
11	県南	白河市	住友ゴム工業榊白河工場	廃タイヤボイラー	5 廃棄物焼却炉	750	11	0.0051	10	○	0.013	3	○	0.000041	3	○	
12	県南	白河市	かねか榊福島工場	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	120	0.79	1.3	10	○	1.1	3	○	0.00072	3	○	
13	県南	棚倉町	榊平成クリーンサービス	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	190	5.7	0.48	10	○	0	3	○	0	3	○	
14	県南	白河市	フランスベッドファニチャー榊東北工場	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	179	4.83	2.2	10	○	—	—	—	0.0018	3	○	ばいじんの集じん設備なし
15	県南	西郷村	独立行政法人家畜改良センター	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	150	1.88	0.43	10	○	—	—	—	0.0000022	3	○	ばいじんの集じん設備なし
16	県南	埴町	榊常豊工務店	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	96	1.96	0.43	10	○	0.0059	3	○	0	3	○	
17	県南	西郷村	東洋羽毛工業榊白河工場	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	26	1.7	0.034	10	○	0.040	3	○	0.18	3	○	
18	県南	矢祭町	丸イ食品榊福島第2工場	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	89	1.27	13	5	×	1.6	3	○	0.0027	3	○	
								4.7	5	○	—	—	—	—	—	—	
19	県南	白河市	榊大紀アルミニウム工業所白河工場	(14-1)アルミ灰焼成炉	5 廃棄物焼却炉	90	—	0.038	5	○	該当なし	3	—	0.39	3	○	
20	県南	白河市	(株)ムサシパーティション工業福島工場	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	172	1.76	2.8	5	○	4.1	3	×	0.39	3	○	
								—	—	—	0.20	3	○	—	—	—	

【廃棄物焼却炉以外の施設】

NO	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	特定施設の規模	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	適用される 排出基準	基準適 合状況	備考
1	県南	白河市	柳大紀アルミニウム工業所白河工場	(1-1)30 ^ト 溶湯炉	47 ^キ 溶解炉	30 t	0.12	5	○	No.1, 5, 6, 8同時測定
							0.0035	5	○	No.1, 2, 3, 5, 6同時測定
2	県南	白河市	柳大紀アルミニウム工業所白河工場	(1-2)40 ^ト 溶湯炉	47 ^キ 溶解炉	40 t	0.12	5	○	No.2, 3同時測定
							0.0035	5	○	
3	県南	白河市	柳大紀アルミニウム工業所白河工場	(1-3)40 ^ト 保持炉	47 ^キ 溶解炉	40 t	0.0035	5	○	
							0.12	5	○	
							0.94	5	○	No.3, 6同時測定
4	県南	白河市	柳大紀アルミニウム工業所白河工場	(1-6)No.1 4 ^ト 回転炉	47 ^キ 溶解炉	4 t	0.074	5	○	
5	県南	白河市	柳大紀アルミニウム工業所白河工場	(2-2)15 ^ト 溶湯炉	47 ^キ 溶解炉	15 t	0.12	5	○	
							0.0035	5	○	
6	県南	白河市	柳大紀アルミニウム工業所白河工場	(2-3)25 ^ト 溶湯炉	47 ^キ 溶解炉	25 t	0.12	5	○	
							0.0035	5	○	
							0.94	5	○	
7	県南	白河市	柳大紀アルミニウム工業所白河工場	(7-1)ドライ粉乾燥路	47 ^キ 乾燥炉	2.5 t	0.036	5	○	
8	県南	白河市	柳大紀アルミニウム工業所白河工場	(12)デラッカー設備	47 ^キ 焙焼炉	3.5 t	0.12	5	○	
9	県南	白河市	柳大紀アルミニウム工業所白河工場	(13-1)No.2 4 ^ト 回転炉	47 ^キ 溶解炉	4 t	0.0000023	5	○	

平成20年度 排出ガスダイオキシン類自主測定結果

会津地方振興局管内

【廃棄物焼却炉】

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類の	廃棄物焼却炉の規模		排出ガスの測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	適用される排出基準	基準適合状況	ばいじんの測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される基準値 (ng-TEQ/g)	基準適合状況	焼却灰等の測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される基準値 (ng-TEQ/g)	基準適合状況	備考
						焼却能力 (k g/h)	火床面積 (m ²)										
1	会津	磐梯町	日曹金属化学(株)会津工場	KW-1	5 廃棄物焼却炉	4167	—	0.085	1	○	0.090	3	○	0.00022	3	○	排出ガス及びばいじんはKW-2との総合値 ばいじん等は再処理(熱分解)
2	会津	会津若松市	会津若松地方広域市町村圏整備組合	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	19.098	0.15	5	○	1.4	適用外	—	0.0014	3	○	ばいじん:セメント・薬剤処理
3	会津	会津若松市	会津若松地方広域市町村圏整備組合	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	19.098	0.18	5	○	5.0	適用外	—	0.0038	3	○	ばいじん:セメント・薬剤処理
4	会津	会津若松市	会津若松地方広域市町村圏整備組合	3号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	19.098	0.17	5	○	6.9	適用外	—	0.0043	3	○	ばいじん:セメント・薬剤処理
5	会津	喜多方市	喜多方地方広域市町村圏組合環境センター山都工場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2812.5	17.115	0.19	5	○	0.93	適用外	—	0.017	3	○	ばいじん及び焼却灰は1号と2号同時測定 ばいじんはセメント、キレート処理
6	会津	喜多方市	喜多方地方広域市町村圏組合環境センター山都工場	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2812.5	17.115	0.68	5	○							
7	会津	磐梯町	日曹金属化学(株)会津工場	KW-2	5 廃棄物焼却炉	2500	—	0.085	5	○	0.090	3	○	0.0034	3	○	排出ガス及びばいじんはKW-1との総合値
8	会津	猪苗代町	渡部産業(株)サンワ処理センター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2437	3.14	0.59	5	○	2.3	3	○	0(<0.02)	3	○	
9	会津	磐梯町	日曹金属化学(株)会津工場	K 3	5 廃棄物焼却炉	2166.7	—	0.050	1	○	0.83	3	○	0.00077	3	○	
10	会津	磐梯町	日曹金属化学(株)会津工場	第2専焼炉	5 廃棄物焼却炉	2083	—	0.0080	5	○	0.090	3	○	0.00024	3	○	
11	会津	柳津町	㈱あいづダストセンター鶴ヶ峯産業 廃棄物中間処理場	F-101	5 廃棄物焼却炉	1750	—	0.073	5	○	0.16	3	○	—	—	—	流動床炉で灰が出ない
12	会津	柳津町	㈱あいづダストセンター鶴ヶ峯産業 廃棄物中間処理場	F-201.202.203	5 廃棄物焼却炉	1670	15.3	0.24	5	○	0.073	3	○	0.023	3	○	
13	会津	喜多方市	(株)テクノクリーン		5 廃棄物焼却炉	1554	4.44	8.1	10	○	0.30	3	○	2.1	3	○	
14	会津	柳津町	㈱あいづダストセンター鶴ヶ峯産業 廃棄物中間処理場	F-002	5 廃棄物焼却炉	868	—	休止中	10	—	休止中	3	—	休止中	3	—	H12.5月から休止中
15	会津	柳津町	㈱あいづダストセンター鶴ヶ峯産業 廃棄物中間処理場	F-001	5 廃棄物焼却炉	750	6.4	休止中	10	—	休止中	3	—	休止中	3	—	H12.5月から休止中
16	会津	喜多方市	喜多方地方広域市町村圏組合環境センター塩川工場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	928	10	0.059	10	○	—	—	—	0.000033	3	○	ばいじんの集じん設備なし
17	会津	湯川村	(有)日本美術産業湯川工場		5 廃棄物焼却炉	225	1.56	0(<0.17)	10	○	0(<0.09)	3	○	0(<0.098)	3	○	
18	会津	会津若松市	会津若松市役所環境保全課	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	50	0.84	0.26	10	○	—	—	—	0.000000063	3	○	ばいじんの集じん設備なし
19	会津	会津若松市	会津家畜保健衛生所	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	50	0.64	0.3	10	○	—	—	—	0(<0.02)	3	○	ばいじんの集じん設備なし

【廃棄物焼却炉以外の施設】

NO	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類の	特定施設の規模	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	適用される 排出基準	基準適 合状況	備考
1	会津	磐梯町	曹鉄メタル株式会社	1号キルン	3 亜鉛回収焙焼炉	8.3 t/h (1号キルン)	0.87	10	○	
							0.50		○	
2	会津	磐梯町	曹鉄メタル株式会社	2号キルン	3 亜鉛回収焙焼炉	4.5 t/h (2号キルン)	1.0	10	○	
							0.56		○	
3	会津	喜多方市	昭和電工㈱ショウテイック事業部喜多方事業所	1001号	4 アルミウム溶解炉	12 t(1001号)	休止中	5	—	
4	会津	喜多方市	昭和電工㈱ショウテイック事業部喜多方事業所	1002号	4 アルミウム溶解炉	10 t(1002号)	休止中	5	—	H20下期より稼働なし
5	会津	喜多方市	昭和電工㈱ショウテイック事業部喜多方事業所	1501号	4 アルミウム溶解炉	15 t(1501)	休止中	5	—	H20下期より稼働なし
6	会津	喜多方市	昭和電工㈱ショウテイック事業部喜多方事業所	1502号	4 アルミウム溶解炉	15 t(1502)	休止中	—	—	
7	会津	喜多方市	昭和電工㈱ショウテイック事業部喜多方事業所	10TH-1	4 アルミウム溶解炉	10 t(10TH-1)	休止中	5	—	H20下期より稼働なし
8	会津	喜多方市	昭和電工㈱ショウテイック事業部喜多方事業所	10TH-2	4 アルミウム溶解炉	11 t(10TH-2)	0.010	5	○	
9	会津	喜多方市	昭和電工㈱ショウテイック事業部喜多方事業所	22MF1	4 アルミウム溶解炉	25 t(22MF1)	0.0019	5	○	22MF1(溶解炉)+20HF1(保持炉)
10	会津	喜多方市	昭和電工㈱ショウテイック事業部喜多方事業所	20HF1	4 アルミウム溶解炉	20 t(20HF1)	0.0019	5	○	22MF1(溶解炉)+20HF1(保持炉)
11	会津	喜多方市	昭和電工㈱ショウテイック事業部喜多方事業所	21-15t0F	4 アルミウム溶解炉	15 t(21-15t0F)	0.00000030	1	○	
12	会津	喜多方市	昭和電工㈱ショウテイック事業部喜多方事業所	22-15t0F	4 アルミウム溶解炉	15 t(22-15t0F)	0.00000036	1	○	
							0.0036		○	
							0.0033		○	
							0.0011		○	
13	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	A(1) (アルミ溶解炉)	4 アルミウム溶解炉	5 t(A)	0.88	5	○	
14	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	F(2) (アルミ溶解炉)	4 アルミウム溶解炉	1 t(F)	0.88	5	○	A炉と同時測定
15	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	E(12) (アルミ溶解炉)	4 アルミウム溶解炉	1 t(E)	0.88	5	○	A炉と同時測定
16	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	B(13) (アルミ溶解炉)	4 アルミウム溶解炉	5 t(B)	0.88	5	○	A炉と同時測定
17	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	C(14) (アルミ溶解炉)	4 アルミウム溶解炉	6 t(C)	0.88	5	○	A炉と同時測定
18	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	乾燥炉	4 アルミウム乾燥炉	1 t/h	0.00091	5	○	

平成20年度 排出ガスダイオキシン類自主測定結果

南会津地方振興局管内

【廃棄物焼却炉】

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類の	廃棄物焼却炉の規模		排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	適用される 排出基準	基準適 合状況	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	備考
						焼却能力 (k g/h)	火床面積 (m ²)										
1	南会津	南会津町	西部環境衛生組合 (環境センター)	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1562.5	11.39	13	10	×	3.0	適用外	-	0.34	3	○	ばいじん:薬剤処理 排出ガス、ばいじん (H20.12.19に採取) 焼却灰 (H20.7.22に採取)
								1.4		○	1.1	適用外	-	-	-	-	ばいじん:薬剤処理 排出ガス、ばいじん (H21.2.27に採取)
2	南会津	南会津町	西部環境衛生組合 (環境センター)	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1562.5	11.39	3.1	10	○	3.6	適用外	-	0.34	3	○	ばいじん:薬剤処理 排出ガス、ばいじん (H20.12.19に採取) 焼却灰 (H20.7.22に採取)
								1.2		○	0.78	適用外	-	-	-	-	ばいじん:薬剤処理 排出ガス、ばいじん (H21.2.27に採取)
3	南会津	下郷町	田島下郷町衛生組 合 東部クリーン センター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1250	11.39	0.43	10	○	3.3	適用外	-	0.062	3	○	ばいじん:薬剤処理
4	南会津	下郷町	田島下郷町衛生組 合 東部クリーン センター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1250	11.39	0.41	10	○	2.2	適用外	-	0.13	3	○	ばいじん:薬剤処理
5	南会津	檜枝岐村	檜枝岐村クリーン センター	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1000	7.04	0.85	10	○	2.2	適用外	-	0.011	3	○	ばいじん:薬剤処理
6	南会津	南会津町	西部環境衛生組合 (し尿処理施設)	し尿残さ焼却炉	5 廃棄物焼却炉	430	1.26	0.61	10	○	-	-	-	0.49	3	○	構造上、ばいじんと焼却灰が同一箇所に集積 するため、ばいじん焼却灰混合分析。
7	南会津	下郷町	田島下郷町衛生組 合 衛生センター	汚泥焼却炉	5 廃棄物焼却炉	380	3.22	0.081	10	○	-	-	-	0.00000075	3	○	構造上、ばいじんと焼却灰が同一箇所に集積 するため、ばいじん焼却灰混合分析。
8	南会津	南会津町	南伊南川商事	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	190	1.16	0.094	10	○	0.21	3	○	0.0073	3	○	H20.10.31廃止 (H20.11.1届出)
9	南会津	南会津町	備フナキ	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	150	2.4	7.2	10	○	0.0	3	○	0	3	○	

平成20年度 排出ガスダイオキシン類自主測定結果

相双地方振興局管内

【廃棄物焼却炉】

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種別	廃棄物焼却炉の規模		排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	適用される 排出基準	基準適 合状況	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	備考					
						焼却能力 (k g/h)	火床面積 (m ²)															
1	相双	南相馬市	丸三製紙機	マルサン焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3000	19.04	0.0017	5	○	0.018	3	○	0.0021	3	○						
2	相双	檜葉町	双葉地方広域市町村圏組合 南部衛生センター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2778	19.58	0.37	5	○	1.8	適用外	—	0.011	3	○	ばいじん及び焼却灰については、2炉同時測定。 ばいじん：薬剤処理					
3	相双	檜葉町	双葉地方広域市町村圏組合 南部衛生センター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2778	19.58	0.28	5	○		適用外	—		3	○						
4	相双	相馬市	相馬方衛生組合ゴミ焼却場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2500	18.46	0.0058	5	○	0.69	適用外	—	0.0049	3	○	ばいじん及び焼却灰については、2炉同時測定。 ばいじん：薬剤処理					
5	相双	相馬市	相馬方衛生組合ゴミ焼却場	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2500	18.46	0.053	5	○		適用外	—		3	○						
6	相双	浪江町	双葉地方広域市町村圏組合 北部衛生センター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	2500	17.038	0.88	5	○	5.2	適用外	—	0.021	3	○	ばいじん：薬剤処理 灰：固化					
7	相双	浪江町	双葉地方広域市町村圏組合 北部衛生センター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	2500	17.038	0.24	5	○	4.6	適用外	—	0.013	3	○	ばいじん：薬剤処理 灰：固化					
8	相双	南相馬市	南相馬市クリーン原町センター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	2187.5	15.174	0.033	5	○	0.66	適用外	—	0.0010	3	○	ばいじん：セメント固化、薬剤処理					
9	相双	南相馬市	南相馬市クリーン原町センター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	2187.5	15.174	0.055	5	○	0.88	適用外	—	0.0027	3	○	ばいじん：セメント固化、薬剤処理					
10	相双	南相馬市	大内新興化学工業㈱原町工場	廃棄物焼却炉 (761)	5 廃棄物焼却炉	1500	2.14	0	10	○	—	—	—	—	—	—	—	廃液焼却炉のためばいじん、燃え殻等の捕集設備なし				
								0	10	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	廃液焼却炉のためばいじん、燃え殻等の捕集設備なし		
								0.0000019	10	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	廃液焼却炉のためばいじん、燃え殻等の捕集設備なし
								0	10	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	相双	相馬市	(株)ADEXA相馬工場	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1500	2.14	0.0013	10	○	—	—	—	—	—	—	—	廃液焼却炉のためばいじん、燃え殻等の捕集設備なし				
12	相双	広野町	富士フィルムファインケミカルズ(株)広野工場	廃液焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1790	-	0.00000025	10	○	—	—	—	—	—	—	—	廃液焼却炉のためばいじん、燃え殻等の捕集設備なし				
13	相双	広野町	東京電力㈱中央火力事業所広野火力発電所	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1000	—	休止中	10	—	休止中	3	—	休止中	3	—	H12.11.から休止中					
14	相双	大熊町	東京電力㈱福島第一原子力発電所	海生物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1000	—	0.075	10	○	0.14	3	○	0.000016	3	○						
15	相双	大熊町	汚泥リサイクルセンター	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	834	-	0.0070	5	○	—	—	—	0	3	○	ばいじんは焼却灰に混入するためダイオキシン測定不能					
16	相双	南相馬市	株まるさセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	495	10.32	0.22	10	○	0.43	3	○	0.012	3	○						
17	相双	富岡町	双葉地方広域市町村圏組合 双葉環境センター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	417	6.8	0.021	10	○	0.0061	3	○	0	3	○						
18	相双	飯館村	飯館村一般廃棄物最終処分場焼却設備	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	375	3.5	0.15	10	○	1.8	3	○	0.000043	3	○						
19	相双	南相馬市	南相馬市 浄化センター	N01 焼却設備	5 廃棄物焼却炉	385	8.5	0.033	10	○	—	—	—	0.000048	3	○	ばいじんは焼却灰に混入するためダイオキシン測定不能					
20	相双	大熊町	(株)佐洋運輸	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	350	3.525	1.5	10	○	2.6	3	○	0.11	3	○						
21	相双	大熊町	双葉運輸㈱	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	220	1.98	5.9	10	○	0.64	3	○	0.0000081	3	○						
22	相双	浪江町	日化ボード (株)	N01 廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	195	-	0.00066	5	○	未測定	3	—	0.0000006	3	○	未測定は錯誤による。					
23	相双	南相馬市	関場建設㈱	N0.1廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	178	1.9	休止中	10	—	休止中	3	—	休止中	3	—	H14.12.1から休止中					
24	相双	川内村	㈱丸東	1号	5 廃棄物焼却炉	143	1.9	休止中	5	—	休止中	3	—	休止中	3	—	H16.11.26付けで休止届出を受付。					
25	相双	大熊町	菊沢内建設	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	104	1.84	休止中	10	—	休止中	3	—	休止中	3	—	H20は休止					

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種別	廃棄物焼却炉の規模		排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	適用される 排出基準	基準適 合状況	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	備考
						焼却能力 (k g/h)	火床面積 (m ²)										
26	相双	浪江町	㈱シムロ浪江事業所	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	92	1.38	0.11	10	○	—	—	—	0 (<0.2)	3	○	集塵装置がないためばいじんのダイオキシン測定不能
27	相双	檜葉町	㈱セキモト	2号炉	5 廃棄物焼却炉	91	0.98	0.17	5	○	0.038	3	○	0.0000084	3	○	
28	相双	南相馬市	福島県相双保健福祉事務所相双地区 犬狆留所	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	75	0.64	0.19	10	○	—	—	—	0 (<0.2)	3	○	集塵装置がないためばいじんのダイオキシン測定不能
29	相双	相馬市	三星化学工業㈱相馬工場	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	75	0.63	2.0	5	○	0.24	3	○	0.017	3	○	
30	相双	浪江町	北伸産業㈱浪江工場	釜	5 廃棄物焼却炉	65	4.48	休止中	10	—	休止中	3	—	休止中	3	—	H14.6から休止中。
31	相双	南相馬市	福島県相双家畜保健衛生所	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	50	0.64	0.29	10	○	—	—	—	0 (<0.2)	3	○	集塵装置がないためばいじんのダイオキシン測定不能
32	相双	檜葉町	福島医療環境㈱	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	50	1.26	休止中	10	—	休止中	3	—	休止中	3	—	
33	相双	広野町	富士フィルムファインケミカルス㈱ 広野工場	雑芥焼却炉	5 廃棄物焼却炉	20	1.986	0.0039	10	○	—	—	—	0.035	3	○	集塵装置がないためばいじんのダイオキシン測定不能
34	相双	相馬市	成田食品工業㈱	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	10	0.84	欠測	10	未	0.0076	3	○	0.021	3	○	排ガスは平成21年5月19日に再測定した結果、1.5ng-TEQ/m ³ Nで基準に適合。
35	相双	広野町	㈱三豊福島工場	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	27	1.986	3.8	10	○	—	—	—	0 (<0.2)	3	○	集塵装置がないためばいじんのダイオキシン測定不能

平成20年度 排水水ダイオキシン類測定結果

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	特定施設の種類・数			放流水の 測定結果 pg-TEQ/l	適用される 排出基準値 (pg-TEQ/l)	基準適 合状況	備 考
1	県北	福島市	福島市あぶくまクリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	2.0	10	○	1回目
							0.74	10	○	2回目
2	県北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター	15	灰の貯留施設	6	6.5	10	○	
3	県北	福島市	熊東関東ダブル・ジー・ヤマギシ福島営業所	15	灰の貯留施設	1	—	—	—	汚水等の排出なし
4	県北	二本松市	熊七洋工業萩坂研究所	15	灰の貯留施設	1	—	—	—	汚水等の排出なし
5	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設	15	灰の貯留施設	1	—	—	—	汚水等の排出なし
6	県北	川俣町	富岡興業㈱TYS処理工場	15-イ	廃ガス洗浄施設	4	—	—	—	汚水等の排出なし
				15-ロ	湿式集じん施設	1				
				15	灰の貯留施設	1				
7	県北	本宮市	安達地方広域行政組合 もとみやクリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	—	—	—	汚水等の排出なし
8	県北	伊達市	クリーン東陽㈱	15-イ	廃ガス洗浄施設	2	—	—	—	汚水等の排出なし、廃棄物処理法の許可失効(H12.8.31)により休止中
9	県中	須賀川市	須賀川地方保健環境組合(ごみ処理施設)	15	灰の貯留施設	1	—	—	—	汚水等の排出なし
10	県中	石川町	石川地方生活環境施設組合石川地方ごみ焼却炉	15	灰の貯留施設	1	—	—	—	汚水等の排出なし
11	県中	三春町	日本化学工業㈱福島第二工場	15-イ	排ガス洗浄施設	1	0.00085	10	○	ダクトU-1
12	県中	田村市	田村広域行政組合 田村東部環境センター	15	灰の貯留施設	1	—	—	—	汚水等の排出なし
13	県中	田村市	田村市船引清掃センター	15	灰の貯留施設	1	—	—	—	汚水等の排出なし
14	県南	白河市	西白河地方衛生処理一部事務組合	15	灰の貯留施設	1	—	—	—	汚水等の排出なし
15	県南	塙町	東白衛生組合	15	灰の貯留施設	1	—	—	—	汚水等の排出なし
16	県南	白河市	熊大紀アルミニウム工業所白河工場	12-イ	廃ガス洗浄施設(7%ニカム溶解炉)	1	—	—	—	汚水等の排出なし
17	県南	白河市	住友ゴム工業㈱白河工場	15	灰の貯留施設	1	0.00059	10	○	
18	県南	泉崎村	熊DNPテクノパック	15	灰の貯留施設	1	—	—	—	汚水等の排出なし
19	県南	泉崎村	熊コロボ・ウェイスト	15-イ	廃ガス洗浄施設	1	該当なし	—	—	汚水等の排出なし
				15	灰の貯留施設	1				
20	会津	会津若松市	会津地区広域事業組合	15	灰の貯留施設	1	—	—	—	汚水等の排出なし
21	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	12-ロ	湿式集塵施設	1	—	—	—	汚水等の排出なし
22	会津	磐梯町	日曹金属化学(株)会津工場	15	灰の貯留施設	1	0.0016	10	○	
				15-イ	廃ガス洗浄施設	5				
				15-ロ	湿式集塵施設	4				
				19	水の処理施設	1				
23	会津	柳津町	株式会社あいづダストセンター鶴ヶ峯産業廃棄物中間処理場	15	灰の貯留施設	1	—	—	—	汚水等の排出なし
				15-イ	廃ガス洗浄施設	3				
24	会津	磐梯町	曹鉄メタル株式会社	13-ロ	廃ガス洗浄施設	2	該当なし	—	—	汚水は別会社で処理
				13-ハ	湿式集塵施設	2				
25	南会津	下郷町	田島下郷町衛生組合 東部クリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	—	—	—	汚水等の排出なし
26	南会津	檜枝岐村	檜枝岐村クリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	—	—	—	汚水等の排出なし
				15-イ	廃ガス洗浄施設	1				
27	南会津	南会津町	西部環境衛生組合(環境センター)	15	灰の貯留施設	1	—	—	—	汚水等の排出なし
28	相双	南相馬市	大内新興化学工業㈱原町工場	15-ロ	湿式集じん施設	2	0.00015	10	○	
29	相双	広野町	富士フィルムファインケミカルズ㈱広野工場	15-イ	廃ガス洗浄施設	2	0.0000048	10	○	平成16年8月23日に廃ガス洗浄施設1基、湿式集じん施設1基新設。
				15-ロ	湿式集じん施設	1				
30	相双	相馬市	(株)ADEKA相馬工場	15-イ	廃ガス洗浄施設	1	0.00055	10	○	
31	相双	大熊町	東京電力㈱福島第一原子力発電所	15-イ	廃ガス洗浄施設	2	0.014	10	○	
32	相双	南相馬市	南相馬市クリーン原町センター	15	灰貯留施設	2	—	—	—	汚水等の排出なし
33	相双	相馬市	相馬方部衛生組合ごみ焼却場	15-イ	廃ガス洗浄施設	2	—	—	—	汚水等の排出なし
34	相双	広野町	東京電力㈱中央火力事業所広野火力発電所	15-イ	廃ガス洗浄施設	2	休止中	10	—	H12年11月から休止中
35	相双	南相馬市	三和化学工業㈱	9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造施設	3	0.035	10	○	最終放流口にて測定
				10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフチキンの製造施設	3				

平成20年度

外因性内分泌かく乱化学物質
(環境ホルモン) 調査結果

平成21年 7月

福 島 県

この調査結果は、平成20年度における県内の外因性内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）等について調査した結果を取りまとめたものです。

1 調査の目的

人などの内分泌作用をかく乱するおそれがある外因性内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）等について、県内における環境中の濃度及び発生源からの排出の実態把握並びにデータの集積などを目的として調査を実施しました。

さらに、野生生物における環境ホルモン等の蓄積状況を把握することにより、野生生物の保護及び化学物質対策を進めるための基礎資料を得ることを目的として調査を実施しました。

2 調査機関

福島県

3 調査内容

調査は、水質、底質、廃棄物最終処分場の放流水等及び野生生物について、化学物質の対象を定めて実施しました（調査対象化学物質：表-1）。

また、化学物質排出実態調査として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)」(以下「PRTR法」という。)の届出結果から選定した事業所からの放流水、公共用水域及び環境大気について調査しました（調査対象化学物質：表-2）。

表-1 調査対象化学物質

No	SPEED '98No	化学物質名	水質	底質	廃棄物最終処分場	野生生物
1	1	ダイオキシン類 (PRTR法、POPs)				○
2	2	ポリ塩化ビフェニール類 (PRTR法、POPs)	○	○		○
3	4	ヘキサクロロベンゼン (POPs)				○
4	5	ペンタクロロフェノール (PRTR法)	○	○	○	
5	12	ヘキサクロシクロヘキサン			○	○
6	12	エチルパラチン				○
7	14	クロルデン (POPs)				○
8	15	オキシクロルデン				○
9	16	trans-ノナクロル				○
10	18	DDT (POPs)				○
11	19	DDE and DDD				○
12	21	アルドリン (POPs)				○
13	22	エンドリン (POPs)				○
14	23	ディルドリン (POPs)				○
15	26	ヘブタクロルエポキサイド				○
16	28	メソミル				
17	33	トリブチルスズ (PRTR法)	○	○		○
18	34	トリフェニルスズ (PRTR法)	○	○		○
19	35	トリフルラリン (PRTR法)				
20	36	アルキルフェノール 4-tert-ブチルフェノール	○	○	○	○

		4-n-ヘキシルフェノール				
		4-n-ヘキシルフェノール				
		4-n-ブチルフェノール				
		4-t-オクチルフェノール	(PRTR法)			
		4-n-オクチルフェノール	(PRTR法)			
		ノニルフェノール	(PRTR法)			
21	37	ビスフェノールA	(PRTR法)	○	○	○
22	38	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	(PRTR法)			○
23	39	フタル酸ブチルベンジル	(PRTR法)			
24	40	フタル酸ジ-n-ブチル	(PRTR法)			○
25	43	ベンゾ(a)ピレン			○	
26	44	2,4-ジクロロフェノール		○	○	
27	45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	(PRTR法)			○
28	46	ベンゾフェノン			○	○
29	47	4-ニトロトルエン			○	
30	48	オクタクロロスチレン			○	○
31	—	17β-エストラジオール		○		
計				8	6	9
						23

表－2 化学物質排出実態調査（調査対象物質）

No	PRTR法 政令番号	化学物質名	大気	水質
1	172	N,N-ジメチルホルムアミド	○	○
2	270	フタル酸ジ-n-ブチル		○

4 調査方法

調査は、次の方法に準拠して実施しました。

(1) 水質、底質及び廃棄物最終処分場の放流水等

外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアル(水質、底質、水生生物)(平成10年環境庁水質管理課)

農薬の環境残留実態調査分析法(水質編)(平成10年環境庁土壌農薬課)

農薬等の環境残留実態調査分析法－環境中の極低濃度農薬等の効率的分析手法－(環境庁水質保全局編)

底質調査方法(昭和63年環境庁水質保全局)

(3) 野生生物

ア ダイオキシン類

野生生物のダイオキシン類蓄積状況等調査マニュアル(平成14年9月財団法人自然環境研究センター)

毒性等価係数(TEF)は、タヌキではWHO-TEF1998(哺乳類)、カワウではWHO-TEF1998(鳥類)を使用しました。検出下限を下回る異性体については、検出下限の1/2としてTEQ値を算出しました。

なお、検出下限未満の異性体を0として換算したTEQ値も参考として示しました。

イ ダイオキシン類以外の化学物質

内分泌攪乱化学物質による野生生物影響実態調査マニュアル(平成11年6月財団法人自然環境研究センター)、外因性内分泌攪乱物質調査暫定マニュアル(水質、底質、

水生生物) (平成10年環境庁水質保全局編)、化学物質環境実態調査実施の手引き(平成17年度版) (平成18年3月環境省総合安全政策局環境保健部環境安全課)

(4) 化学物質排出実態調査

化学物質分析法開発調査報告書(平成14年度版環境省環境保健部環境安全課)による方法

5 調査結果

(1) 水質

ア 調査地点

河川5地点、海域1地点の計6地点で調査しました(表-3)。

表-3 水質の調査地点

No	区分	河川等名	調査地点名
1	河川	釈迦堂川	須賀川市水道取水点
2		久慈川	高地原橋
3		阿賀野川	新郷ダム
4		新田川	新桜井橋
5		請戸川	請戸橋
6	海域	松川浦	漁業権区域区3号中央付近

イ 調査時期

平成20年5月~12月

ウ 調査結果

河川ではポリ塩化ビフェニール類が検出され、海域からはポリ塩化ビフェニール類、及びトリブチルスズが検出されました(表-4)。

なお、それぞれの検出物質の結果は環境省調査結果の範囲内でした。

表-4 水質の調査結果

化学物質名	調査結果	検出件数	環境省調査結果
ポリ塩化ビフェニール類	0.04 ~ 0.25ng/ℓ	6件	ND ~ 220ng/ℓ
トリブチルスズ	0.00051 μg/ℓ	1件	ND ~ 0.09 μg/ℓ

(2) 底質

ア 調査地点

河川9地点、海域2地点の計11地点で調査しました(表-5)。

表-5 底質の調査地点

No	区分	水域	調査地点	No	区分	水域	調査地点
1	河川	阿武隈川	蓬萊橋	7	河川	新田川	新桜井橋
2		大滝根川	阿武隈川合流前	8		請戸川	請戸橋
3		逢瀬川	阿武隈川合流前	9		夏井川	六十枚橋
4		釈迦堂川	須賀川市水道取水点	10	海域	松川浦	漁業権区域区3号中央付近
5		久慈川	高地原橋				
6		阿賀野川	新郷ダム				
				11		小名浜港	4号埠頭先

イ 調査時期

平成20年11月～12月

ウ 調査結果

調査した化学物質のうち、検出されたのは、次の表のとおりでした。

河川ではポリ塩化ビフェニール類が検出され、海域ではポリ塩化ビフェニール類、トリブチルスズ及びトリフェニルスズが検出されました（表-6）。

なお、それぞれの検出物質の結果は環境省調査結果の範囲内でした。

表-6 底質の調査結果

化学物質名	調査結果	検出件数	環境省調査結果
ポリ塩化ビフェニール類	0.0030～14 μ g/kg-wet	11件	ND ～ 270 μ g/kg-wet
トリブチルスズ	12 μ g/kg-dry	2件	ND ～ 300 μ g/kg-dry
トリフェニルスズ	2.0 μ g/kg-dry	1件	ND ～ 18 μ g/kg-dry

(3) 廃棄物最終処分場の放流水、浸透水及び処理水

ア 調査対象

一般廃棄物最終処分場6施設、産業廃棄物最終処分場39施設（61検体）で、放流水、浸透水及び処理水等について、調査しました。

イ 調査時期

平成20年8月～11月

ウ 調査結果

一般廃棄物最終処分場では、ペンタクロロフェノール等6物質が検出されました。また、産業廃棄物最終処分場では、過去の調査で検出されることの多かったビスフェノールA等3物質を調査しました（表-7）。

表－7 廃棄物最終処分場の調査結果

化学物質名	一般廃棄物最終処分場		産業廃棄物管理型最終処分場		産業廃棄物安定型最終処分場	
	調査結果 ($\mu\text{g}/\ell$)	検出 件数	調査結果 ($\mu\text{g}/\ell$)	検出 件数	調査結果 ($\mu\text{g}/\ell$)	検出 件数
ペンタクロロフェノール	0.01～0.02	2件	—	—	—	—
ヘキサクロロシクロヘキサン	—	—	—	—	—	—
α -ヘキサクロロシクロヘキサン	0.009	1件	—	—	—	—
β -ヘキサクロロシクロヘキサン	0.006～ 0.019	3件	—	—	—	—
δ -ヘキサクロロシクロヘキサン	0.015	1件	—	—	—	—
アルキルフェノール	—	—	—	—	—	—
4-t-ブチルフェノール	0.02～2.1	3件	0.01～33	13件	0.02～140	26件
4-t-オクチルフェノール	0.01～0.44	4件	0.01～1.1	13件	0.01～4.8	24件
ノニルフェノール	0.1～3.0	3件	0.2～3.1	9件	0.2～7.4	18件
ビスフェノールA	0.11～23	4件	0.01～ 3,400	20件	0.03～ 6,600	30件
2,4-ジクロロフェノール	0.02～0.03	3件	—	—	—	—
ベンゾフェノン	0.029～ 0.098	2件	0.02～ 0.20	9件	0.02～1.3	17件

注) この表については、河川水の調査結果については含めていません。

(4) 野生生物

ア 調査対象野生生物種

野生生物種	捕獲場所	調査の部位
タヌキ (2頭)	相馬市馬場野 二本松市渋川	ダイオキシン類：脂肪、有機スズ：肝臓、 その他：筋肉
カワウ (2羽)	只見町	ダイオキシン類、有機スズ：肝臓、 その他：筋肉

イ 採取期間

野生生物は、平成20年4月から平成20年11月にかけて採取しました。

ウ 調査結果

環境省の調査結果を超えて検出された化学物質は、タヌキではヘキサクロロシクロヘキサン等7物質、カワウではフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等2物質ありました（表-8）。

表-8 野生動物の調査結果(湿重量当たりの濃度)

野生生物種	調査結果		環境省調査結果 ^{注)}
タヌキ	ヘキサクロロシクロヘキサン	—	—
	α-ヘキサクロロシクロヘキサン (pg/g-wet)	610 ~ 640	ND(<6) ~ 49
	γ-ヘキサクロロシクロヘキサン (pg/g-wet)	1,000	ND(<5) ~ 7.5
	DDT	—	—
	o,p'-DDT (pg/g-wet)	630 ~ 1,000	ND(<0.7) ~ 10
	DD E and D D D	—	—
	o,p'-DDD (pg/g-wet)	780	ND(<2) ~ 10
	p,p'-DDD (pg/g-wet)	120 ~ 330	ND(<9) ~ 80
	ビスフェノールA	1.7 ~ 2.3	ND(0.5~0.6)
	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (μg/g-wet)	540 ~ 710	ND(<5~10) ~ 620
フタル酸ジ-n-ブチル (μg/g-wet)	26 ~ 39	ND(<3~10) ~ 13	
アジピノン酸ジ-2-エチルヘキシル (μg/g-wet)	14 ~ 16	ND(<1~5)	
カワウ	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (μg/g-wet)	6 ~ 46	ND(<5)
	フタル酸ジ-n-ブチル (μg/g-wet)	12 ~ 41	ND(<2.9) ~ 13

注) 平成10年度から平成17年度にかけて環境省が調査した結果を示しました。

(6) 化学物質排出実態調査

ア 調査地点等

P R T R法の届出結果を基に選定した事業所からの排水、排出先の公共用水域等について調査しました。

イ 調査時期

平成20年10月~12月

ウ 調査結果(表-9)

河川及び海域における調査結果については、フタル酸ジ-n-ブチル、N,N-ジメチルホルムアミドとも環境基準値等は定められておりませんが、両化学物質とも、環境省

の「化学物質の環境リスク初期評価」で、水生生物への影響が表れないと予測される濃度であるPNEC^{注1)}(予測無影響濃度：Predicted No Effect Concentration)を下回っていました。

環境大気における調査結果については、N,N-ジメチルホルムアミドについて環境基準値等は定められておりませんが、無毒性量等^{注2)}を下回っていました。

注1) 環境省の「化学物質の環境リスク初期評価」では、PNECをフタル酸ジ-n-ブチルでは4 μ g/l、N,N-ジメチルホルムアミドでは、71,000 μ g/lとしています。

注2) 環境省の「化学物質の環境リスク初期評価」では、疫学調査における人への影響に基づいてN,N-ジメチルホルムアミドの無毒性量等を520 μ g/m³としています。

表-9(1) 化学物質排出実態調査

化学物質名	環境大気	
	郊外	住居地域
N,N-ジメチルホルムアミド (μ g/m ³)	0.35	(0.029)

(注) ()内の数値は定量下限値未満のため参考値

表-9(2) 化学物質排出実態調査

化学物質名	公共用水域		事業所放流水
	上流側	下流側	
フタル酸ジ-n-ブチル(μ g/l)	< 0.29	< 0.29	< 0.29
N,N-ジメチルホルムアミド(μ g/l)	< 0.1	4.3	66
	< 0.1	0.8	1.7、59
	—	1.6	14
	< 0.1 ^{注1)}	< 0.1 ^{注2)}	1.7

注1) 対照地点として松川浦で調査しました。

注2) 事業所からの放流先である小名浜港で調査しました。

参考

調査において検出された化学物質の主な用途

No	SPEED '98No	化学物質名	主な用途
1	1	ダイオキシン類	(非意図的生成物)
2	2	ポリ塩化ビフェニール類	熱媒体、ノカーボン紙、電気製品
3	4	ヘキサクロロベンゼン	殺菌剤、有機合成原料
4	5	ペンタクロロフェノール	防腐剤、除草剤、殺菌剤
5	12	ヘキサクロロシクロヘキサン	殺虫剤
6	12	エチルパラチオン	殺虫剤
7	13	N A C (カルバリル)	殺虫剤
8	15	オキシクロルデン	クロルデンの代謝物
9	16	t r a n s -ノナクロル	殺虫剤
10	18	D D T	殺虫剤
11	19	D D E a n d D D D	殺虫剤 (D D T の代謝物)
12	21	アルドリン	殺虫剤
13	22	エンドリン	殺虫剤
14	23	ディルドリン	殺虫剤
15	26	ヘプタクロルエポキサイド	ヘプタクロルの代謝物
16	28	メソミル	殺虫剤
17	33	トリブチルスズ	船底塗料、漁網の防腐剤
18	34	トリフェニルスズ	船底塗料、漁網の防腐剤
19	36	アルキルフェノール (ノニルフェノールなど)	界面活性剤の原料、分解生成物
20	37	ビスフェノール A	樹脂の原料
21	38	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	プラスチックの可塑剤
22	40	フタル酸ジ-n-ブチル	プラスチックの可塑剤
23	43	ベンゾ (a) ピレン	(非意図的生成物)
24	44	2, 4-ジクロロフェノール	染料中間体
25	45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	プラスチックの可塑剤
26	46	ベンゾフェノン	医療品合成原料、保香剤等
27	47	4-ニトロトルエン	2, 4-ジニトロトルエンなどの中間体
28	48	オクタクロロスチレン	(有機塩素系化合物の副生成物)
29	-	N, N-ジメチルホルムアミド	溶剤
30	-	17β-エストラジオール	人畜由来ホルモン

No.	SP 98 No.	河川等名称	河 川					海 域
			釈迦堂川	久慈川	阿賀野川	新田川	請戸川	松 川 浦
			地点名	須賀川市水道 取水点	高地原橋	新郷ダム	新桜井橋	請戸橋
化学物質名	調査年月日	H20. 6. 26	H20. 6. 30	H20. 6. 26	H20. 7. 3	H20. 7. 3	H20. 8. 5 H20. 12. 1 (有機スズ)	
—	—	pH	7.7	7.6	7.2	7.3	7.1	8.2 (有機スズ)
1	2	ポリ塩化ビフェニール類 塩化ビフェニール 二塩化ビフェニール 三塩化ビフェニール 四塩化ビフェニール 五塩化ビフェニール 六塩化ビフェニール 七塩化ビフェニール 八塩化ビフェニール 九塩化ビフェニール 十塩化ビフェニール ----- 合計	<0.01 ng/ℓ 0.010ng/ℓ <0.01 ng/ℓ 0.015ng/ℓ 0.017ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ ----- 0.042 ng/ℓ	<0.01 ng/ℓ 0.018ng/ℓ 0.012ng/ℓ 0.033ng/ℓ 0.053ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ ----- 0.12 ng/ℓ	<0.01 ng/ℓ 0.018ng/ℓ 0.024ng/ℓ 0.026ng/ℓ 0.017ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ ----- 0.085 ng/ℓ	<0.01 ng/ℓ 0.016ng/ℓ <0.01 ng/ℓ 0.020ng/ℓ 0.026ng/ℓ 0.015ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ ----- 0.077 ng/ℓ	<0.01 ng/ℓ 0.041ng/ℓ 0.029ng/ℓ 0.12 ng/ℓ 0.059ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ ----- 0.25 ng/ℓ	<0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ 0.029ng/ℓ 0.022ng/ℓ 0.029ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ <0.01 ng/ℓ ----- 0.080 ng/ℓ
2	5	ペンタクロロフェノール	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
3	33	トリブチルスズ	—	—	—	—	—	0.00051
4	34	トリフェニルスズ	—	—	—	—	—	< 0.00011
5	36	アルキルフェノール 4-t-ブチルフェノール 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール 4-t-オクチルフェノール 4-n-オクチルフェノール ノニルフェノール	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1
6	37	ビスフェノールA	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
7	44	2,4-ジクロロフェノール	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
8	—	17β-エストラジオール	< 0.6 ng/ℓ	< 0.6 ng/ℓ	< 0.6 ng/ℓ	< 0.6 ng/ℓ	< 0.6 ng/ℓ	< 0.6 ng/ℓ
		備考						

2-2表6-1 底質調査結果(河川、湖沼、海域)(福島県調査)

単位: [μg/kg-dry]

No.	SP 98 No.	河川等名 地点名 調査年月日 化学物質名	河川								海域		
			阿武隈川	大滝根川	逢瀬川	釈迦堂川	久慈川	阿賀野川	新田川	請戸川	夏井川	松川浦	小名浜港
			蓬萊橋	阿武隈川合流前	阿武隈川合流前	須賀川市水道取水点	高地原橋	新郷ダム	新桜井橋	請戸橋	六十枚橋	漁業権区域区3号中央付近	4号埠頭先
			H20.12.8	H20.12.4	H20.12.4	H20.12.4	H20.12.3	H20.12.4	H20.12.1	H20.12.1	H21.1.22	H20.12.1	H20.11.18
1	2	ポリ塩化ビフェニール類 塩化ビフェニール 二塩化ビフェニール 三塩化ビフェニール 四塩化ビフェニール 五塩化ビフェニール 六塩化ビフェニール 七塩化ビフェニール 八塩化ビフェニール 九塩化ビフェニール 十塩化ビフェニール	<0.001 0.0029 0.0090 0.023 0.040 0.016 0.0031 <0.001 <0.001 <0.001 <0.001	<0.001 <0.001 0.0084 0.016 0.030 0.014 0.0042 <0.001 <0.001 <0.001 <0.001	0.0011 0.0048 0.0079 0.077 0.18 0.015 0.011 0.0010 0.001 0.001 0.001	<0.001 <0.001 0.001 0.0024 0.0037 <0.001 <0.001 <0.001 <0.001 <0.001 <0.001	<0.001 <0.001 <0.001 0.0011 0.0039 0.0013 <0.001 <0.001 <0.001 <0.001 <0.001	0.0018 0.026 0.16 0.23 0.22 0.076 0.017 0.0017 <0.001 <0.001 0.001	<0.001 0.0053 <0.001 0.028 0.029 0.0010 0.0015 <0.001 <0.001 <0.001 <0.001	<0.001 0.0029 0.022 0.0069 0.0017 0.011 0.0012 <0.001 <0.001 <0.001 <0.001	0.0051 0.040 0.059 0.20 0.31 0.14 0.032 0.0028 <0.001 0.005	0.046 0.48 2.5 2.7 2.1 2.8 2.4 0.30 0.048 0.078	
合計(μg/kg-wet)			0.094	0.073	0.30	0.0071	0.0063	0.73	0.065	0.0035	0.058	0.79	14
2	5	ペンタクロロフェノール	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
3	33	トリブチルスズ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	12
4	34	トリフェニルスズ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.55	2.0
5	36	アルキルフェノール 4-tert-ブチルフェノール 4-n-ブチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-tert-ブチルフェノール 4-n-オクチルフェノール ノニルフェノール	<5 <5 <5 <5 <5 <5 <5 <10	<5 <5 <5 <5 <5 <5 <5 <10	<5 <5 <5 <5 <5 <5 <5 <10	<5 <5 <5 <5 <5 <5 <5 <10	<5 <5 <5 <5 <5 <5 <5 <10	<5 <5 <5 <5 <5 <5 <5 <10	<5 <5 <5 <5 <5 <5 <5 <10	<5 <5 <5 <5 <5 <5 <5 <10	<5 <5 <5 <5 <5 <5 <5 <10	<5 <5 <5 <5 <5 <5 <5 <10	
6	37	ビスフェノールA	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
7	44	2,4-ジクロロフェノール	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
		備考											

表 7-1 一般廃棄物最終処分場の放流水等調査結果

[単位: $\mu\text{g}/\text{l}$]

No.	SP 98 No.	施設名	伊達地方 衛生処理組 合	須賀川市 梅田ごみ 集積所	三春町 沼之倉 第一埋立地	矢祭町 東山不燃物 投棄場	会津若松 地方広域市 町村圏整備 組合	飯館村 クリア センター
		施設名	伊達地方 衛生処理組 合	須賀川市 梅田ごみ 集積所	三春町 沼之倉 第一埋立地	矢祭町 東山不燃物 投棄場	会津若松 地方広域市 町村圏整備 組合	飯館村 クリア センター
		試料区分	処理水	放流水	浸透水	浸透水	放流水	放流水
化学物質名	調査年月日	H20.9.29	H20.8.5	H20.8.5	H20.8.5	H20.8.5	H20.8.5	
1	5	ペンタクロロフェノール	< 0.01	0.01	< 0.01	0.02	< 0.01	< 0.01
2	12	ヘキサクロシクロヘキサン						
		α -ヘキサクロシクロヘキサン	< 0.007	0.009	< 0.007	< 0.007	< 0.007	< 0.007
		β -ヘキサクロシクロヘキサン	< 0.005	0.019	< 0.005	0.006	< 0.005	0.009
		γ -ヘキサクロシクロヘキサン	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006
		δ -ヘキサクロシクロヘキサン	< 0.006	0.015	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006
3	36	アルキルフェノール						
		4- <i>t</i> -ブチルフェノール	0.54	0.02	2.1	< 0.01	< 0.01	< 0.01
		4- <i>n</i> -ブチルフェノール	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
		4- <i>n</i> -ヘキシルフェノール	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
		4- <i>n</i> -ヘプチルフェノール	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
		4- <i>t</i> -オクチルフェノール	0.07	0.04	0.44	0.01	< 0.01	< 0.01
		4- <i>n</i> -オクチルフェノール	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
		ノニルフェノール	< 0.05	0.1	3	0.12	< 0.05	< 0.05
4	37	ビスフェノール A	0.23	0.26	23	0.11	< 0.01	< 0.01
5	43	ベンゾ (a) ピレン	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
6	44	2,4-ジクロロフェノール	< 0.01	0.03	< 0.01	0.02	< 0.01	0.02
7	46	ベンゾフェノン	0.029	< 0.006	0.098	< 0.006	< 0.006	< 0.006
8	47	4-ニトロトルエン	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
9	48	オクタクロロスチレン	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
		備考						

表 7-2 産業廃棄物最終処分場の放流水等調査結果（経時変動確認調査）

[単位：μg/l]

事業所	型別	検体名	ビスフェノールA			4-t-ブチルフェノール			4-t-オクチルフェノール			ノニルフェノール			ベンゾフェノン		
			目標検出下限値 0.01			目標検出下限値 0.01			目標検出下限値 0.01			目標検出下限値 0.1			目標検出下限値 0.01		
			6月	9月	11月	6月	9月	11月	6月	9月	11月	6月	9月	11月	6月	9月	11月
T A 社	管理	上流（周辺井戸）	0.12	0.04	0.02	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	ND	ND	0.03	ND
		放流水	3400	920	760	27	22	33	0.81	0.52	0.71	3.1	2.1	2.7	0.17	0.20	0.19
		下流（周辺湧水）	0.03	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
B A 社	安定	上流（5m）	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		浸透水	12	48	29	0.60	0.84	0.73	0.06	0.05	0.06	0.5	0.7	1.0	0.06	0.08	0.08
		下流（10m）	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
M A 社	安定	上流（3m）	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		浸透水（新）	860	3400	1100	30	61	30	0.08	0.10	0.08	0.4	0.6	0.4	0.08	0.14	0.09
		浸透水（旧）	20	50	2.8	0.89	5.5	0.98	0.02	0.02	0.02	ND	0.2	0.2	ND	0.02	ND
		下流（90m）	110	730	420	5.4	16	8.4	0.02	0.02	0.04	ND	0.1	0.2	0.03	0.06	0.07
U A 社	安定	上流（50m）	0.02	0.03	0.04	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.07	ND	ND
		浸透水（UA）	1500	2000	1700	0.60	0.37	0.63	4.8	3.9	4.2	7.4	6.1	5.5	0.06	0.07	0.08
U B 社	安定	浸透水（UB）	56	2.2	2.1	0.12	0.82	0.23	0.02	0.04	0.02	0.3	0.6	0.4	ND	ND	ND
		下流（100m）	0.05	0.02	0.05	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.07	ND	ND
G A 社	管理	浸出水	0.22	1.4	2.4	0.21	0.15	0.47	0.06	0.04	0.10	0.4	0.2	0.7	0.06	0.08	0.12
A A 社	管理	処理水	0.01	0.11	0.18	0.08	0.02	0.04	1.1	0.18	0.03	0.2	ND	ND	0.02	0.02	0.02
I A 社	管理	処理水	ND	0.03	0.02	ND	ND	ND	ND	0.01	ND	ND	0.3	ND	ND	ND	ND
J A 社	安定	上流（50m）	ND	0.01	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		浸透水（JA）	1500	6600	4500	110	140	130	0.29	0.17	0.19	0.8	1.2	0.9	1.1	1.3	1.1
J C 社	安定	浸透水（JC）	20	81	24	0.89	2.6	0.85	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.07	0.08	0.07
		下流（180m）	52	460	70	5.5	15	6.4	0.01	0.02	0.01	0.10	ND	0.2	0.11	0.16	0.13

表 7-3 産業廃棄物最終処分場の放流水等調査結果（全施設調査）

[単位: $\mu\text{g}/\ell$]

事業所 別記号	型別	ビスフェノール A	4-t-ブチルフェ ノール	4-t-オクチルフェ ノール	ノニルフェノ ール	ベンゾフェノン	事業所 別記号	型別	ビスフェノール A	4-t-ブチルフェ ノール	4-t-オクチルフェ ノール	ノニルフェノ ール	ベンゾフェノン
C A 社	管理型	ND	ND	ND	ND	ND	Y A 社	管理型	0.08	0.95	0.21	0.2	ND
* 1	管理型	ND	ND	ND	ND	ND	O A 社	管理型	0.05	ND	ND	ND	ND
W A 社	管理型	0.07	0.01	0.04	ND	ND	P A 社	管理型	0.01	ND	ND	ND	ND
* 2	安定型	0.03	ND	ND	ND	ND	* 5	安定型	ND	ND	ND	ND	ND
K A 社	安定型	0.12	0.04	0.02	ND	ND	* 6	管理型	ND	ND	ND	ND	ND
X A 社	管理型	0.02	ND	ND	ND	ND	Q B 社	安定型	0.85	0.03	0.01	ND	ND
X B 社	管理型	0.91	0.2	ND	ND	ND	* 7	管理型	ND	ND	ND	ND	ND
D A 社	安定型	10	0.19	0.25	0.6	0.04	* 8	管理型	0.05	ND	ND	ND	ND
D B 社	安定型	0.13	ND	ND	ND	ND	* 9	管理型	ND	ND	ND	ND	ND
S A 社	安定型	ND	ND	ND	ND	ND	* 10	管理型	0.05	0.06	0.01	ND	ND
* 3	安定型	0.94	ND	ND	ND	ND	N A 社	安定型	0.18	0.02	0.02	ND	ND
H A 社	管理型	ND	ND	ND	ND	ND	F A 社	安定型	1.4	0.05	0.02	ND	ND
V A 社	安定型	0.04	ND	0.01	ND	ND	L A 社	安定型	ND	ND	ND	ND	ND
R A 社	管理型	0.39	ND	ND	ND	ND	* 11	管理型	0.09	ND	0.03	ND	ND
* 4	管理型	ND	ND	ND	ND	ND							

表 8-1 野生動物調査結果(湿重量当たり濃度)

No.	SP 98 No.	生物種	ホンダタヌキ		化学物質名	採取年月日	環境省調査結果
			性別	年齢			
			オス	オス			
			成獣	成獣			
			相馬市馬場野	二本松市渋川			
			—	—			
			D X N 類: 脂肪、有機ス: 肝臓、その他: 筋肉				
			H20. 4. 21	H20. 11. 9			
1	1	ダイオキシン類 (検出下限値未満の値は検出下限値の1/2) PCDDs (pg-TEQ/g-wet) PCDFs (pg-TEQ/g-wet) co-PCB (pg-TEQ/g-wet)	1.8 30 20	1.3 24 3.5	1.55 27 11.75		—
		ダイオキシン類合計 (pg-TEQ/g-wet)	53	29	9.4		7.8 ~ 310
		ダイオキシン類 (検出下限値未満の値を0) PCDDs (pg-TEQ/g-wet) PCDFs (pg-TEQ/g-wet) co-PCB (pg-TEQ/g-wet)	1.8 30 20	1.3 26 3.5	1.55 28 11.75		—
		ダイオキシン類合計 (pg-TEQ/g-wet)	53	29	41		7.7 ~ 310
2	2	ポリ塩化ビフェニール類 (pg/g-wet) 一塩化ビフェニール (pg/g-wet) 二塩化ビフェニール (pg/g-wet) 三塩化ビフェニール (pg/g-wet) 四塩化ビフェニール (pg/g-wet) 五塩化ビフェニール (pg/g-wet) 六塩化ビフェニール (pg/g-wet) 七塩化ビフェニール (pg/g-wet) 八塩化ビフェニール (pg/g-wet) 九塩化ビフェニール (pg/g-wet) 十塩化ビフェニール (pg/g-wet)	< 1 58 13 210 1,400 2,700 960 210 46 47	< 1 120 5 37 170 660 580 110 14 15	— 89 9 124 785 1,680 770 160 30 31		—
		合計 (pg/g-wet)	5,600	1,700	3,650		850 ~ 49,000
3	4	ヘキサクロロベンゼン (pg/g-wet)	110	100	105		16 ~ 220
4	12	ヘキサクロロシクロヘキサン (pg/g-wet) α-ヘキサクロロシクロヘキサン β-ヘキサクロロシクロヘキサン γ-ヘキサクロロシクロヘキサン δ-ヘキサクロロシクロヘキサン	610 < 40 1,000 1,100	640 < 40 < 80 < 20	625 < 40 500 550		ND (<6) ~ 49 91 ~ 4,200 ND (<5) ~ 7.5
5	12	エチルパラチオン (μg/kg-wet)	< 0.1	< 0.1	—		—
6	14	クロルデン (pg/g-wet) cis-クロルデン trans-クロルデン	< 80 < 50	< 80 < 50	— —		ND (<5) ~ 170 ND (<5) ~ 140
7	15	オキシルルデン (pg/g-wet)	< 200	< 200	—		940 ~ 16,000
8	16	ノナクロル (pg/g-wet) trans-ノナクロル cis-ノナクロル	< 90 < 80	< 90 400	— 200		— 280 ~ 15,000
9	18	DDT (pg/g-wet) o, p'-DDT p, p'-DDT	630 230	1,000 < 80	815 115		ND (<0.7~10) ND (<10) ~ 550
10	19	DDE and DDD (pg/g-wet) o, p'-DDE p, p'-DDE o, p'-DDD p, p'-DDD	< 80 < 50 < 100 120	< 80 < 50 780 330	— — 390 225		ND (<0.7~10) 15 ~ 700 ND (<2~10) ND (<9) ~ 80
11	21	アルドリン (pg/g-wet)	< 60	< 60	—		—
12	22	エンドリン (pg/g-wet)	< 400	< 400	—		—
13	23	ディルドリン (pg/g-wet)	< 100	< 100	—		68 ~ 16,000
14	26	ヘプタクロルエポキシサイド (pg/g-wet)	< 70	< 70	—		85~1,800
15	33	トリブチルスズ (μg/kg-wet)	0.32	<0.006	0.16		ND (<1)
16	34	トリフェニルスズ (μg/kg-wet)	0.64	0.09	0.365		ND (<1) ~ 3.8
17	36	アルキルフェノール類 (μg/kg-wet) 4-t-ブチルフェノール 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-ヘプタチルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-t-オクチルフェノール ノニルフェノール	< 0.1 < 0.07 < 0.04 < 0.08 < 0.02 < 0.3 9.5	< 0.1 < 0.07 < 0.04 < 0.08 < 0.02 < 8.9 8.9	— — — — — 8.9 9.2		— ND (<0.4~0.5) — — — ND (0.1~0.5) ~ 0.1 ND (<9~11)
18	37	ビスフェノールA (μg/kg-wet)	2.3	1.7	2		ND (0.5~0.6)
19	38	フタルジ-2-エチルキシル (μg/kg-wet)	710	540	625		ND (<5~10) ~ 620
20	40	フタル酸ジ-n-ブチル (μg/kg-wet)	39	26	32.5		ND (<3~10) ~ 13
21	45	アジピン酸ジ-2-エチルキシル (μg/kg-wet)	14	16	15		ND (<1~5)
22	46	ベンゾフェノン (μg/kg-wet)	1.1	0.42	0.76		ND (<1) ~ 2.3
23	48	オクタクロロスチレン (pg/g-wet)	< 70	< 70	—		2.2 ~ 29
		備考					

注)1 環境省調査結果は、本県が調査した部位と同じ部位の結果を示しました。

表 8-2 野生動物調査結果(湿重量当たり濃度)

No.	SP 98 No.	生物種	カワウ		環境省調査結果	
			性別	性別		
		性別	オス	オス	環境省調査結果	
		年齢	成鳥	成鳥		
		捕獲場所	只見町			
		上記の区分	—	—		
		調査の部位	D X N 類、有機スズ：肝臓、その他：筋肉			
		採取年月日	H20. 9. 1	H20. 9. 1		
化学物質名				平均値		
1	1	ダイオキシン類 (検出下限値未満の値は検出下限値の1/2)				
		PCDDs (pg-TEQ/g-wet)	36	77	56.5	—
		PCDFs (pg-TEQ/g-wet)	23	48	35.5	
		co-PCB (pg-TEQ/g-wet)	22	100	61	
ダイオキシン類合計 (pg-TEQ/g-wet)	81	230	155.5	2.6 ~ 700		
1	1	ダイオキシン類 (検出下限値未満の値を0)				
		PCDDs (pg-TEQ/g-wet)	36	77	56.5	—
		PCDFs (pg-TEQ/g-wet)	23	48	35.5	
		co-PCB (pg-TEQ/g-wet)	22	100	61	
ダイオキシン類合計 (pg-TEQ/g-wet)	81	230	155.5	2.4 ~ 700		
2	2	ポリ塩化ビフェニール類				
		一塩化ビフェニール (pg/g-wet)	< 1	2	1	—
		二塩化ビフェニール (pg/g-wet)	13	14	13.5	
		三塩化ビフェニール (pg/g-wet)	150	4,000	2,075	
		四塩化ビフェニール (pg/g-wet)	1,800	34,000	17,900	
		五塩化ビフェニール (pg/g-wet)	15,000	84,000	49,500	
		六塩化ビフェニール (pg/g-wet)	39,000	160,000	99,500	
		七塩化ビフェニール (pg/g-wet)	17,000	57,000	37,000	
		八塩化ビフェニール (pg/g-wet)	4,200	9,800	7,000	
		九塩化ビフェニール (pg/g-wet)	1,300	1,600	1,450	
		十塩化ビフェニール (pg/g-wet)	1,000	740	870	
	合計 (pg/g-wet)	79,000	350,000	214,500	27,000 ~ 5,000,000	
3	4	ヘキサクロロベンゼン (pg/g-wet)	800	1,900	1,350	520 ~ 100,000
4	12	ヘキサクロロシクロヘキサン (pg/g-wet)				
		α-ヘキサクロロシクロヘキサン	2,600	< 70	1,300	ND (<80) ~ 11,000 ND (<420) ~ 1,700,000 ND (<60) ~ 400
		β-ヘキサクロロシクロヘキサン	< 40	< 40	—	
		γ-ヘキサクロロシクロヘキサン	< 80	< 80	—	
δ-ヘキサクロロシクロヘキサン	< 20	< 20	—			
5	12	エチルパラチオン (μg/kg-wet)	< 0.1	< 0.1	—	—
6	14	クロルデン				
		cis-クロルデン trans-クロルデン	< 80 < 50	< 80 < 50	—	ND (<50) ~ 4,600 ND (<5) ~ 830
7	15	オキシクロルデン (pg/g-wet)	< 200	< 200	—	ND (<210) ~ 190,000
8	16	ノナクロル				
		trans-ノナクロル cis-ノナクロル	< 90 < 80	< 90 < 80	—	ND (<30) ~ 97,000
9	18	DDT				
		p,p'-DDT	< 80	< 80	—	ND (<90) ~ 5,400 ND (<8) ~ 160
		o,p'-DDT	< 70	< 70	—	
		DDT	< 80	< 80	—	
DDT	< 70	< 70	—			
10	19	DDE and DDD				
		o,p'-DDE	< 80	< 80	—	ND (<3) ~ 470 4,200 ~ 1,100,000 ND (<9) ~ 170 ND (<100) ~ 3,000
		p,p'-DDE	25,000	98,000	61,500	
		o,p'-DDD	< 100	< 100	—	
p,p'-DDD	< 100	< 100	—			
11	21	アルドリン (pg/g-wet)	< 60	< 60	—	—
12	22	エンドリン (pg/g-wet)	< 400	< 400	—	—
13	23	ディルドリン (pg/g-wet)	< 100	< 100	—	ND (<610) ~ 53,000
14	26	ヘプタクロルエポキシド (pg/g-wet)	< 70	< 70	—	280 ~ 7,700
15	33	トリブチルスズ (μg/kg-wet)	< 0.006	< 0.006	—	ND (<0.25) ~ 5
16	34	トリフェニルスズ (μg/kg-wet)	0.11	1.1	0.605	ND (<0.3) ~ 24
17	36	アルキルフェノール類 (μg/kg-wet)				
		4-n-ベンチルフェノール	< 0.1	< 0.1	—	ND (<0.4 ~ 14)
		4-n-ヘキシルフェノール	< 0.07	< 0.07	—	
		4-n-ヘプチルフェノール	< 0.04	< 0.04	—	
		4-n-オクチルフェノール	< 0.08	< 0.08	—	
		4-t-オクチルフェノール	< 0.02	< 0.02	—	
ニルフェノール	11	23	17	ND (<0.1) ~ 5.6 ND (<7.7) ~ 230		
18	37	ビスフェノールA (μg/kg-wet)	1.2	0.6	0.9	ND (<0.09) ~ 19
19	38	フタルジ-2-エチルキシル (μg/kg-wet)	67	49	58	ND (<4.2) ~ 410
20	40	フタル酸ジ-n-ブチル (μg/kg-wet)	12	41	26.5	ND (<2.9) ~ 13
21	45	アジピン酸ジ-2-エチルキシル (μg/kg-wet)	46	6	26	ND (<5)
22	46	ベンゾフェノン (μg/kg-wet)	1.2	0.78	0.99	ND (<0.57) ~ 290
23	48	オクタクロロスチレン (pg/g-wet)	< 70	< 70	—	110 ~ 6,300
		備考				

注) 1 ()は検出下限値以上定量下限値未満であることを示します。
 2 環境省調査結果は、本県が調査した部位と同じ部位の結果を示しました。

表 8-3 野生物調査結果(脂肪重量当たり濃度)

No.	SP 98 No.	生物種	ホンドタヌキ		平均値	環境省調査結果
			性別	オス		
			年齢	成獣		
			捕獲場所	相馬市馬場野		
			上記の区分	—		
			部位	DXN類:脂肪、有機スズ: 肝臓、その他:筋肉		
			採取年月日	H20. 4. 21		
		化学物質名	脂肪含量 (%)	脂肪 95.3 筋肉 15.5 肝臓 13.8	脂肪 96.8 筋肉 30.2 肝臓 15.8	
1	1	ダイオキシン類 (検出下限値未満の値は検出下限値の1/2) PCDDs (pg-TEQ/g-fat) PCDFs (pg-TEQ/g-fat) co-PCB (pg-TEQ/g-fat)		2 32 22	1 25 4	2 29 13
		ダイオキシン類合計 (pg-TEQ/g-fat)		55	30	43
		ダイオキシン類 (検出下限値未満の値を0) PCDDs (pg-TEQ/g-fat) PCDFs (pg-TEQ/g-fat) co-PCB (pg-TEQ/g-fat)		2 32 22	1 25 4	2 29 13
		ダイオキシン類合計 (pg-TEQ/g-fat)		55	30	43
2	2	ポリ塩化ビフェニール類 (pg/g-fat) 一塩化ビフェニール (pg/g-fat) 二塩化ビフェニール (pg/g-fat) 三塩化ビフェニール (pg/g-fat) 四塩化ビフェニール (pg/g-fat) 五塩化ビフェニール (pg/g-fat) 六塩化ビフェニール (pg/g-fat) 七塩化ビフェニール (pg/g-fat) 八塩化ビフェニール (pg/g-fat) 九塩化ビフェニール (pg/g-fat) 十塩化ビフェニール (pg/g-fat)		<1 370 90 1,400 9,300 18,000 6,200 1,400 300 310	<1 390 21 120 550 2,200 1,900 360 46 50	— 380 56 760 4,925 10,100 4,050 880 173 180
		合計 (pg/g-fat)		37,000	5,600	21,300
3	4	ヘキサクロロベンゼン (pg/g-fat)		700	340	520
4	12	ヘキサクロロシクロヘキサン (pg/g-fat) α-ヘキサクロロシクロヘキサン β-ヘキサクロロシクロヘキサン γ-ヘキサクロロシクロヘキサン δ-ヘキサクロロシクロヘキサン		3,900 < 300 6,400 7,200	2,100 < 200 < 300 < 70	3,000 — 3,200 3,600
5	12	エチルパラチオン (μg/kg-fat)		< 0.6	< 0.4	—
6	14	クロルデン (pg/g-fat) cis-クロルデン trans-クロルデン		< 600 < 400	< 300 < 200	—
7	15	オキシクロルデン (pg/g-fat)		< 2,000	< 700	22,000 ~ 230,000
8	16	ノナクロル (pg/g-fat) trans-ノナクロル cis-ノナクロル		< 600 < 600	1,300 < 300	6,300 ~ 110,000
9	18	DDT (pg/g-fat) p,p'-DDT o,p'-DDT		1,500 4,000	< 300 3,400	750 3,700
10	19	DE and DDD (pg/g-fat) o,p'-DDE p,p'-DDE o,p'-DDD p,p'-DDD		< 600 < 400 < 700 770	< 300 < 200 2,600 1,100	— — 1,300 935
11	21	アルドリン (pg/g-fat)		< 400	< 200	—
12	22	エンドリン (pg/g-fat)		< 3,000	< 2,000	—
13	23	ディルドリン (pg/g-fat)		< 700	< 400	—
14	26	ヘプタクロルエポキシサイド (pg/g-fat)		< 500	< 300	780 ~ 500,000
15	33	トリブチルスズ (μg/kg-fat)		2	< 0.04	1
16	34	トリフェニルスズ (μg/kg-fat)		4.2	0.3	2.25
17	36	アルキルフェノール類 (μg/kg-fat) 4-n-ベンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-t-オクチルフェノール ニルフェノール		< 0.7 < 0.5 < 0.3 < 0.6 < 0.2 61	< 0.4 < 0.3 < 0.2 < 0.3 < 0.07 29	— — — — — 45
18	37	ビスフェノールA (μg/kg-fat)		15	6	11
19	38	フタルジ-2-エチルキシル (μg/kg-fat)		4,600	1,800	3,200
20	40	フタル酸ジ-n-ブチル (μg/kg-fat)		250	84	167
21	45	アジピン酸ジ-2-エチルキシル (μg/kg-fat)		91	54	73
22	46	ベンゾフェノン (μg/kg-fat)		6.9	1.4	4.15
23	48	オクタクロロスチレン (μg/kg-fat)		< 500	< 300	—
		備考				73 ~ 360

注)1 環境省調査結果は、本県が調査した部位と同じ部位の結果を示しました。

表 8-4 野生物調査結果(脂肪重量当たり濃度)

No.	SP 98 No.	生物種	カワウ		環境省調査結果	
			オス	オス		
化学物質名		性別	オス	オス	環境省調査結果	
		年齢	成鳥	成鳥		
		捕獲場所	只見町			
		上記の区分	-			
		部位	DXN類、有機スズ:肝臓、他:筋肉			
		採取年月日	H20.9.1			
		脂肪含量(%)	肝臓 18.2 筋肉 12.6	肝臓 19.6 筋肉 11.5	環境省調査結果	
1	1	ダイオキシン類 (検出下限値未満の値は検出下限値の1/2) PCDDs (pg-TEQ/g-fat) PCDFs (pg-TEQ/g-fat) co-PCB (pg-TEQ/g-fat)	200 120 120	390 250 520	295 185 320	-
		ダイオキシン類合計 (pg-TEQ/g-fat)	450	1,200	825	170 ~ 15,000
		ダイオキシン類 (検出下限値未満の値を0) PCDDs (pg-TEQ/g-fat) PCDFs (pg-TEQ/g-fat) co-PCB (pg-TEQ/g-fat)	200 120 120	390 250 520	295 185 320	-
		ダイオキシン類合計 (pg-TEQ/g-fat)	450	1,200	825	-
2	2	ポリ塩化ビフェニール類 (pg/g-fat) 一塩化ビフェニール (pg/g-fat) 二塩化ビフェニール (pg/g-fat) 三塩化ビフェニール (pg/g-fat) 四塩化ビフェニール (pg/g-fat) 五塩化ビフェニール (pg/g-fat) 六塩化ビフェニール (pg/g-fat) 七塩化ビフェニール (pg/g-fat) 八塩化ビフェニール (pg/g-fat) 九塩化ビフェニール (pg/g-fat) 十塩化ビフェニール (pg/g-fat)	< 1 100 1,200 14,000 120,000 310,000 140,000 33,000 10,000 8,100	18 120 35,000 300,000 730,000 1,400,000 490,000 85,000 14,000 6,400	9 110 18,100 157,000 425,000 855,000 315,000 59,000 12,000 7,250	-
		合計 (pg/g-fat)	640,000	3,100,000	1,870,000	5,200,000 ~ 130,000,000
3	4	ヘキサクロロベンゼン (pg/g-fat)	6,300	16,000	11,150	120,000 ~ 1,900,000
4	12	ヘキサクロロシクロヘキサン (pg/g-fat) α-ヘキサクロロシクロヘキサン β-ヘキサクロロシクロヘキサン γ-ヘキサクロロシクロヘキサン δ-ヘキサクロロシクロヘキサン	21,000 < 300 < 500 < 100	< 400 < 200 < 400 < 100	10,500 - - -	2,600 ~ 25,000 25,000 ~ 250,000 1,100 ~ 8,600 -
5	12	エチルパラチオン (μg/kg-fat)	< 0.6	< 0.6	-	-
6	14	クロルデン (pg/g-fat) cis-クロルデン trans-クロルデン	< 500 < 300	< 400 < 300	- -	8,000 ~ 37,000 3,600 ~ 17,000
7	15	オキシクロルデン (pg/g-fat)	< 1,000	< 1,000	-	150,000 ~ 1,100,000
8	16	ノナクロル (pg/g-fat) trans-ノナクロル cis-ノナクロル	< 500 < 500	< 500 < 400	- -	10,000 ~ 41,000 -
9	18	DDT (pg/g-fat) p,p'-DDT o,p'-DDT	< 500 < 400	< 400 < 400	- -	17,000 ~ 110,000 140 ~ 800
10	19	DDE and DDD (pg/g-fat) o,p'-DDE p,p'-DDE o,p'-DDD p,p'-DDD	< 500 200,000 < 600 < 600	< 400 850,000 < 600 < 600	- 525,000 -	80 ~ 860 1,200,000 ~ 26,000,000 300 ~ 3,300 18,000 ~ 69,000
11	21	アルドリン (pg/g-fat)	< 400	< 300	-	-
12	22	エンドリン (pg/g-fat)	< 3,000	< 2,000	-	-
13	23	ディルドリン (pg/g-fat)	< 600	< 600	-	45,000 ~ 360,000
14	26	ヘプタクロルエポキシサイド (pg/g-fat)	< 400	< 400	-	17,000 ~ 160,000
15	33	トリブチルスズ (μg/kg-fat)	< 0.05	< 0.06	-	43 ~ 94
16	34	トリフェニルスズ (μg/kg-fat)	0.89	10	5.30	26 ~ 260
17	36	アルキルフェノール類 (μg/kg-fat) 4-n-ベンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-t-オクチルフェノール ノニルフェノール	< 0.6 < 0.4 < 0.3 < 0.5 < 0.1 89	< 0.6 < 0.4 < 0.2 < 0.4 < 0.1 200	- - - - - 145	-
18	37	ビスフェノールA (μg/kg-fat)	9	6	8	-
19	38	7-オキシ-2-エチルキシル (μg/kg-fat)	530	430	480	130 ~ 640
20	40	フタル酸ジ-n-ブチル (μg/kg-fat)	95	350	223	130 ~ 170
21	45	7-ジ-2-エチルキシル (μg/kg-fat)	370	52	211	-
22	46	ベンゾフェノン (μg/kg-fat)	10	6.8	8.25	-
23	48	オクタクロロスチレン (pg/g-fat)	< 400	< 400	-	7,700 ~ 43,000
		備考				

注) 1 ()は検出下限値以上定量下限値未満であることを示します。
2 環境省調査結果は、本県が調査した部位と同じ部位の結果を示しました。

表 9-1 化学物質排出実態調査(大気)

化学物質名	種別	環境大気	
	地点名	郡山市少年湖畔の村	郡山市開成山公園
	調査年月日	H20.12.24~12.25	H20.12.24~12.25
N,N-ジメチルホルムアミド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		0.35	(0.029)

注) () 内の数値は定量下限値未満のため参考値。

表 9-2 化学物質排出実態調査(水質)

調査地点	濁川(阿武隈川水系)		N社放流水
	上流	下流	
調査年月日	H20.10.1		
pH	7.5	7.5	6.9
SS (mg/ℓ)	6.2	7.6	5.4
フタル酸ジ-n-ブチル ($\mu\text{g}/\ell$)	< 0.29	< 0.29	< 0.29

調査地点	濁川(阿武隈川水系)		N社放流水
	上流	下流	
調査年月日	H20.12.15		
pH	7.4	7.4	7.1
SS (mg/ℓ)	17	7	5
N,N-ジメチルホルムアミド ($\mu\text{g}/\ell$)	< 0.1	4.3	66

調査地点	谷田川		M社放流水	
	上流	下流	放流水1	放流水2
調査年月日	H20.12.15			
pH	7.6	7.5	7.6	8.3
SS (mg/ℓ)	< 1	< 1	< 1	< 1
N,N-ジメチルホルムアミド ($\mu\text{g}/\ell$)	< 0.1	0.8	1.7	59

調査地点	南相馬市特別都市下水道	H社放流水
	上流	
調査年月日	H20.12.17	
pH	7.2	6.7
SS (mg/ℓ)	3	2
N,N-ジメチルホルムアミド ($\mu\text{g}/\ell$)	1.6	14

調査地点	小名浜港	松川浦(対照)	NK社放流水
調査年月日	H20.11.18	H20.12.1	H21.1.22
pH	8.2	8.2	7.8
SS (mg/ℓ)	5	5	6
N,N-ジメチルホルムアミド ($\mu\text{g}/\ell$)	< 0.1	< 0.1	1.7

平成20年度
騒音調査結果

平成21年 7月
福島県

騒音調査結果は、次の騒音調査について実施したものをとりまとめたものです。

	調査の種類	根拠法令	調査機関
I	福島空港航空機騒音測定	環境基本法	福島県
II	自動車騒音の常時監視測定	騒音規制法	福島県
III	環境騒音調査	環境基本法	関係市町村
IV	自動車交通騒音実態調査	騒音規制法	関係市町村

I 福島空港航空機騒音調査結果

この調査結果は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の類型指定を行った福島空港周辺の地域で実施した騒音測定結果について、環境基準の維持達成状況を取りまとめたものです。

1 調査の概要

(1) 調査時期

- ①春季：平成20年 5月 ②夏季：平成20年 7月
 ③秋季：平成20年10月 ④冬季：平成21年 2月

(2) 調査機関

福島県

(3) 調査地点

環境基準の類型指定地域内の4地点（図－1）

- ①滑走路北側延長線方向 1地点（須賀川市）
 ②滑走路南側延長線方向 3地点（玉川村2地点、石川町1地点）

(4) 調査方法

「航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第154号)」に基づき、自動測定装置を用いて、連続7日間の騒音測定を行いました。

評価にあたっては、1日ごとのWECPNLを求め、各地点ごとのWECPNL値のパワー平均値を算出し、環境基準と比較しました。

2 調査結果の概要

3市町村の4地点について、季節毎の測定結果は5.5～6.8WECPNLの範囲であり、年間平均値は5.9～6.6WECPNLの範囲でした（表1－1）。

環境基準と比較すると、すべての調査地点において、季節毎及び年間平均値とも航空機騒音に係る環境基準（7.5WECPNL以下）を達成しました。

表 1-1 平成 20 年度福島空港周辺の航空機騒音測定結果

地点番号	測定地点	測定時期	離着陸機数 (機/週)	騒音の測定結果 (WECPNL)	年間平均値 (WECPNL)	環境基準 (WECPNL)
①	須賀川市 雨田 地区	春季	4 1	6 2	5 9	7 5 以下
		夏季	2 0	5 9		
		秋季	2 2	5 9		
		冬季	2 2	5 5		
②	玉川村 小高 地区	春季	5 5	6 5	6 6	
		夏季	7 5	6 6		
		秋季	7 2	6 8		
		冬季	3 5	6 0		
③	玉川村 川辺 地区	春季	8 7	6 5	6 4	
		夏季	7 9	6 5		
		秋季	8 0	6 5		
		冬季	3 5	6 0		
④	石川町 中野 地区	春季	6 0	6 2	6 1	
		夏季	8 8	6 2		
		秋季	8 4	6 2		
		冬季	4 1	5 8		

(注) 1 離着陸機数は、各測定地点において航空機騒音と判断された音から推定した機数です。

2 騒音の測定結果は、1日ごとの WECPNL 値をパワー平均したものです。

3 まとめ

騒音調査結果は、類型指定地域内のすべての調査地点で環境基準を達成しました。

参 考 [航空機騒音に係る環境基準について (昭和48年環境庁告示第154号)]

環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準として、次のとおり定められています。

地域の類型	基準値 (WECPNL)	当てはめる地域
I	70以下	専ら住居の用に供される地域
II	75以下	類型 I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

県は、平成 6 年福島県告示第663号により、福島空港の周辺地域を類型 II として指定しました。

WECPNL について

航空機騒音の評価については、航空機の通常時の騒音レベルに昼夜別の通過機数の重みをつけて評価する WECPNL (加重等価平均感覚騒音レベル) の単位が用いられています。この単位は「航空機騒音のうるささの単位」ともよばれています。

$$WECPNL = \overline{dB(A)} + 10 \log_{10} N - 27$$

$\overline{dB(A)}$: 各航空機通過時の騒音のピークレベルの1日のパワー平均値

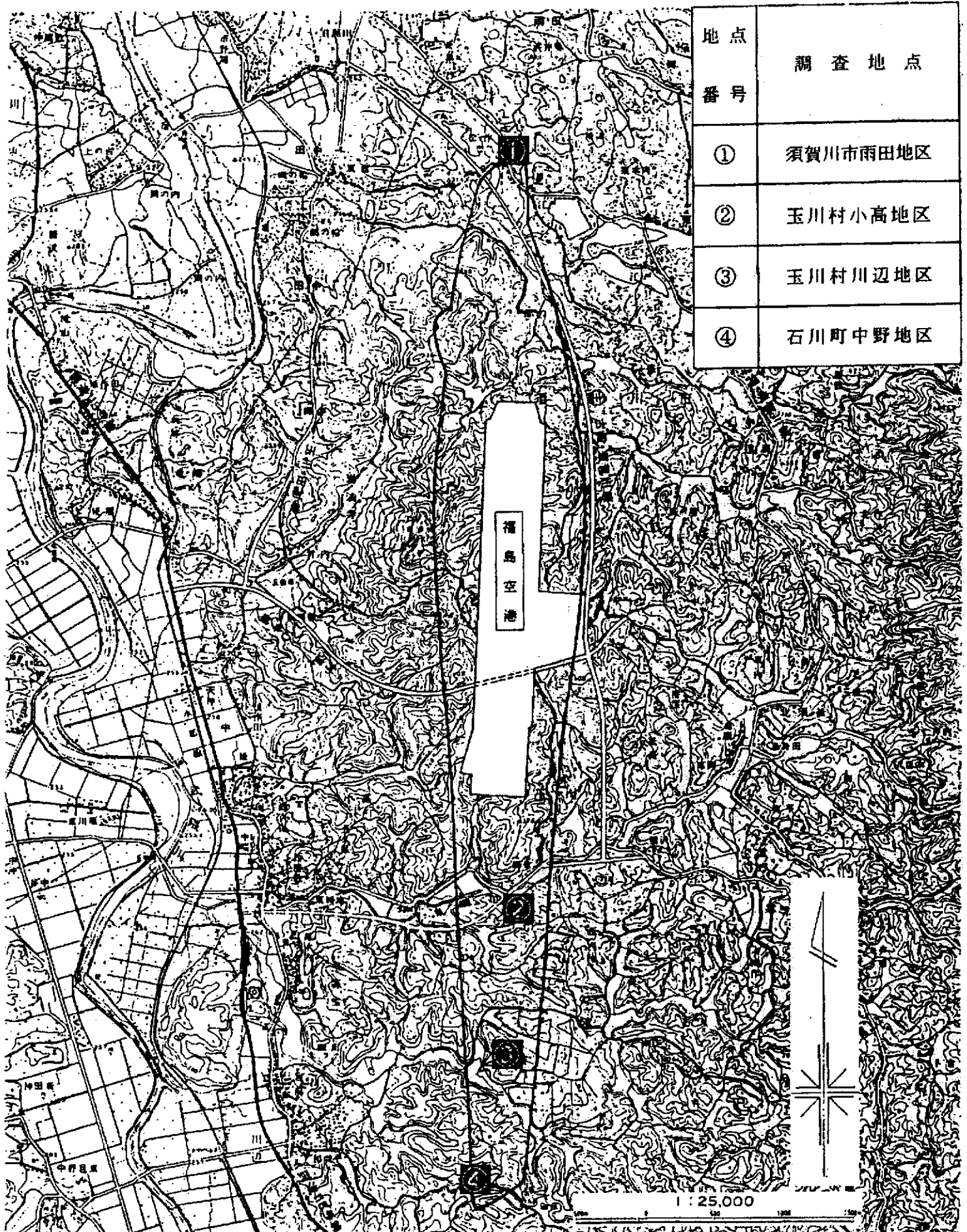
N : 時間ごとに通過した航空機の機数から次の式により算出される値

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

N_1 : 0~7時の機数 N_2 : 7~19時の機数

N_3 : 19~22時の機数 N_4 : 22~24時の機数

図-1 福島空港周辺の騒音測定地点図



(附) 航空機騒音に係る環境基準のⅡ類型を当てはめた指定地域の範囲は—上図の実線で囲まれた地域である。ただし、福島空港の敷地、福島空港公使1の区域及び河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域を除く。

この地図は、射提省間土地囀乾長の承認を得て、同院発行の2.5万分の1地形既を掲梨したものである。(承認醇朝平8東乱舞輪2年

II 自動車騒音の常時監視測定結果

この調査結果は、環境基本法第16条に基づく騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の類型指定地域（以下「指定地域」という。）内において、騒音規制法第18条に基づき県が実施した自動車交通騒音の常時監視測定結果について、同法第19条に基づき公表するものです。

1 調査の概要

(1) 調査時期

平成20年10月

(2) 調査機関

福島県

(3) 調査区間

福島市、会津若松市、二本松市、本宮市、西郷村の指定地域内において、幹線交通を担う道路の10路線10区間を選定し、道路近傍騒音を測定しました。

(4) 調査・評価方法

調査については、「騒音に係る環境基準について」に基づき、「騒音に係る環境基準の評価マニュアルⅡ．地域評価編（道路に面する地域）」（以下「マニュアル」という。）に定める方法により、道路近傍騒音を測定しました。

評価については、県内の指定地域内における102路線257区間の道路をマニュアルに基づいて、道路端から50mの範囲内に存在する住居等の騒音レベルを推計し、環境基準の達成戸数とその割合を把握する「面的評価」を行いました。

2 調査結果の概要

評価区間における評価対象戸数40,091戸のうち、全時間帯で環境基準を達成したのは、36,870戸（達成率92.0%）でした。

このうち、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用される地域（近接空間）で、全時間帯で環境基準を達成したのは、14,575戸（達成率93.6%）でした。

一方、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用されない地域（非近接空間）で、全時間帯で環境基準を達成したのは、22,295戸（達成率90.9%）となっています。

詳細は、表2-1に示すとおりです。

* 幹線交通を担う道路に近接する空間とは：

高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道のうち、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により特定される範囲。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

表 2-1 環境基準達成状況

	評価区間内 戸数	全時間帯で 達成	一部の時間帯で 達成	全時間帯で 非達成
全 体	40,091戸	36,870戸 (92.0%)	2,233戸 (5.6%)	988戸 (2.5%)
近 接 空 間	15,574戸	14,575戸 (93.6%)	625戸 (4.0%)	374戸 (2.4%)
非 近 接 空 間	24,517戸	22,295戸 (90.9%)	1,608戸 (6.6%)	614戸 (2.5%)
(非近接空間のうち A類型)	3,782戸	3,083戸 (81.5%)	423戸 (11.2%)	276戸 (7.3%)
(非近接空間のうち B, C類型)	20,723戸	19,201戸 (92.7%)	1,184戸 (5.7%)	338戸 (1.6%)
(非近接空間のうち 類型なし)	12戸	11戸 (91.7%)	1戸 (8.3%)	0戸 (0%)

* 類型区分のない住居については、B類型の環境基準をあてはめて評価した。

また、時間帯別の環境基準達成状況については、近接空間、非近接空間いずれも夜間の非達成戸数が多くなっていました。

表 2-2 時間帯別環境基準達成状況

	近接空間		非近接空間	
	環境基準 達成	環境基準 非達成	環境基準 達成	環境基準 非達成
昼間	15,098戸 (96.9%)	476戸 (3.1%)	23,562戸 (96.1%)	955戸 (3.9%)
夜間	14,677戸 (94.2%)	897戸 (5.8%)	22,636戸 (92.3%)	1,881戸 (7.7%)

* 昼間 (6:00~22:00) 夜間 (22:00~6:00)

さらに、道路種類別の環境基準達成状況をみると、一般国道の達成率が最も低い状況でした。

表 2-3 道路種類別環境基準達成状況

	評価区間内 戸数	全時間帯で 達成	一部の時間帯で 達成	全時間帯で 非達成
高速自動車道	328戸	326戸 (99.4%)	2戸 (0.6%)	0戸 (0%)
一般国道	11,534戸	9,316戸 (80.8%)	1,459戸 (12.6%)	759戸 (6.6%)
県道	28,229戸	27,228戸 (96.5%)	772戸 (2.7%)	229戸 (0.8%)

3 まとめ

評価対象の102路線257区間において、道路端から50mの範囲内に存在する住居等40,091戸のうち、全時間帯で環境基準を達成したのは36,870戸であり、達成率は92.0%でした。

道路種類別環境基準達成状況では、一般国道に面する地域の達成率が最も低く、80.8%となっています。

参 考 〔騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）〕

騒音に係る環境基準

(単位：デシベル)

地域の類型		時間の区分	
		昼間	夜間
		6:00～22:00	22:00～6:00
一般の地域	AA（特に静穏を要する地域）	50以下	40以下
	A（専ら住居の用に供される地域）	55以下	45以下
	B（主として住居の用に供される地域）		
	C（相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域）	60以下	50以下
道路に面する地域	A地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
	B地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域、及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

(注) 本県では類型AAの指定はありません。

幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

(単位：デシベル)

該当地域		時間の区分	
		昼間	夜間
		6:00～22:00	22:00～6:00
幹線交通を担う道路に近接する空間	2車線以下の道路の端から15m	70以下	65以下
	2車線を超える道路の端から20m		

(注) 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいいます。

Ⅲ 環境騒音調査結果

この調査結果は、環境基本法第16条の規定に基づき、騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の類型指定を有する市町村が実施した騒音測定結果について、環境基準（一般地域）の維持達成状況を取りまとめたものです。

1 調査の概要

(1) 調査時期

平成20年4月～平成21年3月

(2) 調査機関

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、南相馬市、二本松市、石川町
（7市1町）

(3) 調査地点

類型指定地域内であって、当該地域の騒音レベルを代表すると思われる地点及び騒音に係る問題が生じやすい地点として46地点で実施しました（表3-1）。

表3-1 市町村別・類型区分別調査地点数

市町村名	調査時期	A類型	B類型	C類型	計
福島市	11月	3	1	4	8
会津若松市	10月	3	1	2	6
郡山市	4～5月	2	1	2	5
いわき市	1月～3月	1	8	1	10
白河市	10月	0	1	1	2
南相馬市	9月～12月	3	2	5	10
二本松市	12月	1	1	1	3
石川町	11月	1	1	0	2
合計		14	16	16	46

(4) 調査方法

「騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)」に基づき、昼間(6:00～22:00)及び夜間(22:00～翌日の6:00)について、日本工業規格Z8731に定める方法により原則として24時間連続で騒音測定を行い、 L_{eq} （等価騒音レベル）を算出しました。

2 調査結果の概要

全体の調査地点において、昼間及び夜間の二時間帯で環境基準を達成した地点は46地点のうち41地点（達成率：89.1%）でした。

また、これを類型別にみると、A類型地域では全時間帯で環境基準を達成した地点は14地点のうち13地点（達成率：92.9%）、B類型地域では16地点のうち13地点（達成率：81.2%）、C類型地域では16地点のうち15地点（達成率：93.8%）でした（表3-2）。

表 3-2 環境基準の達成状況

	調査地点数	全時間帯で達成	一部の時間帯で達成	全時間帯で非達成
全 体	46 地点	41 地点 (89.1%)	5 地点 (10.9%)	0 地点 (0%)
A 類 型	14 地点	13 地点 (92.9%)	1 地点 (7.1%)	0 地点 (0%)
B 類 型	16 地点	13 地点 (81.2%)	3 地点 (18.8%)	0 地点 (0%)
C 類 型	16 地点	15 地点 (93.8%)	1 地点 (6.3%)	0 地点 (0%)

注) 達成率は四捨五入により小数第1位で示しているため、合計が100%にならない場合があります。

さらに、時間帯別の達成状況をみると、B類型地域における夜間で環境基準の非達成地点が多い状況でした(表3-3)。

表 3-3 時間帯別環境基準達成状況

地域 類型 時間 区分	A 類 型		B 類 型		C 類 型	
	環境基準 達 成	環境基準 非 達 成	環境基準 達 成	環境基準 非 達 成	環境基準 達 成	環境基準 非 達 成
昼 間	14 地点 (100.0%)	0 地点 (0%)	15 地点 (93.8%)	1 地点 (6.3%)	16 地点 (100%)	0 地点 (0%)
夜 間	13 地点 (92.9%)	1 地点 (7.1%)	14 地点 (87.5%)	2 地点 (12.5%)	15 地点 (93.8%)	1 地点 (6.3%)

3 まとめ

調査を実施した46地点のうち、全時間帯で環境基準を達成したのは、41地点(達成率:89.1%)でした。

環境基準の非達成地点は、B類型(主として住居の用に供される地域)で多く見られましたが、これは、主として地域住民の自動車音や地域内を通過する自動車交通騒音によるものと考えられます。

参 考 [騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)]						
一般地域						(単位:デシベル)
地域の 類 型	昼 間	夜 間	該当する地域			
AA	50以下	40以下	療養施設、社会福祉施設等が集合している地域など特に静穏を要する地域			
A	55以下	45以下	専ら住居の用に供される地域			
B	55以下	45以下	主として住居の用に供される地域			
C	60以下	50以下	相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域			

(注) 1 本県では、類型AAの指定はありません。
2 「昼間」とは、午前6時から午後10時まで、「夜間」とは、午後10時から翌日の午前6時までの時間帯をいいます。

平成20年度環境騒音（一般地域） 地点別調査結果

一連番号	市町村名	測定地点	調査月	環境基準 準類型	都市計画法用途地域	等価騒音レベル(dB)				代表的な騒音	
						昼間		夜間		昼間	夜間
						環境基準値	測定結果	環境基準値	測定結果		
1	福島市	渡利	11	A	第1種低層住居専用	55	45	45	45	8	8
2		南沢又	11	A	第1種中高層住居専用	55	44	45	38	8	8
3		東浜町	11	B	第1種住居	55	50	45	43	8	8
4		大町	11	C	商業	60	49	50	41	8	8
5		太平寺	11	C	工業	60	50	50	43	8	8
6		黒岩	11	C	近隣商業	60	49	50	42	8	8
7		瀬上町	11	C	工業	60	51	50	48	8	8
8		蓬萊町	11	A	第2種低層住居専用	55	47	45	38	8	8
9	会津若松市	古川町	10	B	第1種住居	55	44	45	38	8	8
10		堤町	10	A	第1種中高層住居専用	55	44	45	37	8	8
11		門田町飯寺	10	C	工業	60	46	50	40	8	8
12		河東町広田	10	A	第1種中高層住居専用	55	50	45	45	1	1
13		真宮新町	10	A	第1種中高層住居専用	55	54	45	45	8	8
14		日新町	10	C	商業	60	45	50	36	8	8
15	郡山市	朝日3丁目	4	B	第1種住居	55	53	45	48	1	1
16		喜久田町卸3丁目	4	C	準工業	60	56	50	53	1	1
17		清水台1丁目	4	C	商業	60	55	50	49	1	1
18		安積町西長久保	4	A	第1種中高層住居専用	55	55	45	55	5	5
19		緑ヶ丘	5	A	第1種低層住居専用	55	45	45	39	5	5
20	いわき市	平下神谷	3	B	市街化調整区域	55	48	45	42	1・5	1・5
21		中央台高久3丁目	3	A	第1種低層住居専用	55	54	45	44	1・5	1・5
22		小名浜大原六反田	3	B	第1種住居	55	48	45	42	1・5	1・5
23		小名浜住吉字冠木	3	B	第1種住居	55	49	45	39	1・5	1・5
24		泉町2丁目	3	B	第1種住居	55	48	45	36	1・5	1・5
25		勿来町窪田馬場	1	B	第1種住居	55	50	45	45	1・5	1・5
26		錦町江栗	1	B	第1種住居	55	42	45	36	1・5	1・5
27		常磐関船町作田	3	B	第1種住居	55	54	45	31	1・5	1・5
28		内郷高坂町四方木田	3	B	第1種住居	55	52	45	44	1・5	1・5
29		好間町上好間上野原	3	C	工業	60	44	50	33	1・5	1・5
30	白河市	日影	10	B	第1種住居	55	60	45	43	1・4・5	1・4・5
31		白坂勝多石	10	C	工業	60	48	50	44	1・3・4・5	1・4・5
32	南相馬市	小高区関場	12	A	第1種中高層住居専用	55	53	45	41	8	8
33		小高区上町	9	C	商業	60	39	50	34	8	8
34		鹿島区西町2丁目	11	B	第1種住居	55	46	45	35	8	8
35		鹿島区鹿島	11	C	近隣商業	60	56	50	46	8	8
36		原町区仲町	11	A	第1種低層住居専用	55	48	45	41	8	8
37		原町区桜井町	10	A	第1種中高層住居専用	55	49	45	40	8	8
38		原町区二見町	10	B	第1種住居	55	44	45	38	8	8
39		原町区大町	10	C	商業	60	43	50	33	8	8
40		原町区栄町	10	C	商業	60	47	50	41	8	8
41		原町区旭町	10	C	準工業	60	47	50	40	8	8
42	二本松市	金色	12	B	第2種住居	55	53	45	49	1・7	1・5
43		若宮1丁目	12	C	近隣商業	60	54	50	48	1・7	1
44		表1丁目	12	A	第1種低層住居専用	55	51	45	45	1	1・5
45	石川町	塩沢	11	A	第1種低層住居専用	55	48	45	31	1・4	1・4
46		当町	11	B	第1種住居	55	46	45	38	1・4	1・4

(注) 測定結果の**太字**は環境基準を超過していることを表します。

代表的な騒音 1：自動車音、2：自動車以外の道路音、3：工場・事業場音、4：家庭音、5：自然音
6：特殊音、7：その他、8：不特定音、9：無人調査のため特定できず

IV 自動車交通騒音実態調査結果

この調査結果は、騒音規制法（以下「法」という。）第3条に基づき指定した騒音について、規制する地域（以下「指定地域」という。）内における自動車騒音の実態を把握するため、市町村が実施した騒音測定結果について、法第17条に基づく限度（以下「要請限度」という。）の達成状況を取りまとめたものです。

1 調査の概要

(1) 調査時期

平成20年6月～平成20年12月

(2) 調査機関

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、柳津町、会津美里町、西郷村、石川町、富岡町
(10市4町1村)

(3) 調査方法

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 地域評価編（道路に面する地域）」に基づき、各調査機関が調査地点を選定し、昼間（6:00～22:00）及び夜間（22:00～翌日の6:00）の時間帯について、JIS Z8731に定める方法により、原則として24時間連続（1日間のみ）で自動車騒音の測定を行い、Leq（等価騒音レベル）を算出しました。

(4) 調査地点

平成20年度における調査地点の総数は86地点で、そのうち国道の調査地点は、38地点と全調査地点の44.2%を占めています。

市町村別及び道路の種類別の内訳は表4-1のとおりです。

表4-1 市町村別及び道路の種類別の調査地点数

市町村名	調査時期	国 道	主要地方道	一般県道	市町村道	計
福島市	10月	8	3	1	0	12
会津若松市	9月	3	3	0	0	6
郡山市	6～11月	10	0	5	1	16
いわき市	10～12月	4(3)	14(5)	0	0	18(8)
白河市	10月	2	0	0	1	3
須賀川市	12月	2	0	1	0	3
相馬市	10～11月	3(1)	0	0	1	4(1)
二本松市	12月	0	0	3	0	3
田村市	11月	0	1	0	0	1
南相馬市	9～11月	3	2	4	1	10
柳津町	10月	0	1	0	0	1
会津美里町	10～11月	1	0	0	1	2
西郷村	9月	1	0	0	0	1
石川町	12月	1	1	0	1	3
富岡町	9月	0	0	1	2	3
合 計		38(4)	25(5)	15	8	86(9)

備考 括弧内の数字は、要請限度非適用地点の内数

2 調査結果の概要

調査地点 86 地点のうち要請限度が適用されるのは 77 地点で、このうち昼間及び夜間の二時間帯で要請限度以下だったのは 75 地点であり、その割合は 97.4% でした。

また、これを区域別に見ると、a 区域（14 地点）、b 区域（33 地点）においては全時間帯で要請限度以下でしたが、c 区域では 30 地点のうち 2 地点（6.7%）で一部の時間帯で要請限度を超過しました。（表 4-2）

表 4-2 区域区分別要請限度超過状況

地域の区分	調査地点数	全時間帯で要請限度以下	一部の時間帯で要請限度超過	全時間帯で要請限度超過
全 体	77 地点※	75 地点 (97.4%)	2 地点 (2.6%)	0 地点 (0%)
a 区域	14 地点	14 地点 (100%)	0 地点 (0%)	0 地点 (0%)
b 区域	33 地点	33 地点 (100.0%)	0 地点 (0%)	0 地点 (0%)
c 区域	30 地点	28 地点 (93.3%)	2 地点 (6.7%)	0 地点 (0%)

※ 要請限度が適用される地点数

また、時間帯別の要請限度の超過状況をみると、昼間は 0 地点（0%）、夜間は 2 地点（2.6%）となっています。（表 4-3）

表 4-3 時間帯別の要請限度超過状況

区域の区分	調査地点数	時間帯別要請限度超過地点数	
		昼 間	夜 間
全 体	77 地点※	0 地点 (0%)	2 地点 (2.6%)
a 区域	14 地点	0 地点 (0%)	0 地点 (0%)
b 区域	33 地点	0 地点 (0%)	0 地点 (0%)
c 区域	30 地点	0 地点 (0%)	2 地点 (6.7%)

※ 要請限度が適用される地点数

道路種類別の要請限度超過状況をみると、国道の測定地点 34 地点のうち 2 地点（5.9%）で要請限度を超過しましたが、主要地方道、一般県道及び市町村道での要請限度超過地点はありませんでした。（表 4-4）

表 4-4 道路種類別の要請限度超過状況

	国 道	主要地方道	一般県道	市町村道	計
調査地点数	34 地点	20 地点	15 地点	8 地点	77 地点※
要請限度を超過した地点	2 地点 (5.9%)	0 地点 (0.0%)	0 地点 (0.0%)	0 地点 (0%)	2 地点 (2.6%)

※ 要請限度が適用される地点数

3 まとめ

調査を実施した86地点のうち要請限度が適用される77地点で、全時間帯で要請限度以下だったのは75地点(97.4%)でした。

要請限度を超過したのは、区域区分別ではc区域(準工業地域等)で、時間帯別では、夜間の2地点でした。

また、道路種類別では、国道の2地点で要請限度を超過しました。

参 考 [騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の要請限度]

指定地域内の自動車騒音の要請限度は、騒音規制法に基づき定められており、この限度を超過している場合は、市町村長は関係機関(道路管理者又は公安委員会)に対して、道路の改修や交通規制などの自動車交通騒音防止対策の要請や意見を述べる事ができることとなっています。

表 自動車騒音の限度

(単位：デシベル)

	区域の区分	時間の区分	
		昼 間 午前6時～ 午後10時	夜 間 午後10時～ 翌日の午前6時
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

- (注) 1 車線とは、1縦列の自動車(2輪を除く。)が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分です。
- 2 区域は騒音規制法第3条に基づき指定された地域とします。
- 3 「a区域」：用途地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及びそれに相当する地域
「b区域」：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及びそれに相当する地域
「c区域」：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びそれに相当する地域
- 4 幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車道を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車道を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は表の規定にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとなっています。
- 5 幹線交通を担う道路とは道路法第3条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいいます。

平成20年度自動車騒音実態調査結果

一連番号	市町村名	測定地点	調査時期 (月)	道路名	道路種別	車線数	道路端からの距離 (m)	騒音規制法	要請限度区分		要請限度 (dB)	環境基準 類型	環境基準 (dB)		測定結果 (dB)	
									昼間	夜間			昼間	夜間	昼間	夜間
									1	福島市			松浪町	10	国道4号	国
2		鳥谷野	10	国道4号	国	4	3.0	4種	c	75	70	C	70	65	74	73
3		天神町	10	国道13号	国	4	4.0	3種	c	75	70	C	70	65	73	70
4		泉字前田	10	国道13号(西道路)	国	4	4.0	2種	b	75	70	B	70	65	65	60
5		南中央	10	国道13号(西道路)	国	4	3.5	3種	c	75	70	C	70	65	65	59
6		小倉寺	10	国道114号	国	2	0.0	1種	a	75	70	A	70	65	67	60
7		館の前	10	国道115号	国	4	3.5	2種	b	75	70	B	70	65	67	58
8		方木田	10	国道115号	国	4	4.0	2種	b	75	70	B	70	65	67	60
9		笹谷	10	福島飯坂線	主	2	3.5	2種	b	75	70	B	70	65	65	58
10		岡部	10	福島保原線	主	2	2.5	2種	a	75	70	A	70	65	69	61
11		野田町1丁目	10	福島吾妻裏磐梯線	主	2	1.5	2種	b	75	70	B	70	65	67	60
12		鎌田	10	飯坂保原線	県	4	4.5	2種	b	75	70	B	70	65	68	62
13	会津若松市	一箕町亀賀字郷之原	9	国道49号	国	4	5.0	3種	c	75	70	C	70	65	69	63
14		一箕町亀賀字村前	9	国道118号	国	4	4.5	4種	c	75	70	C	70	65	65	60
15		館馬町	9	国道401号	国	4	5.5	2種	b	75	70	B	70	65	66	61
16		花春町	9	会津若松裏磐梯線	主	4	11.0	3種	c	75	70	C	70	65	67	60
17		河東町南高野	9	会津坂下河東線	主	2	6.2	2種	a	75	70	A	70	65	67	67
18		河東町広田	9	北山会津若松線	主	2	1.5	2種	a	75	70	A	70	65	68	61
19	郡山市	富田町天神林	6	国道4号(バイパス)	国	4	7.5	2種	b	75	70	B	70	65	63	61
20		富久山町久保田字大原	6	国道4号	国	3	3.2	2種	b	75	70	B	70	65	72	68
21		富田町菱内	6	国道49号	国	4	4.4	3種	c	75	70	C	70	65	69	65
22		富久山町久保田字上野	7	国道288号	国	2	2.1	2種	b	75	70	B	70	65	66	63
23		日和田町字原町	10	三春日和田線	県	2	0.5	2種	a	75	70	A	70	65	64	57
24		安積町笹川	10	田村安積線	県	2	0.5	2種	b	75	70	B	70	65	65	57
25		大槻町字上町	10	郡山湖南線	県	2	0.9	2種	a	75	70	A	70	65	67	58
26		芳賀2丁目	9	小野郡山線	県	2	3.1	2種	b	75	70	B	70	65	71	67
27		菜根3丁目	10	大町大槻線	県	4	2.8	2種	b	75	70	B	70	65	71	65
28		安積町荒井	11	笹川多田野線	市	4	4.5	2種	b	75	70	B	70	65	68	60
29		図景2丁目	11	国道4号	国	4	2.5	3種	c	75	70	C	70	65	68	64
30		富田町権現林	10	国道49号	国	4	1.8	2種	b	75	70	B	70	65	73	70
31		堤下町	10	国道4号	国	5	5.3	3種	c	75	70	C	70	65	70	64
32		亀田2丁目	10	国道4号	国	4	9.5	2種	b	75	70	B	70	65	69	63
33		喜久田町八山田	10	国道4号	国	3	2.2	2種	b	75	70	B	70	65	73	68
34		大槻町字下西田	10	国道4号	国	4	19.7	2種	b	75	70	B	70	65	60	56
35	いわき市	常磐松久須根町宮ノ作	12	国道6号(常磐バイパス)	国	4	4.5	-	-	-	-	B	70	65	75	72
36		常磐上矢田町南ノ沢	12	国道49号(平バイパス)	国	3	9.0	-	-	-	-	B	70	65	71	66
37		好間町川中子字加賀分	11	国道399号	国	2	3.0	-	-	-	-	B	70	65	65	61
38		小川町上小川字伊吾内	11	国道399号	国	2	1.1	2種	b	75	70	B	70	65	65	57
39		勿来町酒井字関根前	10	日立いわき線	主	2	3.1	2種	b	75	70	B	70	65	65	56
40		鹿島町船戸字五反田	11	小名浜平線	主	4	4.2	3種	c	75	70	C	70	65	70	63
41		渡辺町田部字岸	10	常磐勿来線	主	2	5.2	-	-	-	-	B	70	65	66	58
42		内郷宮町平太郎	10	小名浜小野線	主	2	0.0	-	-	-	-	B	70	65	58	59
43		平上高久字神下	11	高久鹿島線	主	2	4.8	-	-	-	-	B	70	65	65	56
44		小名浜下神白字千速	11	小名浜四倉線	主	2	1.7	2種	b	75	70	B	70	65	70	62
45		平豊間字下町	11	小名浜四倉線	主	2	1.6	2種	b	75	70	B	70	65	68	62

平成20年度自動車騒音実態調査結果

一連番号	市町村名	測定地点	調査時期 (月)	道路名	道路種別	車線数	道路端からの距離 (m)	騒音規制法	要請限度区分		要請限度 (dB)	環境基準 類型	環境基準 (dB)		測定結果 (dB)	
									昼間	夜間			昼間	夜間	昼間	夜間
46	いわき市	平荒田目字高原	12	小名浜四倉線	主	2	2.7	-	-	-	-	B	70	65	63	57
47		錦町江栗前	10	勿来浅川線	主	2	3.0	2種	b	75	70	B	70	65	67	59
48		錦町江栗馬場	10	窪田江栗線	主	2	2.3	3種	c	75	70	C	70	65	64	54
49		泉町下川字大剣	12	泉岩間植田線	主	2	2.6	3種	c	75	70	C	70	65	62	55
50		佐糠町東二丁目	10	泉岩間植田線	主	2	2.5	2種	b	75	70	B	70	65	65	53
51		平薄磯字中街	12	豊間四倉線	主	2	1.5	2種	b	75	70	B	70	65	60	53
52		平下大越字南横手	12	豊間四倉線	主	2	1.0	-	-	-	-	B	70	65	70	62
53	白河市	米村道北	10	国道4号	国	4	6.1	3種	c	75	70	C	70	65	72	73
54		鬼越	10	国道289号	国	2	4.0	1種	a	75	70	A	70	65	68	64
55		南湖	10	南湖線	市	2	1.4	1種	a	70	65	A	60	55	60	50
56	須賀川市	西の内町	12	中野須賀川線	県	2	2.0	1種	a	75	70	A	70	65	64	54
57		大黒町	12	国道4号	国	4	2.0	2種	b	75	70	B	70	65	70	70
58		馬町	12	国道118号	国	2	2.0	3種	c	75	70	C	70	65	67	61
59	相馬市	中村字北町	10	国道115号	国	2	4.0	2種	b	75	70	-	-	-	60	50
60		中村字北町	11	高池成田線	市	2	2.5	2種	b	75	70	-	-	-	61	49
61		中村字砂子田	10	国道6号	国	2	5.0	3種	c	75	70	-	-	-	62	55
62		光陽三丁目	11	国道6号(バイパス)	国	2	1.0	-	-	-	-	-	-	-	71	71
63	二本松市	若宮二丁目	12	須賀川二本松線	県	2	1.8	3種	c	75	70	C	70	65	67	61
64		金色久保	12	二本松安達線	県	2	3.5	2種	b	75	70	B	70	65	62	60
65		表一丁目	12	安達太良山線	県	2	2.5	1種	a	75	70	A	70	65	63	53
66	田村市	大越町上大越	11	船引大越小野線	主	2	3.0	3種	c	75	70	-	-	-	64	61
67	南相馬市	小高区本町	9	浪江鹿島線	県	2	3.0	2種	b	75	70	B	70	65	68	59
68		小高区大井	9	国道6号	国	2	4.7	3種	c	75	70	C	70	65	71	70
69		鹿島区鹿島字中町	11	国道6号	国	2	5.6	3種	c	75	70	C	70	65	70	70
70		鹿島区鹿島字町	11	浪江鹿島線	県	2	1.0	2種	b	75	70	B	70	65	67	57
71		原町区仲町	10	原町高倉線	市	2	4.0	1種	a	70	65	A	60	55	66	58
72		原町区高見町	10	下渋佐南新田線	県	2	0.9	4種	c	75	70	C	70	65	66	57
73		原町区南町	10	浪江鹿島線	県	2	1.3	3種	c	75	70	C	70	65	66	59
74		原町区桜井町	10	原町川俣線	主	2	5.0	3種	c	75	70	C	70	65	67	63
75		原町区栄町	10	原町海老相馬線	主	2	1.8	3種	c	75	70	C	70	65	65	59
76		原町区日の出町	10	国道6号	国	2	5.1	3種	c	75	70	C	70	65	68	68
77	柳津町	大字砂子原	10	柳津昭和線	主	2	2.0	2種	b	75	70	-	-	-	60	42
78	会津美里町	字外川原甲	10	2008号線	町	2	0.0	2種	a	70	65	-	-	-	64	56
79		字宮里	11	国道401号	国	2	0.0	4種	c	75	70	-	-	-	66	58
80	西郷村	大字小田倉	9	国道4号	国	4	3.0	3種	c	75	70	C	70	65	68	68
81	石川町	字石田	12	国道118号	国	2	5.9	1種	a	75	70	A	70	65	71	67
82		字高田	12	町道101号線	町	1	1.2	2種	b	70	65	B	65	60	62	54
83		大字双里	12	いわき石川線	主	2	2.9	3種	c	75	70	C	70	65	70	66
84	富岡町	中央1丁目	9	富岡大越線	県	2	1.0	3種	c	75	70	-	-	-	59	53
85		夜の森南	9	大原原線	町	2	1.5	2種	a	70	65	-	-	-	59	47
86		大字大菅	9	夜の森桜通線	町	2	1.5	4種	c	75	70	-	-	-	62	56

(注) 測定結果で、網掛けは要請限度を超過し、**太字**は環境基準非達成を表します。

道路種別 国：国道 主：主要地方道 県：県道 市、町：市町村道を表します。

昼間とは午前6時～午後10時、夜間とは午後10時～翌日の午前6時を指します。

環境基準類型指定がなされている地域では、あわせて環境基準値を表示しました。

(福島県では環境基準の類型区分と要請限度の区域区分を同一に指定しています。ただし、いわき市を除く。)

平成20年度
公害苦情調査の結果

平成21年 7月
福 島 県

1 調査の目的

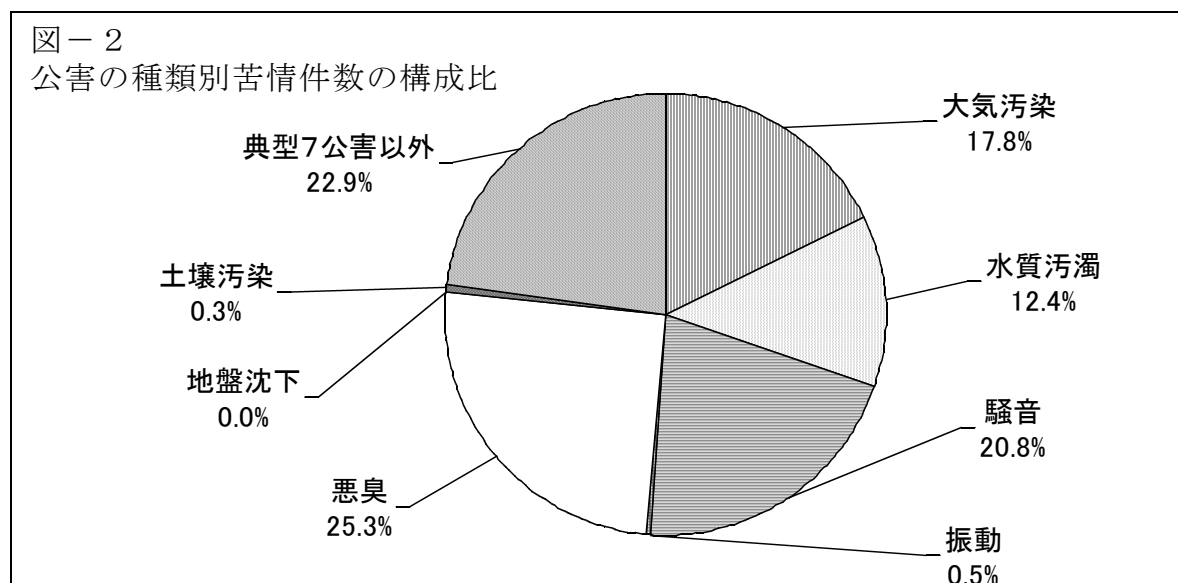
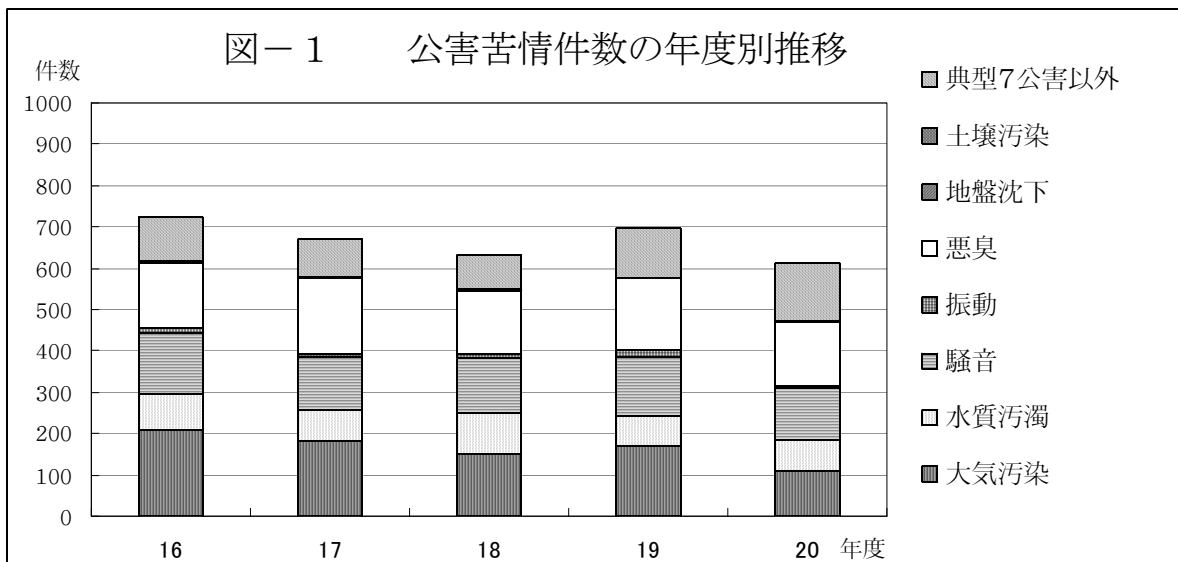
公害苦情調査は、公害紛争処理法第49条の2の規定に基づき実施するもので、県及び市町村の公害苦情相談窓口が受け付けた公害苦情の件数や処理状況等を把握することにより、公害苦情の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資することを目的としています。

2 公害苦情の概況

平成20年度に県及び市町村が新たに受理した公害苦情総件数は613件で、前年度に比べて84件減少（減少率12.1%）しました。

「大気汚染」、「水質汚濁」、「騒音」、「振動」、「悪臭」、「土壌汚染」及び「地盤沈下」のいわゆる典型7公害の苦情件数は473件（公害苦情総件数の77.2%）で、前年度に比べて104件減少しました。典型7公害以外の苦情件数は140件（同22.8%）で、同じく前年度比で20件増加しました。

主な公害の種類では、「大気汚染」が63件、「悪臭」が20件減少し、「水質汚濁」が6件増加しました（図-1、2、3、表-1）。



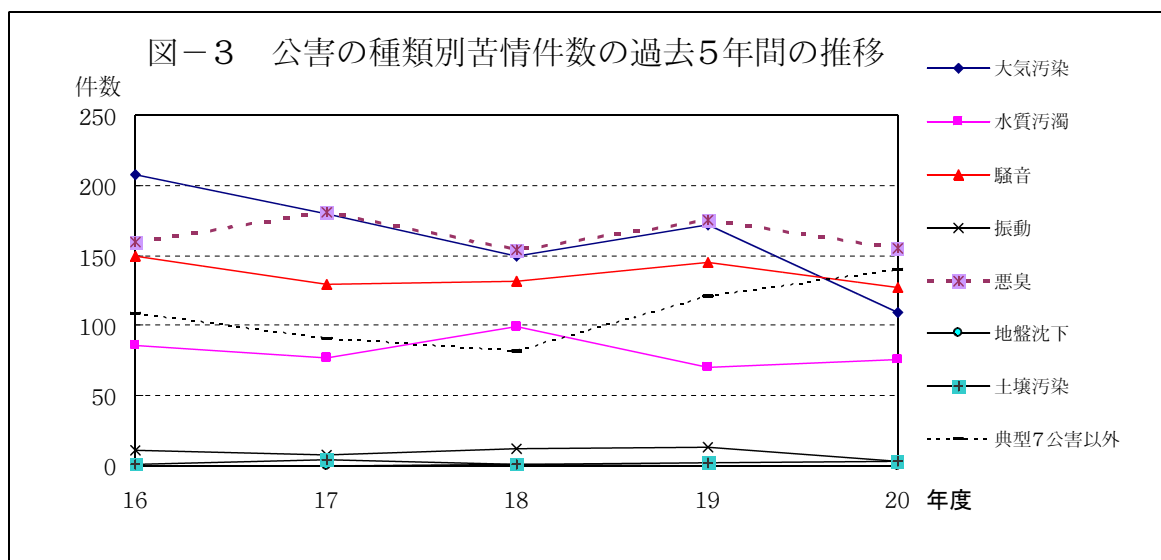


表-1 公害の種類別苦情件数の推移及び構成比

種類	年度	典型7公害							典型7公害以外			合計	前年比 (%)	
		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	小計	廃棄物投棄	その他			小計
苦情件数	16	206	86	150	11	159	0	1	613	40	71	111	724	19.3
	17	180	77	129	8	181	0	4	579	14	76	90	669	△7.3
	18	150	99	132	12	154	1	1	549	10	72	82	631	△5.7
	19	172	70	145	13	176	0	2	578	23	96	119	697	10.5
	20	109	76	127	3	155	0	3	473	40	100	140	613	△12.1
構成比	16	28.5	11.9	20.7	1.5	22.0	0.0	0.1	84.7	5.5	9.8	15.3	100	
	17	26.9	11.5	19.3	1.2	27.1	0.0	0.6	86.5	2.1	11.4	13.5	100	
	18	23.8	15.7	20.9	1.9	24.4	0.2	0.2	87.0	1.6	11.4	13.0	100	
	19	24.7	10.0	20.8	1.9	25.3	0.0	0.3	82.9	3.3	13.8	17.1	100	
	20	17.8	12.4	20.7	0.5	25.3	0.0	0.5	77.2	6.5	16.3	22.8	100	

※ 端数処理の関係で合計と内訳が一致していない年度があります。

3 公害の種類別苦情件数

(1) 典型7公害の種類別苦情件数

典型7公害の種類別の苦情件数は、「悪臭」が155件（公害苦情総件数の25.3%）で最も多く、次いで「騒音」が127件（同20.7%）、「大気汚染」が109件（同17.8%）、「水質汚濁」が76件（同12.4%）、「土壌汚染」が3件（同0.5%）、「振動」が3件（同0.5%）、地盤沈下が0件（同0%）でした。（表-1）

ア 「大気汚染」の苦情件数は、109件で前年度に比べて63件減少（減少率36.6%）しました。

イ 「水質汚濁」の苦情件数は、76件で前年度に比べて6件増加（増加率8.6%）しました。

ウ 「騒音」の苦情件数は127件で、前年度に比べて18件減少（減少率12.4%）しました。

エ 「振動」の苦情件数は3件で、前年度に比べて10件減少（減少率76.9%）しました。

オ 「悪臭」の苦情件数は155件で、前年度に比べて21件減少（減少率10.8%）しました。

カ 「地盤沈下」の苦情件数はありませんでした。

キ 「土壌汚染」の苦情は3件で、前年度に比べて1件増加しました。

(2) 典型7公害以外の種類別苦情件数

典型7公害以外の苦情件数を種類別に見ると、「廃棄物投棄」が40件（公害苦情総件数の6.5%）、「その他」が100件（同16.3%）となっています。

ア 「廃棄物投棄」の苦情内容は、粗大ごみなどの一般廃棄物及び産業廃棄物の不法投棄などに関する苦情です。

イ 「その他」の苦情内容は、雑草等の繁茂やそれによる害虫の発生に関する苦情、隣地から伸びる樹木の枝の伐採を求める苦情などです。

4 公害の発生源別苦情件数

(1) 典型7公害の発生源別苦情件数

典型7公害の苦情件数を発生源別（「個人」を発生源とするもの、発生源が「不明」のもの等を除く。）に見ると、「建設業」に関するものが84件（典型7公害の苦情件数の29.0%）と最も多く、次いで「製造業」に関するものが81件（同27.9%）、「農業」に関するものが27件（同9.3%）などとなっています。（表-2）

「大気汚染」、「水質汚濁」、「騒音」及び「悪臭」の種類毎の発生源別苦情件数は概ね次のとおりです。

ア 「大気汚染」の発生源別苦情件数は、「建設業」に関するものが30件（大気汚染に関する公害苦情件数の43.5%）で最も多く、次いで「製造業」に関するものが15件（同21.7%）などとなっています。

イ 「水質汚濁」の発生源別苦情件数は、「製造業」に関するものが9件（水質汚濁に関する公害苦情件数の25.0%）で最も多く、次いで「建設業」に関するものが6件（同16.7%）

などとなっています。

ウ 「騒音」の発生源別苦情件数は、「建設業」に関するものが44件（騒音に関する公害苦情件数の41.5%）で最も多く、次いで「製造業」が19件（同17.9%）などとなっています。

エ 「悪臭」の発生源別苦情件数は、「製造業」に関するものが37件（悪臭に関する公害苦情件数の50.0%）と最も多く、次いで「農業」に関するものが17件（同23.0%）などとなっています。

(2) 典型7公害以外の発生源別苦情件数

典型7公害以外の公害に関する苦情を発生源別（「個人」を発生源とするもの、発生源が「不明」のもの等を除く。）を見ると、「不動産業」に関するものが6件（典型7公害以外の公害苦情件数の26.1%）、次いで「建設業」に関するものがそれぞれ5件（同21.7%）などとなっています。

表-2 公害の発生源別苦情件数

（「個人」を発生源とするもの、発生源が「不明」のもの等を除く。）

発生源	公害の種類	典型7公害							典型7 公害以 外	合計	構成比	
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭				計
農業		3	3	0	4	0	0	17	27	2	29	9.3%
林業		1	0	0	1	0	0	0	2	0	2	0.6%
漁業		0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0.3%
鉱業		1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.3%
建設業		30	6	0	44	1	0	3	84	5	89	28.5%
製造業		15	9	1	19	0	0	37	81	0	81	25.9%
電気・ガス・熱供給・水道業		0	1	0	0	0	0	2	3	0	3	1.0%
情報通信業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
運輸業		1	3	0	1	0	0	1	6	0	6	1.9%
卸売・小売業		5	1	1	8	0	0	4	19	3	22	7.0%
金融・保険業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
不動産業		2	1	0	3	0	0	1	7	6	13	4.2%
飲食店・宿泊業		2	5	0	11	0	0	2	20	0	20	6.4%
医療・福祉		0	2	1	2	0	0	0	5	0	5	1.6%
教育・学習支援業		0	0	0	1	0	0	1	2	0	2	0.6%
複合サービス事業		0	0	0	1	0	0	1	2	0	2	0.6%
サービス業		7	3	0	9	0	0	4	23	3	26	8.3%
公務		0	1	0	0	1	0	1	3	3	6	1.9%
分類不能の産業		2	0	0	2	0	0	0	4	1	5	1.6%
合計		69	36	3	106	2	0	74	290	23	313	100.0%

※ 端数処理の関係で合計と内訳が一致していません。

5 都市計画法上の地域別発生件数

典型7公害に係る都市計画法上の地域別苦情発生件数は、都市計画区域が385件、都市計画区域外が88件でしたが、都市計画区域を用途地域別に見ると、「住居地域」が188件（典型7公害の苦情件数の39.8%）と最も多く、次いで「工業系地域」の73件（同15.4%）、市街化調整区域の71件（同15.0%）の順となっています。（表-3）

表-3 典型7公害に係る都市計画法上の地域別苦情発生件数の推移

区域 年度	都市計画法による都市計画区域											都市計画区域外	合計	
	住居地域	近隣商業地域	商業地域	商業系地域計	準工業地域	工業地域	工業専用地域	工業系地域計	市街化調整区域	その他の区域	小計			
苦情件数	16	242	19	39	58	49	44	18	111	92	75	578	35	613
	17	237	17	38	55	41	46	17	104	89	32	517	62	579
	18	224	23	23	46	34	58	13	105	68	30	473	76	549
	19	222	16	34	50	44	48	20	112	75	24	483	95	578
	20	188	9	26	35	23	34	16	73	71	18	385	88	473
構成比 (%)	16	39.5	3.1	6.4	9.5	8.0	7.2	2.9	18.1	15.0	12.2	94.3	5.7	100
	17	40.9	2.9	6.6	9.5	7.1	7.9	2.9	18.0	15.4	5.5	89.3	10.7	100
	18	40.8	4.2	4.2	8.4	6.2	10.6	2.4	19.1	12.4	5.5	86.2	13.8	100
	19	38.4	2.8	5.9	8.7	7.6	8.3	3.5	19.4	13.0	4.2	83.6	16.4	100
	20	39.8	1.9	5.5	7.4	4.8	7.2	3.4	15.4	15.0	3.8	81.4	18.6	100

※ 端数処理の関係で合計と内訳が一致していない年度があります。

6 公害苦情の被害の種類別件数

典型7公害の被害の種類別苦情件数は、「煙い、きたない、うるさい、臭い」といった「感覚的・心理的被害」が408件（典型7公害の苦情件数の86.2%）と大半を占めています（表-4）。

表-4 典型7公害に係る被害の種類別苦情件数の推移及び構成比

年度		種類	健康被害	財産被害	動・植物被害	感覚的・心理的被害	その他	典型7公害の苦情件数
苦情件数	16年度		1	19	10	537	46	613
	17年度		3	8	13	522	33	579
	18年度		3	11	9	492	34	549
	19年度		2	7	7	536	26	578
	20年度		23	6	7	408	29	473
構成比 (%)	16年度		0.2	3.1	1.6	87.6	7.5	100.0
	17年度		0.5	1.4	2.2	90.2	5.7	100.0
	18年度		0.5	2.0	1.6	89.6	6.2	100.0
	19年度		0.3	1.2	1.2	92.7	4.5	100.0
	20年度		4.9	1.3	1.5	86.2	6.1	100.0

※ 端数処理の関係で合計と内訳が一致していない年度があります。

7 地区別公害苦情件数

地方振興局別の公害苦情件数は、県中地方が183件（公害苦情総件数の29.9%）と最も多く、次いで、いわき地方の142件（同23.1%）、相双地方の115件（同18.8%）、会津地方の81件（同13.2%）、県北地方の62件（同10.1%）、県南地方の22件（同3.6%）、南会津地方の8件（同1.3%）の順となっています。（表-5）

表-5 地区別公害苦情件数の推移及び構成比

地区年度	件数								構成比 (%)							
	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計
16	53	217	90	95	3	56	210	724	7.3	30.0	12.4	13.1	0.4	7.7	29.0	100
17	76	231	46	76	16	44	180	669	11.4	34.5	6.9	11.4	2.4	6.6	26.9	100
18	53	220	48	93	24	51	142	631	8.4	34.9	7.6	14.7	3.8	8.1	22.5	100
19	49	227	34	107	16	98	166	697	7.0	32.6	4.9	15.4	2.3	14.1	23.3	100
20	62	183	22	81	8	115	142	613	10.1	29.9	3.6	13.2	1.3	18.8	23.1	100

※ 端数処理の関係で合計と内訳が一致していない年度があります。

8 市町村別公害苦情件数

市町村別の公害苦情件数は、郡山市が168件（公害苦情総件数の27.4%）と最も多く、次いで、いわき市の142件（同23.2%）、南相馬市の95件（同15.5%）、会津若松市の76件（同12.4%）の順となっています。（表-6）

表-6 市町村別公害苦情件数（平成20年度）

	市町村名	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	7公害以外	合計								
北	福島市	2	16		11			17	6	52								
	二本松市							0		0								
	伊達市		5							5								
	本宮市				1					1								
	桑折町								1	1								
	国見町									0								
	川俣町							1		1								
	飯野町									0								
	大玉村		1					1	0	2								
	小計	(0)	2	(0)	22	(0)	0	(0)	19	(0)	62							
中	郡山市	42	1	1	30	2		21	71	168								
	須賀川市	(0)	1	1	5	0		4	(0)	12								
	田村市	0			1			0		1								
	鏡石町				0			2		2								
	天栄村							0		0								
	石川町									0								
	玉川村									0								
	平田村									0								
	浅川町									0								
	古殿町									0								
南	三春町									0								
	小野町		(0)							0								
	小計	(0)	43	(0)	2	(0)	1	(0)	36	(0)	2	183						
	白河市	(1)	0	4	1	2	0		2	1	10							
	西郷村	1	(1)	0	1	0		1		(1)	3							
	泉崎村										0							
	中島村		(1)					(0)		(1)	0							
	矢吹町					0		(1)	2	1	3							
	棚倉町	1						(1)	0	(1)	1							
	矢祭町	(0)									0							
会	塙町					0					0							
	鮫川村										0							
	小計	(1)	2	(2)	4	(0)	2	(0)	2	(0)	2	17						
	会津若松市	(1)	23	(1)	7	(0)	0		14	(3)	12	(5)	71					
	喜多方市	(1)		(1)					(0)		(2)	0						
	北塩原村		(1)						(0)	(1)	0							
	西会津町										(0)	0						
	磐梯町										(0)	0						
	猪苗代町		(1)							(1)	(2)	0						
	会津坂下町							(0)			(0)	0						
津	湯川村										(0)	0						
	柳津町										(0)	0						
	三島町										(0)	0						
	金山町										(0)	0						
	昭和村										(0)	0						
	会津美里町										(0)	0						
	小計	(2)	23	(4)	7	(0)	0	(0)	15	(0)	0	14	(4)	12	(10)	71		
	下郷町											(0)	0					
	檜枝岐村											(0)	0					
	只見町	(0)							(0)		(0)	0						
南会津町	(1)	0	(2)	3	0			(1)	1		(4)	4						
小計	(1)	0	(2)	3	(0)	0	(0)	0	(1)	1	(0)	0	(4)	4				
相	相馬市		0	(1)	3		1		(1)	6	(0)	(2)	10					
	南相馬市	6	(2)	9		23	0		16		39	(2)	93					
	広野町											(0)	0					
	檜葉町							(1)			(1)	0						
	富岡町							(1)			(1)	0						
	川内村										(0)	0						
	大熊町							(1)			(1)	0						
	双葉町										(0)	0						
	浪江町	0	(2)					(0)	1		(2)	1						
	葛尾村							(0)	(1)		(1)	0						
双	新地町										(0)	0						
	飯館村		(1)								(1)	0						
	小計	(0)	6	(6)	12	(0)	0	(0)	24	(0)	0	(0)	3	(11)	104			
	いわき市	29		12		0	38	1	59	3	(0)	142						
	計	(4)	105	(14)	62	(0)	3	(0)	127	(0)	3	(0)	7	148	(5)	135	(30)	583

注) () 内は県の各地方振興局で受け付けた件数です。

9 公害苦情処理係属件数

(1) 公害苦情処理係属件数

平成20年度に処理することとなった公害苦情処理係属件数（平成20年度に県又は市町村の公害担当機関が新たに受理した件数に、前年度からの繰越件数を加え、これから他の機関へ移送した分を差し引いた件数）は648件で、前年度に比べて65件減少（減少率9.1%）しました。（表-7）

そのうち、平成20年度中に公害苦情窓口で直接処理された苦情は585件で、その処理率は90.3%であり、9割以上が処理されています。

(2) 公害苦情長期未解決件数

平成20年度末現在、受理後3年以上経過（平成18年3月31日以前に受理）しても未解決となっている、長期未解決件数は15件となっています。その内訳は、大気汚染が6件、水質汚濁が1件、騒音が7件（低周波騒音1件含む。）、悪臭が1件となっています。

表-7 公害苦情処理係属件数の推移

区分 年度	公害苦情 処理係属 件数 (A) (B)+(C)-(E)	受 理 件 数		処 理 件 数				処理率 (D)÷(A) ×100 (%)
		新規受理 件数 (B)	前年度 から繰越 (C)	直接処理 (D)	他へ移送 (E)	翌年度へ 繰越 (F)	その他 (G)	
16	737	724	29	672	16	29	36	91.2
17	688	669	27	615	8	44	29	89.4
18	660	631	40	607	11	40	13	91.6
19	713	697	25	647	9	47	31	90.7
20	648	613	41	585	6	51	12	90.3

※1 (G)欄の「その他」の主なものは、「原因又は加害行為をした者が不明のとき」などです。

※2 前年度の(F)欄の「翌年度へ繰越」と翌年度の(C)欄の「前年度から繰越」の件数の差は、繰越で処理していたが、苦情が全く発生しないため既に解決したこととして取り扱ったものなどです。

平成19年度

化学物質の排出量・移動量の
集計結果

平成21年7月

福 島 県

この結果は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第5条第2項に基づき県を經由して国に届け出られた第一種指定化学物質(354物質)の排出量等が環境省・経済産業省により、集計、公表され、県に通知されたことから、同法第8条第5項に基づき、本県における環境への排出量等の集計結果と国が推計した届出対象外の排出量を集計したものです。

1 対象年度等

対象年度 平成19年度(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

2 結果

(1) 届出状況

届出のあった事業所は県内で1,107事業所でした。これは、全国第13位で全国の届出事業所(40,725事業所)の2.7%でした(表1、図1)。

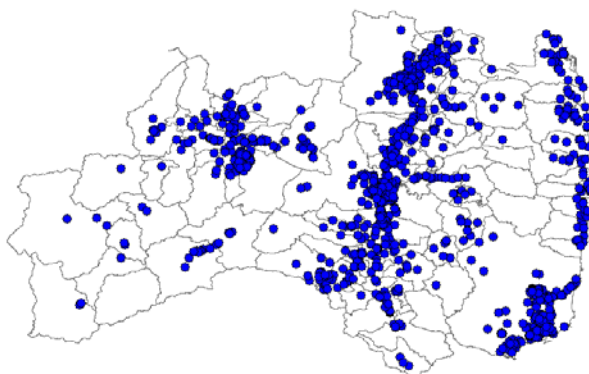
業種別にみると燃料小売業が550事業所(県内の届出事業所の49.7%)で最も多く、次いで製造業の367事業所(県内の届出事業所の33%)の順でした。製造業のうち最も多かったのは、化学工業の55事業所(県内の製造業の15%)で、次いで電気機械器具製造業の51事業所(県内の製造業の14%)でした。

届出のあった化学物質は、第一種指定化学物質354物質のうち198物質でした。

表1 福島県内における業種別届出事業所数

業種名	事業所数	割合(%)	届出物質種類数
原油・天然ガス鉱業	1	0.1	29
製造業			
食料品製造業	2	0.2	1
たばこ製造業	1	0.1	1
衣服・その他の繊維製品製造業	4	0.4	5
木材・木製品製造業(家具を除く)	7	0.6	9
家具・装備品製造業	8	0.7	10
パルプ・紙・紙加工品製造業	8	0.7	9
出版・印刷・同関連産業	6	0.5	6
化学工業(塩製造業、医薬品製造業及び農薬製造業を除く)	55	5	149
医薬品製造業	8	0.7	15
農業製造業	5	0.5	44
プラスチック製品製造業	24	2.2	15
ゴム製品製造業	16	1.4	25
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	0.1	3
窯業・土石製品製造業	21	1.9	32
鉄鋼業	6	0.5	10
非鉄金属製造業	21	1.9	48
金属製品製造業	40	3.6	27
一般機械器具製造業	26	2.3	14
電気機械器具製造業(電子応用装置製造業、電気計測器製造業を除く)	51	4.6	39
輸送用機械器具製造業(鉄道車両・同部品製造業及び船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く)	29	2.6	38
鉄道車両・同部分品製造業	1	0.1	2
船舶製造・修理業、船用機関製造業	1	0.1	3
精密機械器具製造業(医療用機械器具・医療用品製造業を除く)	14	1.3	14
医療用機械器具・医療用品製造業	2	0.2	6
武器製造業	1	0.1	10
その他の製造業	5	0.5	9
電気業	7	0.6	38
ガス業	2	0.2	3
下水道業	47	4.2	30
鉄道業	2	0.2	3
倉庫業	2	0.2	5
石油卸売業	18	1.6	5
燃料小売業	550	49.7	5
洗濯業	1	0.1	1
写真業	0	0	0
自動車整備業	43	3.9	3
計量証明業	1	0.1	1
一般廃棄物処理業	51	4.6	31
産業廃棄物処分業	15	1.4	33
高等教育機関	1	0.1	1
自然科学研究所	3	0.3	1
合計	1,107	100	198

図1 福島県内の届出事業所の分布状況(1,107 事業所)



(2) 届出排出量・移動量

事業者から届出のあった排出量の合計は6,483tでした。これは、全国第17位であり、全国の排出量(234,298t)の2.8%でした。環境への排出量の大部分は大気への排出(届出排出量の83.7%)で、次いで公共用水域への排出(16.2%)でした(表2)。

事業者から届出のあった移動量の合計は、9,766tでした。これは、全国第8位であり、全国の移動量(222,724t)の4.3%でした。移動量の大部分は事業所外への廃棄物としての移動であり(移動量全体のほぼ100%)、全国の状況と同じ傾向でした。

届出排出量・移動量の合計は16,249tでした。これは、全国第11位であり、全国の届出排出量・移動量(457,022t)の3.6%でした。

表2 届出排出量・移動量の内訳等

	環境への排出量 (t)					移動量 (t)			排出・ 移動量 合計 (t)
	排出量 計	大気	公共用 水域	土壌	埋立	移動量 計	事業所外 (廃棄物)	下水道	
福島県	6,483 (100.0)	5,428 (83.7)	1,049 (16.2)	0.0 (0.0)	6.4 (0.1)	9,766 (100.0)	9,765 (100.0)	0.6 (0.0)	16,249 < 3.6% >
全国順位	17位	17位	1位	26位	9位	8位	8位	38位	11位
全国	234,298 (100.0)	209,645 (89.5)	10,224 (4.4)	345 (0.1)	14,084 (6.0)	222,724 (100.0)	220,856 (99.2)	1,868 (0.8)	457,022

(注) ア 排出量等の下段の()の数値はそれぞれ排出量計、移動量計に対する割合(%)です。

イ 福島県の排出・移動量合計の下段の< >の数値は全国合計に対する割合(%)です。

(3) 届出排出量・移動量の多い物質

県内で届出排出量・移動量の多い上位5物質の合計は11,843tであり、届出排出量・移動量の合計16,249tの73%でした(表3)。

全国で届出排出量・移動量の多い物質は、トルエン(151千t)、キシレン(55千t)、マンガン及びその化合物(29.5千t)、ジクロロメタン(29.1千t)、エチルベンゼン(20千t)の順であり、県内では4物質が同じでした。

届出の対象物質となっている第一種指定化学物質354のうち、届出がなされた物質は198物質(全国では326物質)あり、都道府県別にみると本県は、山口県の204物質に次いで2番目に多くの種類の物質の届出がありました(3位 兵庫県:194物質、4位 茨城県と埼玉県:188物質)。

表3 届出排出量・移動量の多い上位5物質

物質番号	物質名	主な用途	排出量(t)	移動量(t)	排出量・移動量(t)
227	トルエン	合成原料・溶剤	2,800	2,858	5,657
145	ジクロロメタン(塩化メチレン)	金属洗浄	895	1,262	2,157
63	キシレン	合成原料・溶剤	817	911	1,729
311	マンガン及びその化合物	特殊鋼・電池等	156	1,501	1,658
304	ほう素及びその化合物	ガラス添加剤、脱酸剤、電子材料	471	171	642

(4) 届出排出量の多い物質

県内で届出排出量の多い上位5物質の合計は5,198tであり、届出排出量の合計6,483tの80%であり(表4)、これらは大気、公共用水域等へ排出されていました(表5～表7)。

全国で届出排出量の多い物質は、トルエン(98千t)、キシレン(43千t)、ジクロロメタン(18千t)、エチルベンゼン(16千t)、鉛及びその化学物質(6.5千t)の順であり、県内では3物質が同じでした。

表4 届出排出量の多い上位5物質

物質番号	物質名	主な用途	排出量(t)	うち大気への排出量(t)
227	トルエン	合成原料・溶剤	2,800	2,799
145	ジクロロメタン(塩化メチレン)	金属洗浄	895	894
63	キシレン	合成原料・溶剤	817	817
304	ほう素及びその化合物	ガラス添加剤、脱酸剤、電子材料	471	15
211	トリクロロエチレン	溶剤、洗浄剤	235	235

表5 大気への排出量の多い上位5物質

物質番号	物質名	主な用途	排出量(t)
227	トルエン	合成原料・溶剤	2,799
145	ジクロロメタン(塩化メチレン)	金属洗浄	894
63	キシレン	合成原料・溶剤	817
211	トリクロロエチレン	溶剤、洗浄剤	235
40	エチルベンゼン	ガソリン成分、溶剤	187

表6 公共用水域への排出量の多い上位5物質

物質番号	物質名	主な用途	排出量(t)
304	ほう素及びその化合物	ガラス添加剤、脱酸剤、電子材料	456
283	ふっ化水素及びその水溶性塩	合成原料、金属ガラスの表面処理	210
311	マンガン及びその化合物	特殊鋼・電池等	156
181	チオ尿素	医薬原料、農薬、樹脂加工等	150
172	N, N-ジメチルホルムアミド	溶剤、試薬、ガス吸収剤	28

表7 敷地内埋立の多い上位物質

物質番号	物質名	主な用途	排出量(t)
252	砒素及びその無機化合物	殺虫剤、防腐剤、電子材料	6.4

(5) 届出移動量の多い物質

県内で届出移動量の多い上位5物質の移動先は、ほとんどが事業所外への廃棄物としての移動でした(表8)。

届出移動量の多い上位5物質の合計は6,930tであり、届出移動量の合計9,766tの71%でした。

全国で届出移動量の多い物質は、トルエン(53千t)、マンガン及びその化合物(23千t)、クロム及び三価クロム化合物(12千t)、キシレン(12千t)、ジクロロメタン(11千t)の順であり、県内では4物質が同じでした。

表8 届出移動量の多い上位5物質

物質番号	物質名	主な用途	移動量(t)
227	トルエン	合成原料・溶剤	2,858
311	マンガン及びその化合物	特殊鋼・電池等	1,502
145	ジクロロメタン(塩化メチレン)	金属洗浄剤	1,262
63	キシレン	合成原料・溶剤	911
172	N, N-ジメチルホルムアミド	溶剤、試薬、ガス吸収剤	397

(6) 業種別の届出排出量・移動量

県内で届出排出量・移動量の多い上位5業種は次のとおりでした(表9)。

全国で届出排出量・移動量の多い業種は、化学工業(126千t)、輸送用機械器具製造業(58千t)、プラスチック製品製造業(44千t)、鉄鋼業(36千t)、金属製品製造業(28千t)の順であり、県内では2業種が同じでした。

表9 届出排出量・移動量の多い上位5業種

業種名	排出量・移動量(t)	排出量(t)	移動量(t)
化学工業	7,304	974	6,330
電気機械器具製造業	1,408	371	1,036
窯業・土石製品製造業	1,380	955	425
非鉄金属製造業	1,058	642	416
輸送用機械器具製造業	1,043	814	228

(7) 業種別の届出排出量

県内で届出排出量の多い上位5業種は次のとおりでした(表10)。

全国で届出排出量の多い業種は、輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業、化学工業、金属製品製造業、非鉄金属製造業の順であり、県内では3業種が同じでした。

表10 届出排出量の多い上位5業種

業 種 名	排出量(t)	移動量(t)	排出量・移動量(t)
化学工業	974	6,330	7,304
窯業・土石製品製造業	955	425	1,380
輸送用機械器具製造業	814	228	1,043
パルプ・紙・紙加工品製造業	754	130	884
非鉄金属製造業	642	416	1,058

(8) 届出外排出量

経済産業省及び環境省では、対象事業者から届け出られた第一種指定化学物質の排出量以外の排出量(届出外排出量)について、次のとおり算出しています。

- 対象業種要件未滿：対象業種に属する事業を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、年間取扱量その他の要件を満たさないため届出対象とならないもの。
- 非対象業種：対象業種以外の業種に属する事業のみを営む事業者からの排出量
- 家庭：家庭からの排出量
- 移動体：移動体(自動車、二輪車、特殊自動車、鉄道車両、船舶、航空機)からの排出量

経済産業省及び環境省が推計した福島県内における届出外排出量の合計は、5,021t でした。これは全国第22位であり、全国の届出外排出量(292,337t)の1.7%でした。

県内における届出外排出量の内訳は次のとおりでした(表11)。

表11 届出外排出量・移動量の内訳等

	届出外排出量 (t)					〈再掲〉 届出排出量 (t)	届出・届出外 排出量合計 (t)
	届出外 排出量 計	対象業 種要件 未滿	非対象 業種	家庭	移動体		
福島県	5,021 (100.0)	865 (17.2)	1,258 (25.1)	996 (19.8)	1,902 (37.9)	6,483	11,504 < 2.1% >
全国順位	22位	20位	24位	16位	21位	17位	18位
全 国	292,337 (100.0)	55,525 (19.0)	91,022 (31.1)	46,509 (15.9)	99,281 (34.0)	234,298	526,635

(注) ア 排出量等の下段の()の数値はそれぞれ届出外排出量計に対する割合(%)です。
イ 福島県の排出・移動量合計の下段の< >の数値は全国合計に対する割合(%)です。

(9) 届出外排出量の多い物質

県内における上位5物質は次のとおりでした(表12)。

表12 届出外排出量の多い上位5物質

物質番号	物質名	主な用途	届出外排出量(t)
227	トルエン	合成原料・溶剤	1,140
63	キシレン	合成原料・溶剤	850
307	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル	洗浄剤	497
24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	洗浄剤	306
304	エチルベンゼン	合成原料・溶剤	241

(10) 届出排出量と届出外排出量の合計

届出排出量・届出外排出量の多い上位5物質は次のとおりでした（表13）。

全国で届出排出量・届出外排出量の多い物質は、トルエン(164千t)、キシレン(104千t)、エチルベンゼン(33千t)、ジクロロメタン(20千t)、ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(18千t)の順であり、県内では4物質が同じでした。

表13 届出排出量・届出外排出量の多い上位5物質

物質番号	物質名	主な用途、由来	届出排出量・届出外排出量(t)	届出排出量(t)	届出外排出量(t)
227	トルエン	合成原料・溶剤	3,953	2,800	1,140
63	キシレン	合成原料・溶剤	1,667	817	850
145	ジクロロメタン(塩化メチレン)	洗浄剤	920	895	32
307	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル	洗浄剤	497	0	497
304	ほう素及びその化合物	ガラス添加剤、脱酸素剤、電子材料	475	471	4

(11) 特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量、届出外排出量の集計結果

人に対して発ガン性のある特定第一種指定化学物質の状況は、次のとおりでした（表14）。

表14 特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量等

単位:t

物質番号	物質名	主な用途、由来	届出排出量	届出排出量 (大気)	届出外排出量	届出排出量・ 届出外排出量	届出移動量	合計
299	ベンゼン	ガソリン成分	18.5	18.5	228.6	247.0	0.7	247.7
179	ダイオキシン類	燃焼	9.8	3.7	4.0	13.9	116.0	129.9
252	砒素及びその無機化合物	殺虫剤、防蟻剤	11.3	3.0	0.0	11.4	4.5	15.9
77	クロロエチレン(塩化ビニル)	合成原料	4.6	4.6	0.0	4.6	0.0	4.6
42	エチレンオキシド	合成原料、殺菌剤	0.0	0.0	2.7	2.7	0.0	2.7
232	ニッケル化合物	顔料、メッキ	0.4	0.0	1.7	2.0	51.0	53.0
69	六価クロム化合物	メッキ、防錆剤	0.2	0.0	0.6	0.8	18.0	18.8
60	カドミウム及びその化合物	顔料、電池、メッキ	0.4	0.2	0.0	0.4	6.3	6.7

(注)ダイオキシン類の単位はg-TEQ

3 振興局別の届出状況

(1) 届出排出量・移動量

振興局別の届出排出量・移動量は、次のとおりでした（表15）。

表15 振興局別届出排出量・移動量

振興局名	届出 事業 所数	環境への排出量 (t)				移動量 (t)			排出・ 移動量 合計 (t)
		排出量計	大気	公共用水域	埋立	移動量計	事業所外 (廃棄物)	下水道	
県北	257	1,290 (20)	1,275 (23)	15 (1)	0 (0)	603 (6)	603 (6)	0.1 (17)	1,893 (12)
県中	276	846 (13)	828 (15)	18 (2)	0 (0)	1,461 (15)	1,461 (15)	0.4 (67)	2,307 (14)
県南	98	661 (10)	647 (12)	14 (1)	0 (0)	723 (7)	723 (7)	0.1 (17)	1,384 (9)
会津	157	301 (5)	250 (5)	51 (5)	0 (0)	1,408 (14)	1,408 (14)	0.0 (0)	1,709 (11)
南会津	23	26 (0)	26 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (0)	10 (0)	0.0 (0)	36 (0)
相双	107	345 (5)	338 (6)	7 (1)	0 (0)	2,420 (25)	2,420 (25)	0.0 (0)	2,765 (17)
いわき	189	3,014 (46)	2,064 (38)	944 (90)	6 (100)	3,140 (32)	3,140 (32)	0.0 (0)	6,154 (38)
計	1,107	6,483 (100)	5,428 (100)	1,049 (100)	6 (100)	9,766 (100)	9,765 (100)	0.6 (100)	16,249 (100)

(注) ()の数値は、該当する振興局の県合計に対する割合を示す。

4 推移状況

(1) 排出量・移動量等の推移

県内における排出量・移動量等の推移状況は、次のとおりでした（表16）。

届出排出量について平成19年度と届出が始まった平成13年度の結果を比較すると、大気への排出量は届出の要件が裾下げ(平成13・14年度取扱量5t以上、平成15年度以降取扱量1t以上)になるなど、届出件数が増加したのにも関わらず約4,782t減少し、届出が始まった平成13年度を基準とすると約47%減少したことになります。これは、事業者による自主的な排出削減が進んだためと考えられます。

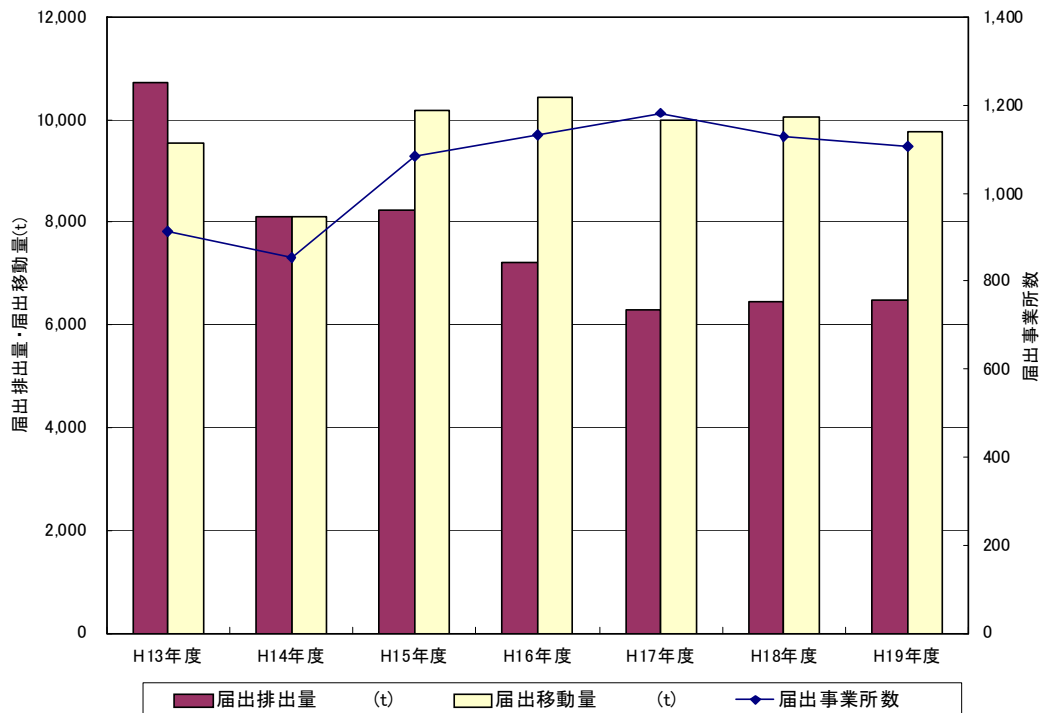
また、届出事業所数と届出排出量等の経年推移は、次のとおりでした（図2）。

なお、届出外排出量については、推計方法の見直しがなされていることから、単純に比較はできません。

表16 排出量・移動量等の推移

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H19/H13
届出事業所数	912	852	1,084	1,133	1,182	1,128	1,107	21%増
届出排出量・移動量 (t)	20,276	16,233	18,416	17,660	16,290	16,496	16,249	20%減
届出排出量 (t)	10,732	8,123	8,235	7,230	6,305	6,445	6,483	40%減
一事業所当たり届出排出量 (届出排出量/届出事業所数) (t)	11.8	9.5	7.6	6.4	5.3	5.7	5.9	50%減
届出排出量(大気へ)(t)	10,210	7,614	7,111	6,179	5,261	5,406	5,428	47%減
届出排出量(公共用水域へ)(t)	521	508	1,122	1,050	1,042	1,037	1,049	101%増
届出移動量 (t)	9,544	8,110	10,181	10,430	9,985	10,051	9,766	2.3%増
届出外排出量 (t)	9,998	10,580	6,293	6,689	5,948	5,435	5,021	50%減
届出外排出量(移動体)(t)	1,487	2,992	2,213	2,477	2,413	2,188	1,902	28%増

図2 届出事業所数と届出排出量、届出移動量の経年推移



(2) 業種別届出排出量の経年推移

平成 19 年度の業種別届出排出量の上位 3 業種の経年推移は、次のとおりでした（表 17）。

表17 届出排出量の多い上位3業種の推移

H19 順位	業種名	H13年度 (t)	H14年度 (t)	H15年度 (t)	H16年度 (t)	H17年度 (t)	H18年度 (t)	H19年度 (t)	H19/H13
1	化学工業	1,896	1,319	1,218	1,059	971	1,054	974	49%減
2	窯業・土石製品製造業	1,925	1,630	1,630	1,705	1,561	1,256	955	50%減
3	輸送用機械器具製造業	1,212	1,127	1,198	1,136	732	772	814	33%減

(3) 物質ごとの推移状況

ア 届出排出量(大気への排出)の多い上位 5 物質

平成 19 年度に大気への排出量が多い上位 5 物質の経年推移は、次のとおりでした（表 18）。

届出が始まった平成 13 年度の結果と比較すると、4 物質の排出量は減少しましたが、1 物質では増加しました。

表18 届出排出量(大気への排出量)の多い上位5物質の推移

H19 順位	物質名	H13年度 (t)	H14年度 (t)	H15年度 (t)	H16年度 (t)	H17年度 (t)	H18年度 (t)	H19年度 (t)	H19/H13
1	227 トルエン	5,463	4,145	3,966	3,080	2,434	2,672	2,799	49%減
2	145 ジクロロメタン(塩化メチレン)	1,542	1,083	1,010	817	706	718	894	42%減
3	63 キシレン	953	838	918	1,034	946	973	817	14%減
4	211 トリクロロエチレン	238	124	317	326	365	279	235	2%減
5	40 エチルベンゼン	87	114	146	180	189	185	187	114%増

イ 届出排出量(公共用水域への排出)の多い上位 5 物質

平成 19 年度に公共用水域への排出量が多い上位 5 物質を届出が始まった平成 13 年度の結果と比較すると、1 物質を除き増加しました（表 19）。

表19 届出排出量(公共用水域への排出量)の多い上位5物質の推移

H19 順位	物質名	H13年度 (t)	H14年度 (t)	H15年度 (t)	H16年度 (t)	H17年度 (t)	H18年度 (t)	H19年度 (t)	H19/H13
1	304 ほう素及びその化合物	38	40	479	486	495	451	456	1200%増
2	283 ふっ化水素及びその水溶性塩	45	55	187	191	192	198	210	467%増
3	311 マンガン及びその化合物	243	174	174	123	135	174	156	36%減
4	181 チオ尿素	110	170	220	170	140	140	150	36%増
5	172 N,N-ジメチルホルムアミド	12	13	12	14	16	28	28	133%増

ウ 届出移動量(廃棄物としての事業所外への移動)の多い上位5物質

平成19年度に届出移動量(廃棄物としての事業所外への移動)の多い上位5物質を届出が始まった平成13年度の結果と比較すると全ての物質で増加しました(表20)。

これは、環境へ排出していた分を廃棄物としたためと考えられます。

表20 届出排出量(廃棄物としての事業所外への移動)の多い上位5物質の推移

H19 順位	物質名	H13年度 (t)	H14年度 (t)	H15年度 (t)	H16年度 (t)	H17年度 (t)	H18年度 (t)	H19年度 (t)	H19/H13
1	227 トルエン	2,247	2,464	2,596	2,943	2,832	2,713	2,858	27%増
2	311 マンガン及びその化合物	1,255	1,511	1,856	1,630	1,792	2,143	1,502	20%増
3	145 ジクロロメタン(塩化メチレン)	808	339	303	373	327	523	1,262	56%増
4	63 キシレン	604	323	369	789	807	821	911	51%増
5	172 N,N-ジメチルホルムアミド	270	267	364	348	362	401	397	47%増

平成20年度

猪 苗 代 湖 の
水 質 測 定 結 果 等

平成21年 7月

福 島 県

1 猪苗代湖の水質測定結果

この測定結果は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定により策定された平成20年度公共用水域水質測定計画に基づき、猪苗代湖の水質汚濁の状況を常時監視した結果を取りまとめたもので、同法第17条の規定により公表するものです。

猪苗代湖（湖心）の水質測定結果（生活環境項目）は以下のとおりであり、全ての項目で環境基準を達成しています（表-1）。

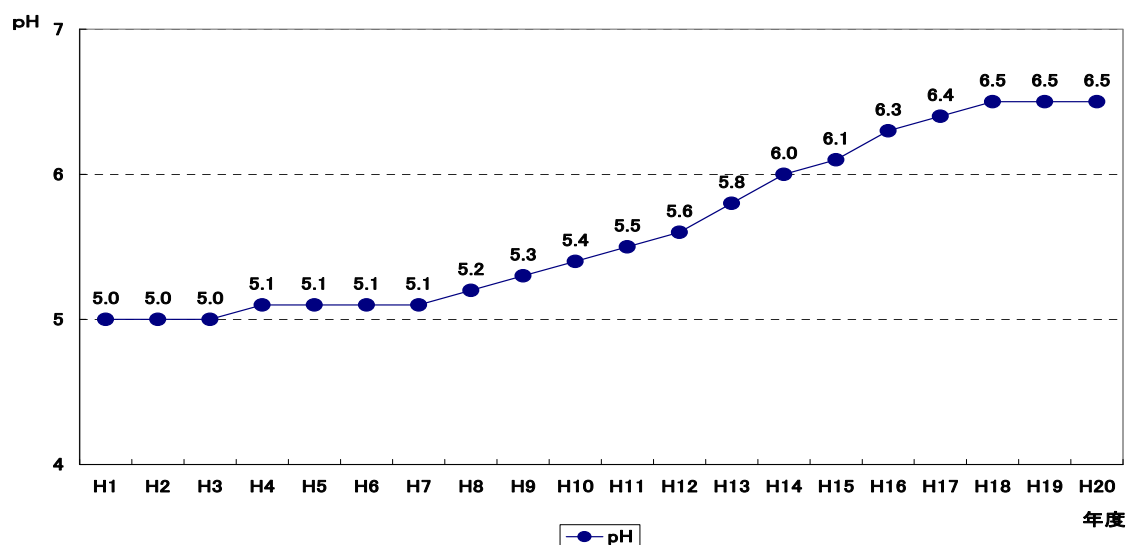
表-1 平成20年度の猪苗代湖(湖心)における水質測定結果（生活環境項目）

項目	年間平均	75%値	最小～最大	環境基準
pH(水素イオン濃度)	6.5	—	6.3～6.7	6.5～8.5（適用外）
COD(化学的酸素要求量)	0.7	<u>0.7</u>	<0.5～1.0	3mg/L以下
SS(浮遊物質)	<1	—	<u><1.0～<1.0</u>	5mg/L以下
DO(溶存酸素量)	10	—	<u>7.7～12</u>	7.5mg/L以上
大腸菌群数	130	—	<u>0～490</u>	1,000MPN/100mL以下

※ 環境基準は下線部の値で評価する。

(1) pHは、平成7年度までは、pH5の酸性でしたが、平成8年度以降、その値が上昇し、湖水の中性化の傾向がみられておりますが、平成20年度の年間平均は6.5で、前年度と同じ値でした（図-1）。

図-1 猪苗代湖（湖心）のpH（全層年間平均）の推移

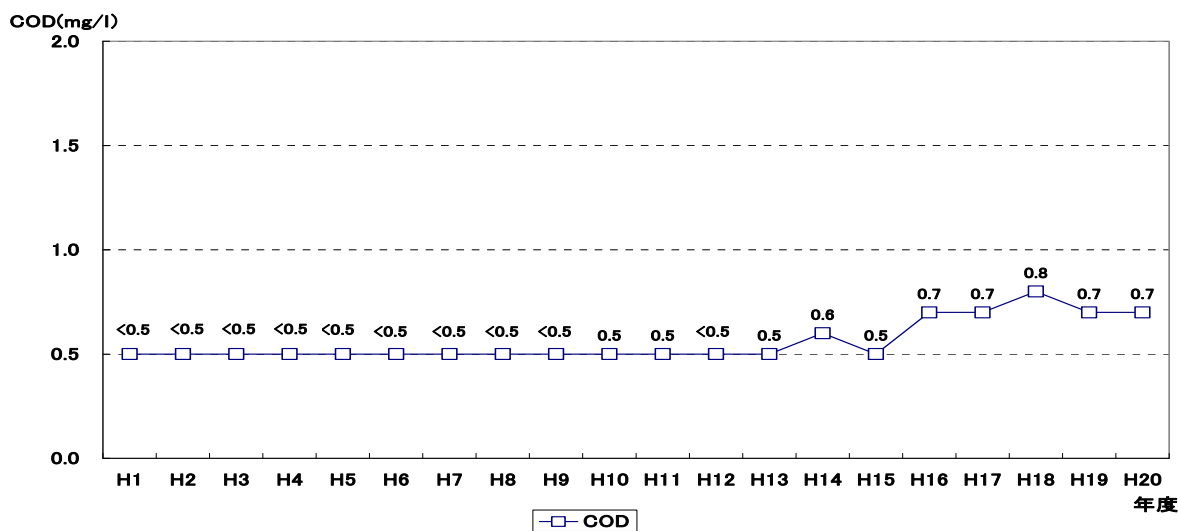


※ pHは7が中性、7より小さいほど酸性が強くなることを示す。

(2) CODについては、湖水の中性化に伴い、近年上昇する傾向がみられていますが、平成20年度は0.7mg/lで、前年度と同じ値でした（図-2）。

COD上昇の要因として、湖水の中性化による自然の浄化機能（汚濁物質を湖底に沈めるメカニズム）の低下や湖内における生産（プランクトン等の水生生物の繁殖）の増大などが考えられます。

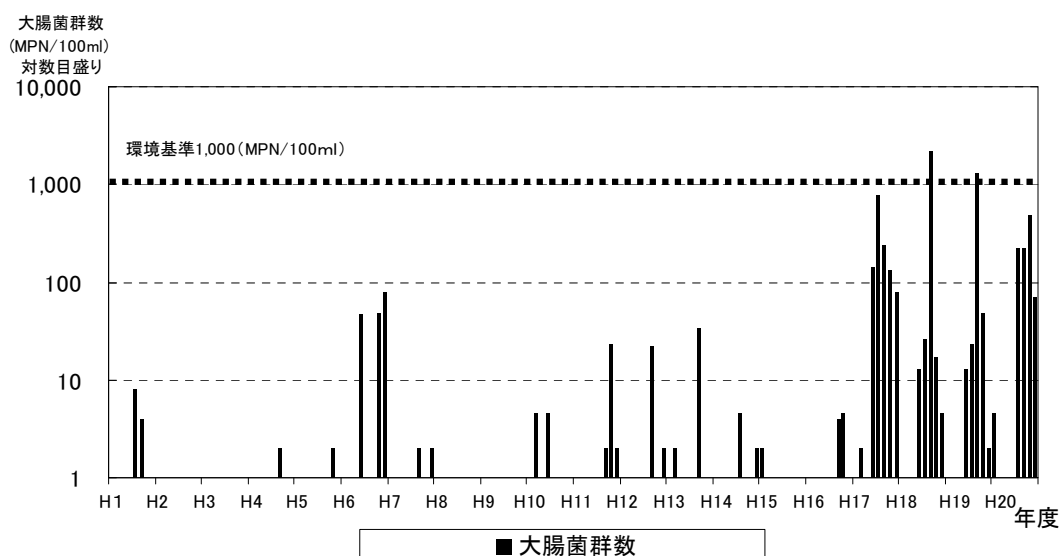
図-2 猪苗代湖（湖心）におけるCOD（全層75%値）の推移



※ CODの測定下限値は0.5mg/l
 ※ 環境基準値は3mg/l

(3) 大腸菌群数は、平成18年度、平成19年度において、環境基準を超過していましたが、平成20年度は環境基準を達成しました（図-3）。

図-3 猪苗代湖（湖心）における大腸菌群数の推移



年最大値	年度	月	大腸菌群数 (MPN/100ml)
	平成18年度	9月	2,200
	平成19年度	9月	1,300
	平成20年度	10月	490

2 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画進捗状況

これは、福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例第7条第6項に基づき水環境保全推進計画の進捗状況について公表するものです。

本県では、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域を美しいまま未来の世代に引き継いでいくことが今を生きる私たちの責務であると考え、平成14年3月、全国で初めて「未然防止」の視点に立った「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」を制定し、平成15年4月から全面施行しました。

また、「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」を平成14年3月に策定し、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全目標「次代に残そう紺碧の猪苗代湖、清らかな青い湖裏磐梯」を実現するため、県民、地域住民、利用者、事業者、県及び関係市町村は一体となって、自然汚濁・面的汚濁の低減、人為汚濁の低減、水辺環境の保全・整備促進、県民参加による水環境保全活動の活性化などに取り組んでいます。

特に、平成20年度において県では、昨年度に引き続き条例の周知を図るとともに、事業場に対する指導、条例の規制措置に伴う合併処理浄化槽の高度処理施設整備に要する経費について財政支援を行いました。また、化学肥料や化学農薬の低減、稲わら等の有機物の河川・湖沼への流入を低減するため、水環境にやさしい農業の推進に取り組みました。

なお、計画の推進状況を把握する事業達成水準は次のとおりです。

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画における事業達成水準

- 1 面的汚濁の低減のため、環境保全型農業を推進しており、その推進状況を把握する指標として、エコファーマー数を使用しています。

エコファーマーは、たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学農薬の低減を一体的に行っています。

項目	計画策定時の値 平成12年度	目標値 平成22年度	現況値	
			平成19年度	平成20年度
エコファーマー数	1人	80人	1,051人	1,077人

- 2 人為汚濁低減のため下水道及び農業集落排水処理施設等の整備、窒素除去型浄化槽の設置促進などに努めており、その推進状況を把握する指標として次の指標を使用しています。

(1) 下水道及び農業集落排水処理施設の普及率

項目	計画策定時の値 平成12年度	目標値 平成22年度	現況値	
			平成19年度	平成20年度
下水道及び農業集落排水処理施設の普及率	33.9%	64.6%	61.5%	64.7%

(2) 窒素除去型浄化槽設置基数

項目	計画策定時の値 平成 12 年度	目標値 平成 22 年度	現況値	
			平成 19 年度	平成 20 年度
窒素除去型浄化槽設置 基数	2 基	1 0 0 0 基	3 2 9 基	3 5 5 基

(3) 浄化槽法第 1 1 条の定期検査の適正率

項目	計画策定時の値 平成 12 年度	目標値 平成 22 年度	現況値	
			平成 19 年度	平成 20 年度
浄化槽第 1 1 条の定期 検査の適正率	9 3 . 6 %	1 0 0 %	9 5 . 5 %	9 2 . 2 %

(4) 汚水処理人口普及率

項目	計画策定時の値 平成 12 年度	目標値 平成 22 年度	現況値	
			平成 19 年度	平成 20 年度
汚水処理人口普及率	3 9 . 7 %	8 5 . 0 %	7 2 . 3 %	7 5 . 5 %

※汚水処理人口普及率＝（下水道処理人口＋農業集落排水処理施設整備人口＋
合併処理浄化槽整備人口）／区域内総人口×100

※この指標については、「汚水処理施設整備率」から名称を変更しました。

(5) 排水基準適合率

項目	計画策定時の値 平成 12 年度	目標値 平成 22 年度	現況値	
			平成 19 年度	平成 20 年度
排水基準適合率	7 1 %	1 0 0 %	5 6 . 5 %	6 6 . 7 %

※排水基準適合率＝（基準適合事業場数／立入排水規制対象事業場数）×100

※下水道整備区域内における既設の排水指定施設等（猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条
例対象施設）に係る全窒素及び全りんの水質基準については、平成 19 年 4 月 1 日から適用

(6) 家畜排せつ物処理施設整備率

項目	計画策定時の値 平成 12 年度	目標値 平成 22 年度	現況値	
			平成 19 年度	平成 20 年度
家畜排せつ物処理施設 整備率	5 9 . 1 %	1 0 0 %	1 0 0 %	1 0 0 %

※家畜排せつ物処理施設整備率＝家畜排せつ物処理施設整備戸数／畜産農家数×100

※「家畜排せつ物処理施設整備戸数」及び「畜産農家戸数」は家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進
に関する法律第 3 条の規定に基づく管理基準が適用となる畜産業を営む者を対象とします。

3 県民参加による水環境保全活動の活性化を図るため、家庭や地域での実践活動の促進
などに努めており、その推進状況を把握する指標として「せせらぎスクール（水生生物
による水質調査）」等への参加団体数を使用しています。

項目	計画策定時の値 平成 12 年度	目標値 平成 22 年度	現況値	
			平成 19 年度	平成 20 年度
せせらぎスクール等へ の参加団体数	9 団体	3 0 団体	2 9 団体	3 1 団体

4 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水質状況及び水質保全目標達成率

(1) 水質の状況

ア猪苗代湖

項 目		計画策定時の値 平成 12 年度	目標値 平成 22 年度	現況値	
				平成 19 年度	平成 20 年度
湖 心	C O D	0.5 未満	0.5 以下	0.7	0.7
	全 窒 素	0.27	0.2 以下	0.26	0.25
	全 り ん	0.003	0.003 以下	0.003 未満	0.003 未満
北 岸 部	C O D	4.3	3.0 以下	0.7	1.4
	全 窒 素	0.78	0.40 以下	0.26	0.41
	全 り ん	0.091	0.03 以下	0.005	0.030
南 岸 部	C O D	0.8	1.0 以下	0.7	1.2
	全 窒 素	0.30	0.20 以下	0.27	0.35
	全 り ん	0.007	0.005 以下	0.003	0.005

※COD：全層年間 75%値、全窒素及び全りん：表層年間平均値、単位：mg/l

※北岸部及び南岸部の計画策定時の値は平成 11 年度の値です。

イ裏磐梯湖沼

項 目		計画策定時の値 平成 12 年度	目標値 平成 22 年度	現況値	
				平成 19 年度	平成 20 年度
桧 原 湖	C O D	2.1	2.0 以下	3.0	2.2
	全 窒 素	0.13	0.1 以下	0.16	0.15
	全 り ん	0.004	0.005 以下	0.005	0.004
小 野 川 湖	C O D	2.1	2.0 以下	3.4	2.9
	全 窒 素	0.17	0.1 以下	0.22	0.17
	全 り ん	0.006	0.005 以下	0.006	0.005
秋 元 湖	C O D	3.1	2.0 以下	4.1	3.0
	全 窒 素	0.18	0.1 以下	0.18	0.16
	全 り ん	0.004	0.005 以下	0.007	0.005
曾 原 湖	C O D	3.1	2.0 以下	2.8	3.0
	全 窒 素	0.18	0.1 以下	0.18	0.16
	全 り ん	0.007	0.005 以下	0.007	0.006
昆 沙 門 沼	C O D	1.0	1.0 以下	1.0	1.2
	全 窒 素	0.06	0.1 以下	0.08	0.05
	全 り ん	0.003	0.005 以下	0.004	0.004

※COD：全層年間 75%値、全窒素及び全りん：表層年間平均値、単位：mg/l

(2) 湖沼の透明度

項 目	計画策定時の値 平成 12 年度	目 標 値 平成 22 年度	現況値	
			平成 19 年度	平成 20 年度
猪苗代湖湖心	7.1 m	10 m以上	11.2 m	11.6 m
裏磐梯湖沼	4.4 m	5 m以上	3.4 m	3.8 m

※裏磐梯湖沼は、桧原湖、小野川湖、秋元湖、曾原湖及び毘沙門沼の5湖沼の平均値

(3) 水質保全目標達成率

項 目	計画策定時の値 平成 12 年度	目 標 値 平成 22 年度	現況値		
			平成 19 年度	平 20 年度	
猪苗代湖	C O D	66.7%	100%	66.7%	33.3%
	全 窒 素	0%	100%	33.3%	0%
	全 り ん	33.3%	100%	100%	100%
裏磐梯湖沼	C O D	20.0%	100%	20.0%	0%
	全 窒 素	20.0%	100%	20.0%	20.0%
	全 り ん	60.0%	100%	40.0%	80.0%

※猪苗代湖水質保全目標達成率 = (目標達成水域数 / 3) × 100

目標設定水域：湖心、北岸部、南岸部

※裏磐梯湖沼水質保全目標達成率 = (目標達成湖沼数 / 5) × 100

目標設定湖沼：桧原湖、小野川湖、秋元湖、曾原湖及び毘沙門沼